

令和元年度
(2019年度)
高崎市包括外部監査報告書

高崎市包括外部監査人
鈴木 祥浩

目次

第1	包括外部監査の概要	1
1.	監査の種類	1
2.	選定した特定の事件	1
3.	特定の事件を選定した理由	1
4.	監査要点	2
5.	主な監査手続	2
6.	監査実施期間	2
7.	包括外部監査人および補助者	2
8.	利害関係	3
9.	その他	3
第2	高崎市地域防災計画の概要	4
1.	計画の目的	4
(1)	計画の目的	4
(2)	計画の策定及び修正	4
(3)	防災会議	4
(4)	計画の構成	5
2.	防災の基本理念	6
(1)	周到かつ十分な災害予防	6
(2)	迅速かつ円滑な災害応急対策	6
(3)	適切かつ速やかな災害復旧・復興	7
3.	防災関係機関の処理すべき事務、業務の大綱	8
(1)	市	8
(2)	県	8
(3)	指定地方行政機関	9
(4)	陸上自衛隊	12
(5)	指定公共機関	13
(6)	指定地方公共機関	14
(7)	その他の公共団体及び防災上重要な施設の管理者	15
(8)	市民、自主防災組織、町内会、事業者	17
4.	地域の災害環境	19
(1)	自然環境	19

(2) 災害履歴	20
(3) 災害危険箇所	23
(4) 地震被害想定	24
5. 災害予防計画の概要	28
(1) 災害に強いまちづくり	29
(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策の備え	41
(3) 市民等の防災活動の促進	58
(4) 災害時における要配慮者対策	62
(5) その他の災害予防対策の推進	68
6. 災害応急対策計画の概要	77
(1) 応急活動体制の確立	79
(2) 情報収集・連絡及び通信の確保	80
(3) 被災者等への的確な情報伝達活動	80
(4) 二次災害の防止活動	81
(5) 救急・救助、医療及び消火活動	81
(6) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	82
(7) 避難受入活動	82
(8) 食料・飲料水・燃料・生活必需品等の調達、供給活動	84
(9) 保健衛生・防疫・遺体の処置等に関する活動	84
(10) 被災家屋等に関する活動	85
(11) 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	86
(12) 施設、設備の応急復旧活動	86
(13) 自発的支援の受入れ	87
(14) その他の災害応急対策	87
7. 災害復旧・復興対策計画の概要	90
(1) 生活の再建支援等	90
(2) 災害復興推進体制	91
第3 監査の結果及び意見	93
1. 災害予防計画について	93
(1) 伝達方法の効率化について【意見】	93
(2) 用水路を明記した水害対策について【意見】	94
(3) 避難路の整備について【指摘】	94
(4) 防災再開発促進地域の指定について【意見】	95
(5) 地震防災マップの作成・更新について【意見】	96

(6) 建築物の耐震化の現状と目標【指摘】	97
(7) 緊急耐震対策補助金交付要綱について【意見】	98
(8) 液状化対策の具体的検討【意見】	99
(9) 防災訓練後の結果及び課題の評価について【意見】	100
(10) 大規模災害時のWeb発信について【意見】	101
(11) 臨時ヘリポートの住民への周知について【意見】	102
(12) 福祉避難所の開設について【意見】	103
(13) 市民の食料などの備蓄状況や防災思想の普及状況の把握について【意見】	104
(14) 備蓄倉庫の備品の保管状況及び非常用トイレの実施訓練について【指摘】	105
(15) 危険箇所総点検情報の更新について【意見】	106
(16) 災害緊急連絡網の作成状況の把握について【意見】	106
(17) 避難行動要支援者が参加する防災訓練について【意見】	107
(18) 避難行動要支援者名簿の提供先となる避難支援等関係者について【意見】	108
(19) 孤立化するおそれのある集落の把握について【意見】	109
(20) 雪害に関するハザードマップの作成について【意見】	110
(21) 災害廃棄物処理計画の作成について【指摘】	111
(22) 災害廃棄物処理に関する協定について【意見】	111
2. 災害応急対策計画について	113
(1) 災害時に被災が予想される地域に存在する支所について【意見】	113
(2) 群馬県減災対策協議会の課題への取組について【意見】	113
(3) 災害発生時の職員等の参集体制について【意見】	115
(4) 屋外拡声システムの点検について【意見】	116
(5) 民間団体との協定について【指摘】	117
(6) 情報収集・連絡及び通信の確保における支援を要請する関係機関の選定について【意見】	118
(7) 高崎市広域消防局及び中央消防署の浸水対策について【意見】	118
(8) 被災者等への的確な情報伝達活動における広報媒体について【意見】	119
(9) 市の備蓄方針に関しての啓発活動について【意見】	120
(10) 災害・避難カードの作成について【意見】	121
(11) 雪害の拡大防止活動における融雪剤の管理について【意見】	122
(12) 火山災害対策について【意見】	123
(13) 大規模火災対策の記載内容について【意見】	124
(14) 避難行動要支援者への安否確認について【意見】	125
(15) 被災時における停電に対する電力会社との連携について【意見】	126

3. 災害復旧・復興対策計画について	129
(1) 生活の再建支援等における高崎市行政調査員の活用について【意見】	129
(2) 生活の再建支援等における法令の適時の改正について【指摘】	129
(3) 法令の例規集システムへの反映について【指摘】	130
(4) 被災届出証明書について【意見】	131
(5) 被災者台帳の有効活用について【指摘】	132
(6) 大規模災害発生時の検証について【意見】	133
4. その他	134
(1) 地区防災計画の作成について【意見】	134
(2) 安否情報照会マニュアルの作成について【意見】	134
(3) 災害法制に関する研修について【意見】	135
(4) 高崎市防災会議の委員について【意見】	136
(5) 土業との連携強化について【意見】	137

第1 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

(1) 監査対象

防災事業に係る事務の執行について

(2) 監査対象期間

平成30年度、ただし必要に応じて他の年度も対象とする。

(3) 監査対象とする部局

防災に関する事業に係る事務を所管する部署、及び当該事務に関連する部署等

3. 特定の事件を選定した理由

広範な地域に甚大な被害を及ぼした東日本大震災や熊本地震の発生、また近年各地に甚大な被害をもたらしている台風、集中豪雨、豪雪など想定を超えた自然災害の発生により、全国的に防災に対する関心は高まってきている。

高崎市は、合併により中心市街地から中山間地域に至るまで、変化に富んだ自然景観に恵まれる都市となったが、その反面、豪雨、豪雪等の災害に関しては、市域が広範な範囲にわたるため、それぞれの地域特性に応じた対応を迅速、円滑に実施することが要請される。

加えて、高齢化が進行する中で移動手段に欠ける高齢者のみの世帯や高齢者の単身世帯も増加してきており、そのような配慮を要する市民への対応も要請されている。

こうした中、高崎市では「高崎市地域防災計画」を作成し地震、風水害、雪害、火山災害、大規模事故等に対する応急対策計画を策定している。また、高崎市における令和元年度の防災関連予算は、ソフト、ハード事業を併せて50億円程度となっており、発生する災害を最小限に抑えるべく投じられる金額も大きくなってきている。

市民の安全・安心な暮らしを実現していくためには、限られた財源・人員の中で継続的、計画的にインフラ等の整備を行うとともに、「高崎市地域防災計画」で策定された各種対策が効果的に機能することが重要となる。

以上のようなことから、高崎市における防災事業に係る事務執行が適切に遂行されているかどうかを監査することは有意義であると判断し、特定の事件として選定した。

4. 監査要点

- (1) 事務の執行は法令や条例等に準拠して適正に行われているかどうか。
- (2) 事務の執行が効率的かつ効果的に行われているかどうか。
- (3) 事務に係る物品等の管理は適切に行われているか。
- (4) 事務を執行する部局の組織体制や人員配置が適切であるかどうか。
- (5) 事務の執行に当たって庁内で十分な連携が行われているか。

5. 主な監査手続

- (1) 防災事業に係る事務の執行に関連する根拠法令等を確認し、事務処理に関連する資料の閲覧および関係部署からの聴取により、事務手続きが適切に行われているかを確認
- (2) 防災事業に関連する契約事務が適切に行われているかを確認
- (3) 防災事業に関連する施設の整備・管理及び物品の管理が適切に行われているかを確認
- (4) その他必要と認められる手続きを行う。

6. 監査実施期間

令和元年9月1日から令和2年3月31日まで

7. 包括外部監査人および補助者

- (1) 包括外部監査人
公認会計士 鈴木 祥浩
- (2) 監査補助者
公認会計士 兒島 宏和
公認会計士 針谷 光秋
公認会計士 新井 勇樹
弁護士 村越 芳美
税理士 有田 大輔

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、包括外部監査人および監査補助者は、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

9. その他

この報告書は、地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に規定する「監査の結果」を「指摘」として報告するものであるが、「意見」として掲げられている事項は、同法第 252 条の 38 第 2 項に規定される「監査の結果に関する報告に添える意見」として提出するものである。

なお、報告書中の各項目についての計数は、端数処理の関係で数値が一致しない場合がある。

第2 高崎市地域防災計画の概要

1. 計画の目的

(1) 計画の目的

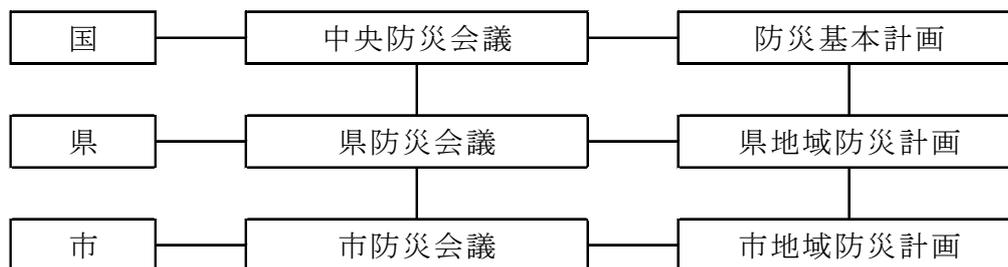
高崎市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、高崎市防災会議が策定するもので、市、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等が、その全機能を有効に発揮し、また、相互に協力して市の地域における地震、風水害、雪害、火山災害、事故災害、原子力災害及び火災に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とするものとされている。

さらに、市民が自ら行う事項、自主防災組織や町内会をはじめとした地域における各種団体が行う事項及び首都直下型地震、東海・東南海・南海地震等の大規模災害が発生した場合における首都圏等の被災自治体への支援体制や自治体間の広域応援体制の整備事項について定め、所期の目的を達成しようとするものとされている。

(2) 計画の策定及び修正

市は、防災会議を設置し、地域防災計画を策定することとしている。また、防災会議は地域防災計画に毎年検討を加え、必要に応じて修正を行うこととしている。

災害対策基本法によって定められている国、県、市の防災会議と防災計画の体系は次のとおり。



(3) 防災会議

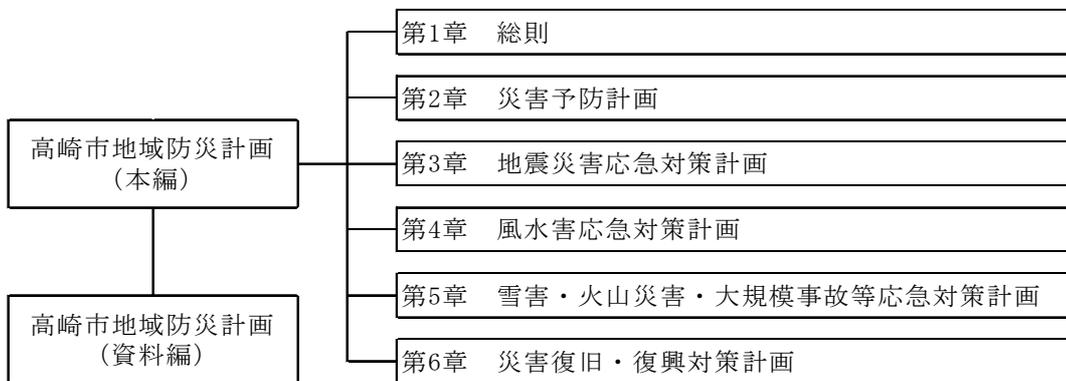
市防災会議の組織及び運営については、関係法令、市防災会議条例、市防災会議に関する規定の定めるところによるとされている。

なお、その任務については次のとおりとされている。

- ① 地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- ② 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること
- ③ 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること
- ④ 水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること

(4) 計画の構成

高崎市地域防災計画の構成は次のとおりとなっている。



2. 防災の基本理念

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあつて、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も基本的で重要な施策とされている。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能で、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならないとしている。

災害対策の実施にあたっては、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関等は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとしている。併せて、市、県及び指定地方行政機関を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、市、県、指定地方行政機関、公共機関、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとるものとするとしている。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながるとし、各段階における基本理念として以下の事項を掲げている。

(1) 周到かつ十分な災害予防

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

最新の科学的知見を総動員し、起こりうる災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策

発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人財・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

(3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興

発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

3. 防災関係機関の処理すべき事務、業務の大綱

防災に関して、高崎市及び防災関係機関の処理すべき事務や業務の大綱については、概ね次のようになっている。

(1) 市

災害対策基本法によれば、市町村の責務として「市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する」（災害対策基本法第5条第1項）とされており、これを受けて、高崎市の処理する事務として次のような内容を掲げている。

- | |
|--|
| 1 防災に関する組織の整備に関すること |
| 2 防災に関する訓練に関すること |
| 3 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること |
| 4 災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関すること |
| 5 予報、警報の伝達に関すること |
| 6 避難勧告、避難指示（緊急）に関すること |
| 7 消防、水防その他の応急措置に関すること |
| 8 被災者の救難、救助その他保護に関すること |
| 9 被災した児童及び生徒の応急の教育に関すること |
| 10 施設及び設備の応急復旧に関すること |
| 11 清掃、防疫その他の保健衛生に関すること |
| 12 緊急輸送の確保に関すること |
| 13 災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関すること |
| 14 災害復旧及び復興計画に関すること |
| 15 高崎市以外の地域での大規模災害による被災地及び被災者の支援に関すること |
| 16 高崎市防災会議に関すること |
| 17 市内の防災関係機関が行う災害対策の総合調整に関すること |

(2) 県

災害対策基本法によれば、都道府県の責務として「都道府県は、基本理念にのっとり、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災

に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する」(災害対策基本法第4条第1項)とされており、これを受けて、高崎市防災計画では県の処理する事務として次のような内容を掲げている。

1	防災に関する組織の整備に関すること
2	防災に関する訓練に関すること
3	防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること
4	災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関すること
5	予報・警報の伝達に関すること
6	消防、水防その他の応急措置に関すること
7	被災者の救難、救助その他保護に関すること
8	被災した児童及び生徒の応急の教育に関すること
9	施設及び設備の応急復旧に関すること
10	清掃、防疫その他の保健衛生に関すること
11	犯罪の予防、交通の規則その他災害地における社会秩序の維持に関すること
12	緊急輸送の確保に関すること
13	災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関すること
14	災害復旧及び復興計画に関すること
15	高崎市以外の地域での大規模災害による被災地及び被災者の支援に関すること
16	群馬県防災会議に関すること
17	市町村その他県内の防災関係機関が行う災害対策の総合調整に関すること

(3) 指定地方行政機関

関東管区警察局ほか指定地方行政機関について、処理すべき事務又は業務の大綱を次のように設定している。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
関東管区警察局	1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること 2 他管区警察局及び警視庁との連携に関すること 3 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること 4 警察通信の確保及び統制に関すること
関東総合通信局	1 非常無線通信の確保及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
	<ul style="list-style-type: none"> 2 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること 3 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置(臨機の措置)の実施に関すること 4 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること
関東財務局 (前橋財務事務所)	<ul style="list-style-type: none"> 1 金融機関に対する非常金融措置のあっせん、指導等に関すること 2 災害復旧事業費の査定立会に関すること 3 災害つなぎ資金及び災害復旧事業資金の融資に関すること 4 国有財産の貸付、譲与及び売払いに関すること 5 提供可能な未利用地、合同宿舎に関する情報提供に関すること
関東信越厚生局	<ul style="list-style-type: none"> 1 国立病院の避難施設の整備及び防災訓練等の指導に関すること 2 国立病院受入患者の医療等の指示調整に関すること 3 負傷者の国立病院における医療助産救助の指示調整に関すること 4 医療救護班の応援派遣に関すること
群馬労働局	<ul style="list-style-type: none"> 1 事業場における労働災害の防止に関すること 2 災害応急工事、災害復旧工事等に必要な労働力の確保に関すること 3 災害による離職者の早期再就職の促進に関すること
関東農政局 (群馬県拠点ほか)	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害予防 <ul style="list-style-type: none"> (1) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること (2) 農地、農業用施設等を防護するための防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備に関すること 2 災害応急対策 <ul style="list-style-type: none"> (1) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること (2) 種もみ、その他営農資材の確保に関すること (3) 主要食糧の供給に関すること (4) 生鮮食料品等の供給に関すること (5) 農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
	(6) 土地改良機械器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出及び動員に関すること 3 災害復旧 (1) 農地、農業用施設等について特に必要がある場合の査定の実施に関すること (2) 被災農林漁業者等に対する資金の融通に関すること 4 その他 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関すること
関東森林管理局	1 国有林の保安林、保安施設（治山施設）等の維持及び造成に関すること 2 災害復旧用木材（国有林材）のあっせんに関すること
関東経済産業局	1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること 2 商工鉦業事業者の業務の正常な運営の確保に関すること 3 被災中小企業の振興に関すること
関東東北産業保安監督部	1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安に関すること 2 鉦山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること
関東地方整備局 （高崎河川国道事務所、利根川水系砂防事務所）	管轄する河川・道路・砂防・地すべり・ダムについての計画、工事及び管理のほか、次の事項に関すること 1 災害予防 (1) 防災上必要な教育及び訓練 (4) 災害危険区域等の関係機関への通知 (2) 通信施設等の整備 (5) 官庁施設の災害予防措置 (3) 公共施設等の整備 (6) 豪雪害の予防 2 災害応急対策 (1) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等 (2) 水防活動、土砂災害防止活動及び地方公共団体による避難誘導のための住民への情報伝達に関する指導助言等 (3) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握 (4) 災害時における復旧用資材の確保 (5) 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等 (6) 災害時のための応急復旧用資機材の備蓄 (7) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 3 災害復旧等 災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
	要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図ること
関東運輸局 (群馬運輸支局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 自動車運送事業者に対する運送の協力要請に関すること 2 被災者、必要物資等の輸送調整に関すること 3 不通区間における迂回輸送等の指導に関すること
東京航空局 (東京空港事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 航空機による輸送に係る安全の確保に関すること 2 遭難航空機の捜索及び救助に関すること 3 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること
東京管区气象台 (前橋地方气象台)	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達および解説に関すること 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること

(4) 陸上自衛隊

陸上自衛隊に対して、処理すべき事務又は業務の大綱を次のように設定している。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
第12旅団 第12後方支援隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害派遣の準備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災関係情報資料の整備に関すること (2) 防災関係機関との連絡、調整に関すること (3) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること (4) 防災に関する教育訓練の実施に関すること 2 災害派遣の実施 <ol style="list-style-type: none"> (1) 人命または財産保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関すること (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること

(5) 指定公共機関

日本郵便（株）のほか指定公共機関について、処理すべき事務又は業務の大綱を次のように設定している。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便（株） （高崎郵便局）	1 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関するこ と 2 災害特別事務取扱いに関するこ と (1) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱 及び援護対策 ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災地あて救援用郵便物等の料金免除 エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除 (2) 指定避難所における臨時の郵便差出箱の設置 3 その他、要請のあったもののうち協力できる事項
東日本電信電話 （株）（群馬支店）	1 電気通信設備の保全に関するこ と 2 重要通信の確保に関するこ と
（株）NTTドコモ （群馬支店）	1 携帯電話設備の保全に関するこ と 2 重要通信の確保に関するこ と
日本銀行 （前橋支店）	1 通貨の円滑な供給確保、金融の迅速適切な調整、信用制度の保 持運営及び被災地金融機関に対する緊急措置についての要請等 に関するこ と
日本赤十字社 （群馬県支部）	1 医療救護班の編成及び医療救護の実施に関するこ と 2 救護所の開設及び運営に関するこ と 3 日赤奉仕団及び防災ボランティアの活動に関するこ と 4 輸血用血液の確保及び供給に関するこ と 5 義援金品の受領、配分及び募金に関するこ と 6 日赤医療施設等の保全及び運営に関するこ と 7 外国人の安否の調査に関するこ と 8 広域医療搬送拠点の整備及び広域医療搬送の運営に関するこ と
日本放送協会 （前橋放送局）	1 防災思想の普及に関するこ と 2 気象予報・警報の周知に関するこ と 3 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に關 するこ と 4 放送施設に対する障害の排除に関するこ と 5 指定避難所等における受信機の貸与・設置に関するこ と

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
	6 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関する こと
東日本高速道路 (株)(関東支社)	1 高速自動車国道の保全及び復旧に関すること 2 緊急通行路の確保に関すること
独立行政法人 水資源機構	1 水資源開発施設（水資源機構移行時に着手済みの事業に限る） の新築又は改築に関すること 2 水資源開発施設の保全（施設管理）に関すること
国立研究開発法人 量子科学技術研究 開発機構量子ビー ム科学研究部門高 崎量子応用研究所	1 放射線に係る事故の予防及び応急対策等に関すること
東日本旅客鉄道 (株)(高崎支社)	1 鉄道施設の保全及び輸送の安全確保に関すること 2 鉄道車輛による救援物資、避難者等の輸送の協力に関すること
東京ガス(株) (群馬支社)	1 都市ガス施設の保安の確保に関すること 2 都市ガスの供給の確保に関すること
日本通運(株) (群馬支店)	1 貨物自動車による救援物資、避難者等の輸送の協力に関するこ と
東京電力パワーグ リッド(株) (群馬総支社)	1 電力施設の保安の確保に関すること 2 電力の供給の確保に関すること

(6) 指定地方公共機関

公益社団法人群馬県医師会のほか指定地方公共機関について、処理すべき事務又は業務の大綱を次のように設定している。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
(公社)群馬県医師 会	1 医療及び助産活動の協力に関すること 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること 3 医療救護活動の実施に関すること
(公社)群馬県歯科 医師会	1 被災者の医療及び口腔衛生の協力に関すること 2 歯科治療痕等による身元確認作業の協力に関すること
(公社)群馬県看護 協会	1 救護活動に必要な看護の確保に関すること

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
(一社)群馬県LP ガス協会	1 エルピーガス設備の保安の確保に関する事 2 エルピーガスの供給の確保に関する事 3 会員事業者の連絡調整に関する事
群馬県石油協同組 合	1 石油等燃料の供給に関する事
上信電鉄株式会社	1 鉄道施設の保全及び輸送の安全確保に関する事 2 鉄道車輛による救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事
(一社)群馬県バス 協会	1 バスによる救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事 2 被災地の交通の確保に関する事
(一社)群馬県トラ ック協会	1 貨物自動車による救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事
群馬テレビ(株) (株)エフエム群馬	1 防災思想の普及に関する事 2 気象予報・警報の周知に関する事 3 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関する事 4 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関する事
各土地改良区	1 各土地改良区の水門、水路、ため池等の整備、防災管理及び災害復旧に関する事

(7) その他の公共団体及び防災上重要な施設の管理者

高崎市等広域消防局のほかその他の公共団体及び防災上重要な施設の管理者に対して、処理すべき事務又は業務の大綱を次のように設定している。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
高崎市等広域消防 局、多野藤岡広域 市町村圏振興整備 組合消防本部	1 災害を防除し被害の軽減に関する事 2 避難勧告、避難指示(緊急)に関する事 3 被災者の救難、救助その他保護に関する事 4 防災に関する訓練に関する事
高崎市医師会、群 馬郡医師会、藤岡 多野医師会新町分 区・吉井分区	1 医療及び助産活動の協力に関する事 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事 3 医療救護活動の実施に関する事

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
高崎市歯科医師会、藤岡多野歯科医師会	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の歯科治療の協力に関する事 2 歯型照合による身元確認作業の協力に関する事
高崎市薬剤師会、群馬県医薬品卸協同組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療及び助産活動の協力に関する事 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事
(株)ラジオ高崎	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災思想の普及に関する事 2 気象予報・警報の周知に関する事 3 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関する事 4 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関する事
高崎市農業協同組合、はぐくみ農業協同組合、多野藤岡農業協同組合、烏川流域森林組合、多野東部森林組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 共同利用施設の保全に関する事 2 農業者又は林業者に対する災害応急対策及び災害復旧の支援に関する事 3 県又は市が行う農林関係の災害応急対策及び被害調査等への協力に関する事
病院経営者	<ol style="list-style-type: none"> 1 入院患者及び通院患者の安全の確保に関する事 2 被災傷病者の救護に関する事
社会福祉施設経営者	<ol style="list-style-type: none"> 1 入所者及び通所者の安全の確保に関する事
高崎市社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災生活困窮者の生活の支援に関する事 2 義援金品募集及び配分に関する事 3 ボランティア活動の支援及び推進に関する事
高崎市商工会議所 高崎市榛名商工会 高崎市倉渕商工会 高崎市箕郷商工会 高崎市群馬商工会 高崎市新町商工会 高崎市吉井商工会	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災事業者に対する支援に関する事 2 県又は市が行う商工業関係の被害調査への協力に関する事 3 救援物資及び復旧用資材の確保についての協力に関する事 4 物価の安定についての協力に関する事
金融機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災事業者に対する復旧資金の融資その他の緊急措置に関する事

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
学校法人	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童、生徒等の安全の確保に関すること 2 指定緊急避難場所及び指定避難所としての施設の整備に関すること
危険物等施設の管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 危険物等施設の保安の確保に関すること 2 周辺住民の安全の確保に関すること
建設業関連団体	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物及び構築物に係る災害応急対策及び災害復旧への協力に関すること
農業用排水施設の管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 水門、水路、ため池等の整備、防災管理及び災害復旧に関すること
報道機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災思想の普及に関すること 2 気象予報・警報の周知に関すること 3 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関すること 4 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関すること

(8) 市民、自主防災組織、町内会、事業者

市民、自主防災組織、町内会、事業者に対して、処理すべき事務又は業務の大綱を次のように設定している。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
市民	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災・減災の知識習得 2 自宅建物・設備の減災措置、避難行動の検討 3 災害緊急連絡網（町内会連絡網）の普及推進 4 飲料水・食料・生活用品等の3日分以上の備蓄と点検 5 消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力 6 災害関連情報等の収集、家族・近所への伝達 7 家族・近所の避難行動要支援者等の避難支援 8 災害廃棄物の分別 9 その他自ら災害に備えるために必要な手段を講じること
自主防災組織 町内会	<ol style="list-style-type: none"> 1 自主防災活動マニュアル、資機材の整備、点検 2 地域の災害危険性の把握、点検 3 災害緊急連絡網（町内会連絡網）の普及推進 4 避難行動要支援者の把握、避難支援プランの作成協力 5 地区の孤立化対策（通信機器、食料備蓄等）

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
	<ul style="list-style-type: none"> 6 自主防災リーダーの養成 7 自主防災活動、訓練の実施 8 災害関連情報等の収集、伝達 9 地区内の避難行動要支援者、被災者の救助・救援対策の協力 10 災害時の避難所の自主運営 11 届出避難所の自主的な設置・運営 12 災害廃棄物の分別、集積所の管理協力
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 1 従業員の防災教育、訓練 2 事業継続計画（BCP）の作成、更新 3 所管施設・設備の減災措置、避難対策の検討 4 従業員等の飲料水・食料・生活用品等の備蓄と点検 5 自衛消防活動・訓練 6 災害関連情報等の収集、従業員・所管施設利用者等への伝達、避難誘導 7 消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力 8 避難行動要支援者等の避難支援 9 災害廃棄物の分別 10 その他自ら災害に備えるために必要な手段を講じること

4. 地域の災害環境

防災計画を設定するにあたって前提となる、高崎市のおかれている自然環境、過去の災害履歴、想定される水害危険箇所、予見される地震の被害想定といった点については、防災計画において次のように記載されている。

(1) 自然環境

① 地形

高崎市域の地形は、低地（後背湿地、谷底平野など）、台地（砂礫台地、ローム台地）、山地（新第三紀、火山、丘陵地など）、人工改変地に大別される。

低地は、市南部で合流する烏川と鏑川に囲まれた後背湿地・デルタやその周辺に分布する自然堤防のほか、烏川沿いやその支川などの河川沿いに分布する谷底平野、烏川の支流である滑川流域下部の扇状地などに相当する。

台地は、烏川、鏑川沿いに分布し、低地より標高が高くなっている。また、関東ローム層が厚く堆積するローム台地のほか、砂礫台地も含まれる。

山地は、榛名山の南斜面から烏川左岸にかけて広く分布する火山、市中央部から南部の烏川右岸に分布する標高 150m 以上の丘陵地、市西部の倉渕地域に広く分布する新第三紀などに相当する。

人工改変地は、市南部の丘陵地帯の宅地造成地、山地中に点在するゴルフ場等がある。

② 活断層

高崎市に大きな影響を及ぼす可能性のある活断層は、地震調査研究推進本部の公表（2015 年 4 月）では、関東平野北西部と関東山地との境界付近から関東平野中央部に伸びる深谷断層帯がある。深谷断層帯は、深谷断層とその副次的な断層群からなる。

深谷断層帯は、高崎市上里見町から安中市、高崎市、藤岡市に延び埼玉県鴻巣市に至る。長さは約 69 km の可能性があり、概ね西北西－東南東方向に延びる。

当該断層の南西には磯部断層、平井断層、神川断層、櫛挽断層、江南断層の北東側隆起の副次的な断層が分布する。

深谷断層帯は、少なくとも約 6 千 2 百年前以後、約 5 千 8 百年前以前に活動した可能性があり、平均活動間隔は約 1 万年－2 万 5 千年程度であった可能性がある。深谷断層帯全体が同時に活動する場合、マグニチュード（M）7.9 程度の地震が発生する可能性がある。

今後 30 年以内、50 年以内、100 年以内、300 年以内の地震発生確率は、それぞれほぼ 0%－0.1%、ほぼ 0%－0.2%、ほぼ 0%－0.5%、ほぼ 0%－2% となる。

なお、関東平野北西縁断層帯、元荒川断層帯は、それぞれ地震調査研究推進本部地震調査委員（2005）、同（2000）により長期評価が公表されているが、新たな知見により、深谷断層帯・綾瀬川断層に二分し、それぞれ評価が行われている。ただし、深谷断層帯全体と綾瀬川断層全体が同時に活動する可能性も否定されておらず、この場合は、マグニチュード（M）8.0程度の地震が発生する可能性がある。

③ 気象

気象庁（前橋地方気象台）が管理する高崎市上里見の地域気象観測所における過去10年間の降水量の最大値は、次の表のとおりである。

■上里見の過去10年間の最大降水量（左）と観測史上1～10位の値（右）

年	日最大	1時間最大	順位	日最大1時間	日降水量
2008	91.0mm	75.0mm	1位	88 mm(1987.7.15)	307 mm(1981.8.22)
2009	76.0mm	70.5mm	2位	84 mm(1977.7.2)	249 mm(1982.8.1)
2010	61.0mm	25.5mm	3位	82 mm(1988.8.23)	204 mm(1999.8.14)
2011	118.0mm	72.0mm	4位	75.0mm(2008.7.27)	185 mm(1983.8.16)
2012	108.0mm	57.0mm	5位	75 mm(1981.8.22)	172 mm(1982.9.12)
2013	101.0mm	55.0mm	6位	72.0mm(2011.8.25)	162 mm(1989.7.29)
2014	85.5mm	33.5mm	7位	71 mm(1989.7.29)	161 mm(1998.9.16)
2015	135.0mm	39.5mm	8位	70.5mm(2009.8.7)	135 mm(2015.9.9)
2016	97.5mm	31.5mm	9位	70.0mm(2009.8.6)	131 mm(1991.8.20)
2017	86.5mm	50.5mm	10位	69 mm(1982.8.1)	127 mm(1983.9.28)

（気象庁ホームページより）

（2）災害履歴

① 地震

高崎市では過去に被害を受けた地震は少ないものの、昭和6年に西埼玉地震が発生し、震度6を記録している。西埼玉地震は、県内の死者5名、負傷者55名を数えるほか、八高線の鉄橋が破壊される等の大きな被害が発生している。

■高崎市付近の主な地震災害

発生年月日	地震名（震源）	マグニチュード	群馬県内の主な震度	群馬県内でのおもな被害状況
1916.2.22 (大正5年)	— (浅間山麓)	6.2	3：前橋市昭和町	家屋全壊7戸、半壊3戸、一部損壊109戸
1923.9.1 (大正12年)	関東地震 (神奈川県西部)	7.9	4：前橋市昭和町	負傷者9人、家屋全壊49戸、半壊8戸
1931.9.21 (昭和6年)	西埼玉地震 (埼玉県北部)	6.9	5：前橋市昭和町	死者5人、負傷者55人、家屋全壊166戸 半壊1,769戸
1964.6.16 (昭和39年)	新潟地震 (新潟県沖)	7.5	4：須田貝通報所 前橋市昭和町	負傷者1人
1996.12.21 (平成8年)	茨城県南西部の地震 (茨城県南部)	5.5	5弱：板倉町板倉 4：沼田市西倉内町他	家屋一部損壊46戸
2004.10.23 (平成16年)	新潟県中越地震 (新潟県中越)	6.8	5弱：高崎市高松町他	負傷者6人、家屋一部損壊1,055戸
2011.3.11 (平成23年)	東北地方太平洋沖地震 (三陸沖)	9.0	6弱：桐生市織姫町 5強：高崎市高松町他	死者1名、負傷者41名、半壊7棟 一部損壊17,050棟、火災2件(高崎市内)
2018.6.17 (平成30年)	群馬県南部を震源とする地震(群馬県南部)	4.6	5弱：渋川市赤城町 4：前橋市、桐生市他	住宅一部破損4棟

② 風水害

明治から昭和にかけて、旧高崎市域では、500棟以上浸水する災害が5回発生している。

- ・明治43年8月洪水
- ・昭和10年9月豪雨
- ・昭和22年カスリーン台風
- ・昭和41年台風26号
- ・昭和57年台風10号

明治43年8月洪水では、烏川の決壊、榛名白川の氾濫等により、旧高崎市域で900棟以上が浸水し、旧新町や旧倉渕村で23人が死亡している。

昭和10年9月豪雨では、烏川や碓井川の堤防が決壊し、旧高崎市域で家屋の全壊・流失9棟、床上浸水800棟以上に達したほか、救助にあっていた兵士7人が濁流にのまれて殉職している。また、旧倉渕村でも家屋の全壊・流失30棟、床下浸水250棟の被害が出ている。

昭和22年9月のカスリーン台風では、常慶橋など4つの橋が流出し、旧高崎市域で死者・行方不明者31人、浸水家屋は4,000棟以上に上った。

昭和41年の台風26号では、台風の中心が市の中心部を通過し、瞬間最大風速48mを記録した。また、旧高崎市域では約3,500棟の家屋が被災したほか、旧箕郷町や旧新町で5人が死亡している。

昭和 57 年の台風 10 号では、時間雨量 51 mm、日雨量 239.5 mmを観測し、旧高崎市域で約 2,500 棟の家屋が被災したほか、旧榛名町や旧倉渕村で 3 人が死亡している。

■高崎市域の主な風水害

(単位：人、棟)

発生年 災害名	旧市町 村名	人的被害		被災家屋					その他
		死者・行 方不明者	負傷者	床下浸水	床上浸水	一部損壊	半壊・ 半流失	全壊・ 流失	
明治43年 8月洪水	高崎市			904				26	
	倉渕村	10							
	新町	13	216			576	78	56	
昭和10年 9月豪雨	高崎市	7		712	818			9	
	倉渕村	4	5	250			47	30	
昭和22年 カスリーン台風	高崎市	31		4,000					
昭和34年 伊勢湾台風	箕郷町					52以上			
昭和41年 台風26号	高崎市			636	31	2,397	302	38	救助法適用
	箕郷町	4	9		138			11	
	新町	1	6						救助法適用
昭和57年 台風10号	高崎市			2,022	371	74	60	12	救助法適用
	倉渕村	1		64		95	6	2	
	榛名町	2	4						

③ その他

■昭和49年10月6日 榛名町下里見土石流

概要	7時30分頃、高崎市若田剣崎浄水場へ通じる導水管が破裂し、鉄砲水が土砂（幅60m高さ100m厚さ10m）とともに押し寄せ、民家等を埋没流出させた。
被害	死者6人、負傷者6人、住家全壊3戸、床下浸水2戸、非住家被害5戸、道路損壊1箇所、橋梁損壊1箇所、河川損壊1箇所、砂防施設1箇所、水道施設1箇所、田埋没0.29ha

■平成9年3月7日 安中・榛名林野火災

概要	7日午後1時30分頃、安中市中秋間字檜山の尾根付近から出火。異常乾燥注意報発表の中、風速13mの西風にあおられ榛名町山林にまで燃え広がり、3日間にわたり燃え続けた。
被害	負傷者1名、焼損家屋1棟、被災区域面積216ha

■平成26年2月14日～15日 大雪

概要	2月13日21時に南西諸島で発生した低気圧が、本州の南海上を北東に進み、次第に発達しながら15日明け方から昼頃にかけて関東地方沿岸に接近した後、関東の東を北東に進んだ。また、関東地方の上空約1,500m付近は-6℃以下の寒気に覆われ、14日朝から雪が降りはじめ、前橋では最深積雪が73cmを観測し、統計開始以来の記録を大幅に更新した。
被害	重傷2人、軽傷21人、住家全壊2棟、一般住宅駐車場屋根（カーポート）又は農業用ビニールハウス等の倒壊被害多数、中央銀座アーケード屋根一部崩落、停電最大約90,000軒

(3) 災害危険箇所

① 洪水浸水想定区域

水防法の指定河川である烏川、神流川、鎗川、碓氷川、井野川、榛名白川、利根川については、洪水で氾濫した場合の洪水浸水想定区域図が公表されている。これらの洪水浸水想定区域を総合すると、豊岡、片岡、六郷、八幡、南八幡、新町等が浸水区域内に含まれる。

■洪水浸水想定区域の状況

実施主体	対象河川	想定降雨	想定内容
国土交通省高崎河川国道事務所	烏川下流、神流川、鎗川、碓氷川	想定最大降雨量（3日間で579mmの降雨）	新町、片岡、南八幡の一部地域が浸水区域に含まれる。浸水深は5mを超えるところがある。
群馬県	烏川上流	想定最大降雨量（2日間で783.3mmの降雨）	六郷、八幡、豊岡、榛名の一部地域が浸水区域に含まれる。六郷、豊岡では、浸水深が5m以上となるところがある。
	碓氷川	想定最大降雨量（2日間で775.8mmの降雨）	八幡、豊岡、鼻高の一部地域が浸水地域に含まれる。浸水深は5mを超える範囲がある。
	井野川	想定最大降雨量（1日で667mmの降雨）	浜尻、塚沢、新高尾、京ヶ島、岩鼻の一部地域が浸水区域に含まれる。浸水深は5m～10mとなるところがある。
	榛名白川	想定最大降雨量（1日で687.5mmの降雨）	長野、箕郷の一部地域が浸水区域に含まれる。浸水深は3m以下がほとんどである。
	利根川	想定最大降雨量（3日間で491mmの降雨）	京ヶ島、滝川、岩鼻の一部地域が浸水区域に含まれる。浸水深は0.5～3m以下である。
	鎗川	想定最大降雨量（2日間で700mmの降雨）	吉井町吉井から吉井町小串にかけて浸水区域に含まれる。浸水深は最大で5m～10mとなっている。
	鮎川	想定最大降雨量（1日で672mmの降雨）	新町の一部地域が浸水区域に含まれる。浸水深は3m以下の区域がほとんどである。

② 土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域

高崎市内には419箇所の急傾斜地崩壊危険箇所、364箇所の土石流危険渓流があり、片岡など高崎地域の烏川右岸及び倉渚地域、箕郷地域、榛名地域、吉井地域に数多く分布する。このほか、市内に13箇所の地すべり危険箇所がある。

また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による土砂災害警戒区域（特別警戒区域）が、高崎地域、倉渕地域、箕郷地域、榛名地域、吉井地域で合計 880 区域（769 区域）指定されている。

■土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域の状況

（単位：箇所）

地域名	急崩壊危険箇所	急傾斜の土砂災害警戒区域 (特別警戒区域)	土石流危険渓流	土石流の土砂災害警戒区域 (特別警戒区域)	地すべり危険箇所	地すべりの土砂災害警戒区域 (特別警戒区域)	
高崎地域		69	110(104)	70	48(41)	6	9(0)
倉渕地域		85	123(122)	68	64(42)	3	1(0)
箕郷地域		41	66(59)	20	10(6)	0	0
群馬地域		0	0	0	0	0	0
新町地域		0	0	0	0	0	0
榛名地域		72	115(112)	123	109(78)	0	2(0)
吉井地域		152	148(147)	83	67(58)	4	8(0)
合計		419	562(544)	364	298(225)	13	20(0)

（平成30年3月末現在）

（4）地震被害想定

地震調査研究推進本部が 2005 年に公表した長期評価に基づき、関東平野北西縁断層帯で発生する可能性のあるマグニチュード 8 の地震を想定し、高崎市が平成 19 年度（吉井地域は平成 22 年度）に予測した被害の概要は次のとおり。人口等の基礎数値は調査時点（平成 19 年度高崎市・平成 22 年度吉井地域）の数値を使用している。

① 震度

震源域を高崎市の南に設定しているため、震源域に近い市の南部ほど震度が高くなっている。市内の震度は、震度 5 弱～7 である。市内の多くが震度 6 強であり、市役所より下流の烏川沿いに広がる低地では地盤が軟弱なため震度 7 も予測されている。山地部では震度 5 強から 6 弱となっている。

② 液状化危険度

新町地域など、烏川沿いの低地で液状化の危険性がやや高い。

③ 斜面崩壊

倉渕地域、榛名地域、吉井地域、片岡等に急斜面地崩壊危険箇所が多く分布し、崩壊の危険度が比較的高い。

④ 建物被害

全市で全壊建物約 18,300 棟（全壊率約 10%）、全壊・半壊合わせて約 40,900 棟（全半壊率約 23%）と予測されている。震度が大きい市南部で、かつ建築年代の古い建物が比較的多く分布する場所で特に被害が大きく、高崎地域の旧市、片岡、豊岡、南八幡、倉賀野では全半壊率が 30%以上と予測されている。

⑤ 火災危険性

冬の夕刻（午後 6 時）に地震が発生した場合、約 210 件の出火があり、そのうち、初期消火で消し止められない炎上出火が約 108 件と予測されている。さらにそのうちの約半数が延焼火災に発展し、焼失は約 1,000 棟（焼失率約 0.7%）に上ると予測され、また、高崎地域の旧市、倉賀野では、建物被害が大きく、建物の密度も比較的高いため、特に被害が大きいと予測されている。

⑥ ライフライン被害

高崎市南部ほど震度が大きいため、被害率も高くなると予測されている。特に低地に水道管の敷設されている榛名地域や新町地域、石綿管が多い群馬地域や吉井地域での被害が大きいと予測されている。また、地震直後はほぼ全域で断水（高崎市上水道断水率 94%、簡易水道断水率 93%）し、1 週間後に半数が復旧し、全域復旧するには 1 ヶ月程度を要すると予測されている。

都市ガスも地震直後にほぼ全域で供給停止となり、全域復旧するのに 1 ヶ月程度を要し、下水道は被害が生じても流下機能に影響が出るところは少ないと予測されている。

⑦ 人的被害

建物被害の大きい高崎市南部や倉渕、榛名で死傷者が多くなり、全市の死者数は 900 人弱（0.3%）と予測されている。

避難所生活者は、地震発生から 1 日後で約 8.9 万人（約 24%）、断水が続く生活支障のため 1 週間後くらいに避難所生活者はピークを迎え、約 12.3 万人（約 34%）になると予測されている。1 か月後の避難所生活者数は約 4.2 万人（約 12%）と予測されている。

⑧ その他

予測した被害量のほか、時間帯によって次のような事象が発生するおそれがあると予測されている。

(i) 冬の午後6時（平日）に地震発生

- ・通勤時間帯の車両に加え、道路の被災、道路への落下・倒壊物、高速道路の閉鎖による迂回車両等により渋滞が激化し、消防・救急等の緊急通行に支障が出るおそれがある。
- ・通勤客が乗車した列車の脱線等により大量の傷病者が発生するおそれがある。
- ・高崎駅では千人規模の旅客が滞留し、在来線の駅でも数百人規模の旅客が滞留するおそれがある。
- ・新幹線の運行停止で、東京・新潟・長野方面への旅客が数日間市内に滞留するおそれがある。
- ・夜間はヘリコプターによる偵察ができず、倉淵地域、榛名地域、吉井地域の山間集落等の状況が、翌日まで把握できないおそれがある。
- ・防災関係機関は、事務所に残っていた職員がすぐに初動活動を開始するが、周囲が暗いため活動に支障が出る。

(ii) 冬の朝5時（平日）に地震発生

- ・駅等での滞留者がほとんどなく、帰宅困難者はほとんど発生しない。
- ・防災関係機関の職員は、徒歩やバイクで参集し、通勤距離が遠い出先機関等で初動対応が遅れる。

(iii) 秋の昼12時（休日）に地震発生

- ・高崎駅周辺の商業施設では、買い物客等が、割れたガラス、看板等の落下物、転倒物等により多数の負傷者が発生するおそれがある。
- ・東京方面等からの多くの観光客の自家用車、バスなどが、道路の被害や渋滞により長時間市内に滞留する。
- ・榛名湖等への多くの観光客が市外から集まり、榛名湖等への限られたアクセス道路が寸断し、多くの観光客が孤立し、救援が必要となるおそれがある。

■地震被害予測結果

	冬18時	冬5時	秋12時	備考
全壊棟数(棟)	18,281			火災被害との重複を含む
全壊率(%)	10.3			
半壊棟数(棟)	22,640			火災被害との重複を含む
全半壊率(%)	23.1			
全出火件数(件)	210.8	29.4	28.8	全ての出火件数
炎上出火件数(件)	107.9	15.1	14.7	初期消火で消し止められなかった件数
残出火件数(件)	54.3	0	0	消防力で延焼発展を阻止できなかった件数
焼失棟数(棟)	1,060	0	0	
焼失率(%)	0.6			
上水道管被害箇所数(箇所)	2,013.17			
上水道管被害率(%)	0.86			
死者(人)	857	890	861	
死者発生率(%)	0.26	0.27	0.26	
重症者(人)	1,315	1,212	1,202	
重症者発生率(%)	0.39	0.36	0.36	
中等症者(人)	6,044	6,073	5,944	
中等症者発生率(%)	1.80	1.81	1.77	
要救助者(人)	4,196	4,584	4,548	
要救助者発生率(%)	1.25	1.37	1.36	
罹災者(人)	90,243	88,448	88,448	
罹災率(%)	26.92	23.82	24.94	
避難所生活者1日後(人)	89,892	88,900	88,900	
避難所生活者発生(%)	24.21	23.94	23.94	
避難所生活者1週間後(人)	126,703	125,945	125,946	
避難所生活者発生(%)	34.12	33.91	33.91	
避難所生活者1ヶ月後(人)	42,983	41,691	41,691	
避難所生活者発生(%)	11.57	11.23	11.23	

(平成19年度高崎市・平成22年度吉井地域地震被害想定調査による)

5. 災害予防計画の概要

災害対策基本法では第46条において、災害予防及びその実施責任について次のように規定している。

第46条 災害予防は、次に掲げる事項について、災害の発生又は拡大を未然に防止するために行うものとする。

- 一 防災に関する組織の整備に関する事項
- 二 防災に関する教育及び訓練に関する事項
- 三 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関する事項
- 四 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- 五 災害が発生した場合における相互応援の円滑な実施及び民間の団体の協力の確保のためにあらかじめ講ずべき措置に関する事項
- 六 要配慮者の生命又は身体を災害から保護するためにあらかじめ講ずべき措置に関する事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関する事項

2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害予防の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害予防を実施しなければならない。

高崎市地域防災計画では、災害予防に関して災害予防計画を立案している。

災害予防計画には次の項目が設定されている。

- (1) 災害に強いまちづくり
- (2) 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え
- (3) 市民等の防災活動の促進
- (4) 災害時における要配慮者対策
- (5) その他の災害予防対策の推進

(1) 災害に強いまちづくり

災害に強いまちづくりをテーマに、具体的に次のような観点から、市として実施すべき事項を検討している。

- ① 水害対策
- ② 土砂災害対策
- ③ 災害に強いまちづくりの推進
- ④ 建築物の安全化
- ⑤ ライフライン施設等の機能の確保
- ⑥ 液状化対策
- ⑦ 危険物施設等の安全確保

① 水害対策

i 水害防止事業の推進

建設部は、内水氾濫等による市内の浸水被害の解消、軽減を図るため、市民からの要望や雨水対策に係る事業の計画について、都市整備部、農政部、下水道局、総務部、各支所部と協議・調整し、事業の円滑な推進を図るものとしている。

農政部は、地震等による破損で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、周辺住民等へ適切な情報提供を実施することとしている。

総務部は、水防法に基づき、洪水予報河川及び水位周知河川に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するよう努めるとされている。また、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効果があると認めるときは、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができるものとしている。

平成 30 年度における各部局の実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
下水道局	雨水幹線の布設	300,682	進捗率 33%程度
総務部	ハザードマップの作成業務委託 河川監視映像受信設備委託 危険箇所総点検の実施	13,348 1,782 —	河川 151ヶ所、 土砂災害 781ヶ所
建設部	飯玉排水路築造工事	19,990	全体延長の 75%完成
農政部	ため池ハザードマップ作成	2,894	進捗率 70%程度

ii 水防体制の充実

総務部は、毎年出水期前に県水防計画に準じて、水防計画を作成することとされている。また、消防部及び多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、消防団は、水防訓練の実施、水防倉庫、資機材の整備・点検等を行い、洪水への備えに万全を期するとされている。

平成 30 年度における各部局の実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
消防局	出水期には水防資機材の点検の他、河川、水門等の点検を実施	—	—

iii 洪水浸水想定区域における避難確保措置

ア. 洪水ハザードマップの普及

烏川、神流川、鎚川、碓氷川、井野川、榛名白川及び利根川の指定区間について、総務部が作成したハザードマップを活用し、これらの河川の氾濫により想定される浸水区域や水防法第 15 条第 1 項第 2 号に基づく避難場所の位置、緊急連絡先や情報連絡経路、浸水想定区域内の地下街等、大規模工場等、要配慮者利用施設の名称及び所在地などを、市民等に対し周知徹底するものとしている。

イ. 洪水浸水想定区域対策

総務部は、新たに水防法による浸水想定区域の指定があったときは、同法に基づき、浸水想定区域ごとに、次の事項を本計画の風水害応急対策に定めるとともに、避難所その他避難確保のため必要な事項を、市広報誌、ハザードマップ等により住民へ周知するものとしている。

- ・洪水予報等の伝達方法
- ・避難所等円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な事項
- ・要配慮者利用施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合は、施設の名称、所在地及び洪水予報の伝達方法等

平成 30 年度における各部局の実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
総務部	防災機能を備えた新体育館設置用地の取得	407,830	R 3 年度完成予定
	一時避難場所として民間共同住宅所有者と協定締結	—	—

iv 避難確保計画の作成指導等

ア. 地下街における避難確保計画

総務部は、浸水想定区域内に地下街等が建設され、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要な場合には、当該施設の名称及び所在地を本計画に記載し、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めることとしている。

なお、地下街の所有者、管理者等は、水防法第 15 条の 2 第 1 項に基づく避難確保計画を作成し、速やかに計画を公表することとしている。

また、これに該当しない区域や、特定少数の者が利用する地下空間の所有者、管理者、建設予定者についても、国土交通省の「地下空間における浸水対策ガイドライン」に基づき浸水対策、避難対策の普及を促進するものとされている。

イ. 大規模工場等における避難確保計画

総務部は、浸水想定区域内にある大規模工場等の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要な場合には、当該施設の名称及び所在地を本計画に記載し、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めることとしている。

ウ. 要配慮者利用施設における避難確保計画

総務部は、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要な場合には、当該施設の名称及び所在地を地域防災計画に記載することとしている。

また、福祉部、保健医療部、教育部は、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めることとしている。

なお、要配慮者利用施設の所有者、管理者等は、水防法第 15 条の 3 第 1、5 及び 6 項に基づく避難確保計画を作成し、当該計画に基づいた避難誘導等の訓練を行うものとしている。

なお、資料編の中に、この項に関連して作成した「重要水防区域」と「浸水区域内要配慮者利用施設」に関する事項がまとめられている。

平成 30 年度における各部局の実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
総務部	施設向け説明会を開催	—	毎年開催している

② 土砂災害対策

i 砂防事業の促進等

建設部は、土砂災害危険箇所や山地災害危険地区について、県による急傾斜地崩壊危険区域等の法指定を推進し、砂防事業や治山事業による防災工事を推進するとされている。

また、建設部及び県は、土砂災害防止法による土砂災害特別警戒区域について、特定の開発行為や建築物の構造等の規制および必要に応じて建築物の移転勧告等を行うものとされている。

平成 30 年度における各部局の実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
建設部	急斜面地崩壊対策事業負担金	3,696	—

ii 斜面造成地の災害防止対策の推進

建設部は宅地造成工事規制区域内の保全対策及び宅地造成工事規制区域外の開発規制等を実施することとされている。

平成 30 年度における各部局の実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
建設部	地震時に活動崩落のおそれのある造成土地の有無について順次調査を実施	—	進捗率 50%程度

iii 警戒避難体制の強化

総務部は、土砂災害警戒区域対策として、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域が指定された場合の対応を、次のように地域防災計画の中で定めている。

事項	地域防災計画における規定箇所
情報伝達、予警報の発表・伝達	第 4 章 第 3 節 第 1 広報活動
避難場所及び避難経路	第 2 章 第 2 節 第 6 避難誘導・受入活動体制の整備
土砂災害に係る避難訓練	第 2 章 第 2 節 第 10 防災訓練の実施
避難、救助その他必要な警戒避難体制	第 4 章 第 7 節 第 1 避難誘導 第 5 節 第 1 救急・救助活動
要配慮者利用施設	資料編 4-4 土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設

また、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知するため、土砂災害ハザードマップを作成し、住民等に配布することとしている。

さらに、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内にある要配慮者利用施設で急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合に、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保をする必要がある場合には、当該施設の名称及び所在地を地域防災計画の中に記載することとしている。記載された当該施設の所有者、管理者等は、避難確保計画を作成しなければならず、また当該計画に基づいて訓練を行うこととされている。

③ 災害に強いまちづくりの推進

i 地震に強いまちづくりの推進

総務部は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めるにあたっては、地域住民の生命、身体及び財産を地震から守るための施策をその中に位置づけるよう努めることとされている。

また、都市整備部は都市計画を定めるに当たって、地震に強い都市構造の形成のため、必要に応じて、防火地域又は準防火地域を定め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、防災上重要な市街地の整備を推進するとともに、災害時の避難、消防、救護活動等に寄与する道路、公園等の公共施設の整備を図るなど、防災に配慮したまちづくりを推進するように努めることとされている。

平成 30 年度における各部局の実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
建設部	高崎市緊急耐震対策事業	80,893	—
都市整備部	立地適正化計画の策定	6,016	—
	土地区画整理事業	692,172	
	都市計画道路及び区画道路の整備	401,623	

ii 避難道路等の整備

県及び市は、避難に要する時間の短縮、避難路の有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等を目的として、避難路となる都市計画道路、農道、林道その他の道路の整備に努めるものとされている。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止または制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとされている。

平成 30 年度における各部局の実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
建設部	幅員の狭い道路の改良整備事業及び未舗装道路の舗装工事	—	新規の道路改良工事に際して幅員を確保するようにしている。群馬県無電柱化推進計画に位置付けられた市道(8.11km)の進捗は約70%(5.7km)
農政部	幅員の狭い道路の改良整備事業及び未舗装道路の舗装工事	45,014	

iii 密集市街地の整備等

都市整備部は、防災再開発促進地区を指定して市街地の再開発を促進する場合、防災街区整備地区計画その他の都市計画の決定、市街地の再開発に関する事業の実施その他の必要な措置を講ずるように努めるものとされている。

平成 30 年度における各部局の実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
都市整備部	高崎スマート I C 産業団地周辺整備事業	32,205	緩衝緑地及び公園を整備

なお、高崎市においては、現在のところ、防災再開発促進地区として指定された地区はないとのことである。

iv 都市防災構造化推進事業の利用

都市整備部は、地震に強いまちづくりを推進するにあたっては、次の各事業を必要に応じて利用することとされている。

- ・災害危険度判定等調査事業
- ・住民等のまちづくり活動支援事業

④ 建築物の安全化

i 建築物の耐震性の確保

建設部は、建築物の耐震性の確保を推進するため、建築基準法に定める構造基準の遵守の指導に努めるものとされている。

現行の建築基準法の適用を受けない建築物については、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づいて策定した、高崎市耐震改修促進計画により、建築物の耐震診断・改修の促進施策を充実し、計画的な耐震化を促進することとしている。

高崎市域における建築物の耐震化の現況と目標

	現況 (平成30年度)	令和2年度 目標	備考
住 宅	78.6%	90.0%	
特定建築物等	88.6%	95.0%	多数の方が利用する一定規模以上の建築物

過去5年間における耐震化率の推移は次のとおり

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
住 宅	76.6%	77.2%	77.9%	78.6%	79.3%
特定建築物	82.6%	86.7%	87.7%	88.6%	89.1%

ア. 耐震化の促進を図るための支援策

- ・ 高崎市木造住宅耐震診断事業
- ・ 高崎市緊急耐震対策事業
- ・ 高崎市耐震診断義務付け対象建築物耐震補強支援事業
- ・ 耐震改修の実現化の働きかけ
- ・ 民間特定建築物の耐震化
- ・ 耐震改修計画の認定基準の緩和及び容積率・建ぺい率の特例
- ・ 建築物の耐震性に係る表示制度
- ・ 区分所有建築物の議決要件の緩和

イ. 周知・啓発活動

- ・ インターネットやパンフレットを活用した耐震化に関する情報提供
- ・ 地震防災マップの作成・配布
- ・ 多くの人が集まるイベント会場における周知・啓発活動
- ・ 自治会と連携した周知・啓発活動

ウ. 耐震化を促進するための環境整備

- ・ 市民相談体制の充実
- ・ 耐震診断技術者の育成等の協力
- ・ 地震保険の加入促進に関する情報提供
- ・ 自主防災組織の結成推進
- ・ 特定優良賃貸住宅の空き家の利用

エ. 法に基づく指導等による耐震化

- ・ 耐震改修促進法による指示等の実施
- ・ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

オ. その他の安全対策

- ・ 落下物の安全対策
- ・ 家具等の転倒防止対策
- ・ エレベーター・エスカレーターの地震対策
- ・ ブロック塀等の安全対策
- ・ がけ崩れ等に対する敷地の安全対策

カ. その他建築物の耐震化促進に関する事項

- ・ リフォームにあわせた耐震改修の誘導
- ・ 定期報告制度との連携
- ・ 事業を通じた耐震化
- ・ 不動産取引を通じた耐震化
- ・ 新築の耐震化
- ・ 避難路等の現況把握及び沿道住宅・建築物耐震化基礎資料の整備

ii 文化財の保護

教育部は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるとされている。

なお、平成 30 年度においては、実施した事業は特段なかったとのこと。

iii 災害時拠点の耐震対策

災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるとされている。

また、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めることとされている。

平成 30 年度における各部局の実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
総務部	防災センター建物改修	479	定期点検により順次対応している
建設部	高崎市耐震診断義務付け対象建築物耐震補強支援事業費補助事業	9,992	具体的には「ホテルグランビュウ高崎」の耐震工事に対する補助金交付

⑤ ライフライン施設等の機能の確保

i ライフライン施設等の機能確保

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、県、市、ライフライン事業者、廃棄物処理事業者は、ライフライン施設や廃棄物処理施設の機能の確保、設備の防災化を図るものとされている。

また、総務部および公共機関は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとされている。

ライフライン施設の機能の確保策を講じるにあたっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとしている。

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
水道局	老朽管及び石綿セメント管の更新	906,000	平成 30 年度で適合率 26.5%、1 年間で+0.8%

ii 防災体制の整備

ライフライン事業者に対しては、防災計画を作成し、次のような観点から防災体制の整備を図ることとしている。

- ・ 保安規程を遵守し、設備の巡視・点検を励行する。
- ・ 応急復旧に係る組織体制、動員体制を整備し、従業員に周知徹底させる。
- ・ 情報連絡体制を整備する。
- ・ 同業事業者及び関連事業者との広域的な応援体制を整備する。
- ・ 防災訓練を実施するとともに県又は市町村が実施する防災訓練に積極的に参加する。
- ・ 医療機関等の人命に係わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるとともに、早期復旧が可能な体制を整備する。

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
総務部	「旧南八幡公民館」を「南八幡備蓄倉庫」に整備	—	—

iii 応急復旧用資機材の整備

ライフライン事業者は、迅速な応急復旧を確保するため、応急復旧用資機材を備蓄するとともに、その保守・点検を励行することとしている。

また、下水道部は、総務部と高崎下水道管路施設管理業協同組合が結ぶ協定に基づき、発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとしている。

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
水道局	緊急時水道管路仮設資材供給業務委託	756	—
下水道局	資機材の整備についての検討	—	—

iv 需要者への防災知識の普及

ライフライン事業者は、災害時に需要者が実施すべき安全措置及び平常時から心がけるべき安全対策について広報等を行い、需要者への防災知識の普及に努めることとしている。

⑥ 液状化対策

i 公共施設等における液状化被害の防止

公共施設の管理者及び病院、学校、百貨店、ホテル等多数の者が利用する施設の管理者は、施設の設置にあたっては、地震による地盤の液状化被害を防止するため、地盤改良、施設の構造強化等の対策を必要に応じ適切に実施することとされている。

ii 液状化対策の知識の普及

建設部は、住宅・宅地の液状化対策として、住民への液状化対策に対する知識の普及を図るものとされている。

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
建設部	建築確認申請に必要な構造計算書中の地質調査結果において、液状化対策が必要な場合には、その対策の実施内容を確認	—	—

⑦ 危険物施設等の安全確保

i 危険物等施設の安全性の確保

危険物等の製造、貯蔵、取扱い又は輸送を行う事業者、危険物等の取扱規制担当官公署は次の対策を行うこととしている。

- ・ 技術基準の遵守
- ・ 立入検査の徹底
- ・ 自主保安体制の整備
- ・ 講習会・研修会の実施
- ・ 防災に資する都市計画の推進
- ・ 再発防止の徹底

県、保健医療部及び消防部等は、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準に見直し等を行い危険物等関係施設の安全性の向上に努める。

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
消防局	危険物施設の立入検査を、各施設 3 年に 1 回を目標に実施している	—	1,121 件中 401 件実施
保健医療部	毒物・劇物販売業者、クリーニング所への立入検査	—	—
都市整備部	市場周辺地区計画区域の指定	497	指定完了

ii 救急・救助、医療及び消火活動体制の整備

救急・救助活動体制の整備としては、消防部等、県警察、自衛隊、県が、救助工作車、救急車、照明車等の車両、エンジンカッター、チェーンソー等の資機材及び危険物施設から発生する有毒ガスや放射性同位元素、核燃料等からの放射能漏えいに対する資機材の整備に努めることとしている。

医療活動体制の整備としては、県、市、日本赤十字社、国立病院機構高崎総合医療センター、災害拠点病院は、負傷者が多数にのぼる場合を想定して、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとしている。また、消防部等と医療機関は、広域災害救急医療情報システム及び群馬県統合型医療情報システムの情報を共有することにより、迅速に負傷者を適切な医療機関に搬送できるよう連携体制の整備を図ることとされている。

消火活動体制の整備としては、消防部等が平常時から消防団、自衛消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努めることとしている。また、消防部等及び事業者は、危険物等の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備促進に努めることとしている。

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
消防局	必要資機材を計画的に整備 県等と定期的な訓練の実施 消防団等との連携訓練	—	—
保健医療部	医療資機材等の整備	269	—

iii 消防訓練の実施

事業者、消防部等、県警察、その他の防災関係機関は、防災訓練の実施及び実践的な訓練の実施と事後評価を行うこととされている。

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
消防局	オイルターミナル消火訓練 事業所への訓練指導	—	—

iv その他の災害予防対策

ア. 防災業務関係者の安全確保

危険物事業者、消防部等、県警察は、応急対策活動を行う防災要員の安全を確保するため、危険物等の性状に応じた防護マスク、防護服、環境測定機器等防護用資機材の整備を図ることとしている。

イ. 防除活動体制の整備

危険物事業者、消防部等は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動のための体制の整備に努めるものとしている。

また、危険物事業者、消防部等、県、河川管理者等は、危険物等が河川等に大量流出した場合に備えて、オイルフェンス等防除資機材の整備を図ることとしている。

石油事業者団体は、油が大量流出した場合に備えて、油防除資機材の整備を図ることとされている。

ウ. 応急復旧活動体制の整備

危険物事業者は、施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとしている。

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
消防局	県、市と連携したオイルフェンス、マット等の整備	—	—

(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

迅速かつ円滑な災害応急対策への備えをテーマに、具体的には次のような項目について市として実施すべき事項を検討している。

- ① 情報の収集・連絡体制の整備
- ② 応急活動体制の整備
- ③ 救急・救助及び医療活動体制の整備
- ④ 消火活動体制の整備
- ⑤ 緊急輸送活動体制の整備
- ⑥ 避難誘導・受入活動体制の整備
- ⑦ 食料・飲料水・生活必需品の調達・供給体制の整備
- ⑧ 広報・広聴体制の整備
- ⑨ 災害未然防止活動体制、二次災害予防体制の整備
- ⑩ 防災訓練の実施

① 情報の収集・連絡体制の整備

i 情報の収集・連絡体制の整備

災害に関する情報の収集及びその伝達は、その後の災害応急対策の規模や内容を左右するものであるため、迅速性と正確性の確保が重要であるが、市及び関係機関は、次のような観点から組織内及び関係組織相互間の連絡体制の整備に努めるものとしている。

- ・ 情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化
- ・ 情報収集・連絡に係る初動体制の整備
- ・ 多様な情報の収集体制の整備
- ・ 災害時の業務を支援するシステムの検討、推進
- ・ パトロール等による情報収集体制の確保
- ・ 住民との連携

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
総務部	災害情報業務委託(ラジオ高崎)	8,640	—
	公共施設への防災スピーカーの設置	56,160	
	Jアラート新受信機整備委託	2,268	
環境部	緊急連絡網の整備	—	—

ii 通信手段の確保

災害時における情報収集及び連絡は、通信手段の確保が不可欠であるが、そのため、総務部、電気通信事業者及び関係機関は、通信施設の整備及び保守管理について、次のような観点で大規模災害を考慮した対策を講じるものとしている。

- ・通信施設の整備及び保守管理の徹底
- ・災害時優先電話の指定
- ・代替通信手段の確保
- ・通信の多ルート化
- ・無線局開設者との連携
- ・通信訓練への参加
- ・災害時特設公衆電話の設置

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
総務部	特になし	—	災害時優先電話の指定などの業務は実施済み

② 応急活動体制の整備

i 職員の応急活動体制の整備

災害が発生した時に、市として躊躇なく避難勧告等を発令できるように全庁をあげた体制の構築に努めるものとしている。

また、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に災害応急対策を円滑に推進するために、災害応急対策に従事する職員の参集基準、連絡手段及び参集方法をあらかじめ定めておくこととしており、さらに、応急活動の内容を職員に周知徹底させておくことが必要であるとしている。

ア. 職員の非常参集体制の整備

総務部は、次により職員の非常参集体制の整備を図ることとされる。

- ・参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の確保等を図る。

- ・交通・通信の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員に支障が生ずる場合を想定し、災害応急対策ができるよう、訓練等の実施に努める。
- ・初動マニュアルを職員に普及するとともに定期的に訓練を実施する。関係機関に対しても、上記に準じた体制の整備を図るものとしている。

イ. 職員に対する応急活動内容の周知徹底

各部は、平成 20 年度に作成した災害応急活動マニュアルを毎年点検する。また、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。訓練の実施後は、事後評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じてマニュアルを見直すものとしている。

その他の関係機関についても上記に準じた体制の整備を図るものとしている。

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
総務部	指定避難所開設担当者の選定	—	—
環境部	屋内消火栓及び消火器を用いた消火訓練の実施	—	高浜クリーンセンター

ii 連携体制の整備

大規模災害発生時には、高崎市単独では対応しきれない事態が生じる可能性が高いことから、他の自治体からの相互応援や、関係機関、一般事業者との連携といった協力体制が必要かつ重要となる。

高崎市では、この点について総務部、消防部等を中心にして平常時から連携体制の整備を進めている。

ア. 市における応援・受援体制の整備

総務部は、災害対策基本法第 67 条の規定に基づく応援要請に関し、あらかじめ県内及び県外の市町村との間での応援協定の締結に努めることとしている。

・相互応援協定等の一覧

市町村等の名称	協定等年月
川越市	昭和 60 年 8 月
越谷市	平成 7 年 10 月
佐久市	平成 7 年 12 月
北関東・新潟地域連携軸推進協議会	平成 8 年 10 月
藤岡市・神流町・上野村	平成 8 年 10 月

市町村等の名称	協定等年月
前橋市(上水道相互連絡管設置に関する協定)	平成9年11月
板橋区ほか12市町	平成19年8月
中核市災害相互応援協定	平成23年5月
浦安市	平成24年11月
北茨城市ほか63自治体	平成25年7月
世田谷区	平成26年2月
水戸市、前橋市、宇都宮市(北関東中核都市連携会議)	平成26年8月
新潟市	平成26年9月
東久留米市	平成28年3月
水戸市	平成30年2月

総務部は、受援計画を定めるように努め、また、受援・応援に関する連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点の確保を図り、訓練を実施するなど、日頃から実行性の確保に留意し、災害時において協力を得られる体制の整備に努めることとしている。

また、災害対策基本法第68条の規定に基づく県に対する応援要請が迅速に行えるように、あらかじめ連絡調整窓口等を取り決めておくなどの必要な準備を行うこととしている。

イ. 消防機関における応援体制の整備

消防部等は、消防組織法第39条の規定に基づく応援要請に関し、あらかじめ県内及び県外の消防機関との間での応援協定の締結に努めるとされている。

また、消防組織法第44条の規定に基づく広域応援要請に関し、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めることとしている。

ウ. 関係機関との連携体制の整備

総務部は、避難勧告等を発令する際に、災害対策基本法第61条の2の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底することとしている。

・関係機関等との協定一覧

関係機関	応援内容	協定年月
国土交通省関東地方整備局	情報交換、情報連絡員の派遣	平成23年3月

エ. 一般事業者等との連携体制の整備

総務部及び関係機関は、災害時における食料、飲料、燃料、生活必需品等の調達や土木等の役務の提供について、企業や団体との間で優先的な供給に関する協定を推進するものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、実効性の確保に留意するとしている。

平成 31 年 3 月時点で 126 の企業もしくは団体と、協定ないし覚書の締結がされている。

オ. 円滑な救助の実施体制の構築

総務部は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について、県と意見交換しながら事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行うこととしている。

カ. 水災に対する連携体制の構築

総務部は、国及び県が組織する洪水氾濫による被害を軽減するための対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「烏・神流川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「河川氾濫に関する群馬県減災対策協議会」等を活用し、国等と密接な連携体制を構築することとしている。

キ. 救援活動拠点の整備

総務部及び消防部等は、機関相互の応援が円滑に行われるように、警察、消防、自衛隊等の部隊の展開や宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報共有に努めるとしている。

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
消防局	緊急消防援助隊合同訓練の実施	—	応援協定は締結済み 訓練は毎年実施
総務部	「災害時ホットライン」による連携 「気象情報に関するホットライン」 による連携	—	—

③ 救急・救助及び医療活動体制の整備

i 救急・救助活動体制の整備

消防部等においては、救助工作車、救急車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救助用資機材の整備に努めることとされている。なお、自主防災組織

に対しては救助用資機材の整備に努めてもらうにあたって、市として資金面での支援を行うこととしている。

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
消防局	消防車両の更新	255,660	更新計画により計画的に更新

ii 医療活動体制の整備

保健医療部においては、地区医師会との協力体制の構築に努めるとともに、総合保健センターを核とした救護所の効率的な運営体制を整備し、訓練等により点検や見直しを行うこととしている。

また、災害時は負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶又は困難になる場合が想定されることから、応急救護用医薬品及び医療資機材等の備蓄に努めるとともに、調達体制の整備を進めることとしている。

救急搬送を受け持つ消防部等と医療機関は、広域災害救急医療情報システム及び群馬県統合型医療情報システムの情報を共有し、迅速に患者を適切な医療機関に搬送できるように連携体制を整備することとしている。

消防部、保健医療部、地区医師会等の災害医療に係る者は、連携してトリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）技術、災害時に多発する傷病の治療技術等について研究、研修に努めるとしている。

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
消防局	群馬県災害医療研修(訓練) 日高病院、高崎総合医療センターとの合同訓練	—	訓練のほか、症例検討会等を通じ計画的に連携を図っている。
保健医療部	災害医療対策会議による関係機関との連絡体制の強化 医療資機材等の備蓄 避難所設営研修の実施 病院主催の研修への参加	—	—

④ 消火活動体制の整備

i 消火活動体制の整備

消防部等では、次の点を考慮し「消防力の整備指針」に適合するように消防組織の拡充・強化、消防施設の充実に努めることとしている。

- ・消防水利の多様化

- ・関係機関等との連携強化
- ・消防用機械・資機材の整備

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
消防局	防火水槽の整備	5,594	毎年1基整備

ii 出火の防止

消防部等は、建築面からの出火の防止を図るため、確認申請と合わせて建築同意制度を活用することとしている。

また、住民に対して地震時における火災予防思想の普及に努めるとともに、自主防災組織の指導者に対し、消火に必要な技術等を指導することとしている。

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
消防局	消防同意事務の実施 自主防災組織への訓練指導 防火管理者講習会 立入検査の実施	—	消防同意件数 618 件 防火対象物の立入検査実施 2,694 件

iii 住民及び企業の消火活動体制の整備

地震発生後の火災は、同時多発的に発生することが考えられるので、初期消火が特に重要と考えられている。初期消火は、住民や企業が地域ぐるみで取り組むことが最も効果が大きいとされている。

そのため、消防部等として次のような対策を実施することとしている。

- ・地域ぐるみの消防訓練の実施
- ・企業の防火管理者を対象に防火研修を実施し、消防法に基づく消防計画の作成指導及び消防訓練指導を行う。

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
消防局	自主防災組織や事業所に訓練指導	—	依頼に基づき訓練指導を実施している。

⑤ 緊急輸送活動体制の整備

大規模地震による災害時には、救急搬送、消火活動、救援物資輸送等を円滑に実施するため、輸送施設及び輸送拠点が重要な施設となることから、これらの施設が円滑に使用できるような体制を整備することとしている。

i 輸送拠点の確保

高崎市としては物資集配拠点として浜川運動公園及び高崎市総合卸売市場を予定しているため、当該施設について集配体制の整備をすることとしている。

ii ヘリポートの確保

総務部及び消防部等は、臨時ヘリポートとして利用可能な施設を把握するとともに、災害時におけるこれらの施設の利用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておくとしている。

また、常設ヘリポート及び臨時ヘリポートが災害時に有効に利用できるように、その所在地を関係機関及び住民等に周知することとしている。

なお、平成31年3月時において、臨時ヘリポート適地としては、高崎ヘリポートをはじめとする28ヶ所が設定されている。

平成30年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
消防局	ドクターヘリランデブーポイントの指定 ヘリポート使用に係る情報共有	—	業務内で計画的に実施

iii 緊急輸送道路ネットワークの形成

総務部は次の拠点を結ぶ区間を県警察・道路管理者等と協議のうえ緊急輸送道路として指定し、耐震化や災害時の啓開体制の整備を進めることとしている。

- ・高崎市内の災害拠点病院、公的医療機関、臨時ヘリポート等
- ・高崎市が指定する救護所、避難所、物資集配拠点等

平成30年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
総務部 建設部	特になし	—	指定された緊急輸送道路については、必要に応じ通常業務の中で対応

iv 災害に対する緊急輸送道路の安全性の確保

道路管理者は、緊急輸送道路の構造について、災害に対する安全性の確保に努めるとされている。また、防災上重要な経路となる道路については、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るとしている。

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
建設部	コンベンション施設北口線整備	群馬県事業	—

v 道路の応急復旧体制等の整備

建設部等の道路管理者は次の対策を行うこととされている。

- ・管理する道路について、事前に交通障害の防止又は軽減の措置に努め、発災後速やかに道路の啓開が行えるよう動員体制及び資機材の整備をしておく。
- ・上記については緊急輸送道路を優先して実施する。
- ・発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について民間団体との協定に基づき、連絡体制の整備に努める。
- ・集中的な大雪に備え、立ち往生車両を速やかに排除できるよう、リスク箇所にレッカー車やトラクタシャベル等の機材を事前配備するよう努める。

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
建設部	国、県等との連携会議を通じて大雪や災害発生による道路啓開について情報共有を図った	—	—

⑥ 避難誘導・受入活動体制の整備

震災時には、建物の損壊、焼損等による二次災害や避難住民の大量発生等が予想される。そのため、市その他の関係機関は、住民を適切に誘導し避難させるとともに、避難住民に対し、避難所、応急仮設住宅を迅速に提供できる体制を整備しておく必要がある。

また、風水害時には、警報等の情報を迅速かつ的確に伝達するとともに、住民を適切に避難誘導し、避難所を迅速に提供できる体制を整備しておく必要がある。

したがって、これらに備えて高崎市としては次のような対応をするものとしている。

i 警報等伝達体制の整備

総務部は、警報等を住民、水防管理者等に迅速かつ確実に伝達できるように伝達ルートを確認しておくとともに、迅速かつ確実に伝達できるようにサイレン、同報系無線、広報車等を整備することとしている。

また、様々な環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるようにJアラートの活用や放送事業者等の協力を得つつ、防災行政無線、サイレン、広報車、安心ほっとメール、災害専用電話、テレビ、ラジオ、twitter、facebookなど伝達手段の多重化、多様化を図るものとしている。

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
総務部	災害情報業務委託(ラジオ高崎)	8,640	—
	防災情報放送システム整備	56,160	
	Jアラート新受信機等整備委託	2,268	

ii 避難誘導

総務部は、消防機関、警察機関等と必要に応じて協議し、避難誘導に必要な事項を定めるとともに、避難誘導訓練の実施に努めるとしている。

また、内閣府が作成した「避難勧告等に関するガイドライン」を参考に、避難すべき区域や判断基準及び伝達方法を明確にした「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成することとしている。

洪水等に対する警戒避難体制として、各種情報に基づいた具体的な避難勧告等の発令基準を設定することとしている。また発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるとしている。

土砂災害に対する警戒避難体制として、具体的な避難勧告等の発令基準を設定するとともに、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるとしている。

災害時に住民が避難所へ速やかに避難できるように、あらかじめ避難経路の確認等に活用できるハザードマップを作成することとしている。

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
総務部	避難場所案内板設置工事	4,938	79ヶ所

iii 指定緊急避難場所及び指定避難所

総務部は、災害種別に応じ、施設管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図ることとしている。

指定避難所となる施設については、あらかじめ必要な機能を整理し、必要に応じて良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努めるとされている。

また、指定避難所における貯水槽、仮設トイレ、マンホールトイレなど避難生活に必要な施設・設備の整備に努めるとしている。

さらに、指定避難所又はその近傍で、食料、水、非常用電源、炊き出し用具など必要な物資の備蓄に努めるとされる。

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
総務部	指定避難所開設担当者と施設管理者等との打ち合わせや備品チェック等を実施	—	毎年実施

iv 福祉避難所

総務部は、特別な配慮を行う福祉避難所をあらかじめ指定することとしている。福祉避難所の指定基準としては次のような点を踏まえることとしている。

- ・施設自体の安全性が確保されていること
- ・施設内における避難者の安全性が確保されていること

施設・設備に関しては福祉避難所として機能するために必要な環境整備に努めるとされ、また、要配慮者に対応した食料、介護用品及び日常生活用具等の備蓄に努めるとしている。

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
総務部	福祉避難所として、社会福祉施設と協定締結。併せて「福祉避難所マニュアル」作成	—	25 法人 55 施設と協定締結

v 届出避難所

総務部は、地域住民が自主的に避難できる場所を確保するため、町内会が所有する集会所等を届出避難所として登録することを推進するものとしている。

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
総務部	出前講座や地域の自主防災組織を通じて啓発実施	—	H30 末、登録数 217ヶ所

vi 応急仮設住宅等

建設部は、次の対策を進めることとされている。

- ・資機材の調達・供給体制の整備
- ・用地供給体制の整備
- ・学校の教育活動への配慮
- ・住居のあっせん及び民間賃貸住宅の借り上げ

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
建設部	特になし	—	候補地の選定は実施済み

⑦ 食料・飲料水・生活必需品の調達・供給体制の整備

i 備蓄計画

総務部は、地震被害想定による 3 日分の避難所生活者数の食料や、生活必需品等の備蓄に努めるとされている。

備蓄倉庫は、大規模な地震や風水害による施設や道路の状況等を想定し、避難所等への円滑な輸送が可能となる場所に配置するとともに、その増設に努めることとしている。

市の食料備蓄の現況と目標は次のとおり

対象者：避難所生活者(地震被害想定調査による)

考え方：発災後 3 日分の 7 食とし、自助・共助・公助の考え方から、

市民 6：県 2：市 2 の割合で備蓄を行う。

市の備蓄：備蓄対象者×7 食×20%

平成29年4月1日現在

	全体	高崎	倉渕	箕郷	群馬	新町	榛名	吉井
人口(人)	374,491	251,590	3,631	20,635	41,828	12,300	20,239	24,268
備蓄対象者数(人)	89,892	63,008	997	4,045	7,274	3,077	5,532	5,959
目標備蓄数(食)	125,849	88,211	1,396	5,663	10,184	4,308	7,745	8,343
有効備蓄総数(食)	91,248	47,447	4,089	8,678	8,928	4,794	8,678	8,634
充足率(%)	72.5	53.8	293.0	153.2	87.7	111.3	112.0	103.5

平成30年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
総務部	備蓄計画に基づく備蓄品の購入	消耗品:5,094 備品:2,614	—

ii 調達計画

総務部は、食料、飲料水、燃料、生活必需品及び関連資機材の調達について、一般事業者等の協力を得てあらかじめ調達体制の構築を行っておく。

平成30年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
総務部	オリヒロプランデュ(株) (株)倉屋 (一社)日本福祉用具供給協会	—	物資の供給に関する協定締結

⑧ 広報・広聴体制の整備

i 広報体制の整備

ア. 災害緊急連絡網の普及推進

市内全世帯への町内会ごとの災害緊急連絡網を定めるなど、地域の実情に応じた情報伝達体制の普及を推進する。

世帯数が多く、すぐに全世帯への連絡網が作れない町内会については、災害時に援護を必要とする人への声かけに限定した連絡網作りから始める。

イ. 防災行政無線

総務部は、小中学校等に屋外スピーカーの設置を推進する。

ウ. その他の広報体制の整備推進

- ・ 総務部及び(株)ラジオ高崎は、電波状況の調査や受信状況の改善に向けた取り組みを行うなどの体制及び施設・設備の整備を図る。

- ・ 総務部は、災害時ライフライン情報の配信や災害時指定避難所検索機能、避難所開設情報速報機能を整備する。
- ・ 携帯電話の緊急速報メールを活用した情報提供を行う。
- ・ twitter や facebook を活用し、多様な手段で緊急情報の提供を行う。
- ・ 既存の駐車場案内表示板などの設備を活用した市からのお知らせ情報配信システムの構築を検討する。
- ・ 覚えやすい電話番号を確保して、電話により緊急情報を提供する災害専用電話を整備する。
- ・ 群馬県が整備する Lアラートを活用し、放送事業者などの情報伝達者により住民が必要とする情報を迅速かつ正確に伝える。
- ・ 本庁舎及び各支所に広報実施のための車両を配備し、いつでも出動できる体制を確保しておく。

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
総務部	無線従事者養成講習負担金	119	—

ii 広聴体制の整備

総務部は、覚えやすい電話番号を確保し、災害発生時に市民からの問い合わせに一括して対応する 24 時間対応の窓口を設置し、広聴体制の整備を図るとしている。

ライフライン事業者等は、住民等からの問い合わせ等に的確に対応できるよう、広聴体制の整備を図るとしている。

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
総務部	特になし	—	台風 19 号被災時には災害専用電話などで必要な対応を行った

⑨ 災害未然防止活動体制、二次災害予防体制の整備

i 危険箇所総点検の実施

建設部、都市整備部、農政部、水道局、下水道局は、災害発生の未然防止に資するため、土砂崩れ、河川氾濫、樹木の倒木など危険と思われる箇所について点検を実施することとしている。

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
下水道局	マンホール蓋、ポンプ場等の点検	9,200	マンホール蓋の不具合修正
建設部	河川等を中心に点検	—	—
都市整備部	337 公園樹木及び市道 28 路線の街路樹の点検実施	—	—
農政部	農業用水路、水門、林道等の点検	20,615	—

ii 公共施設における活動体制の整備

公共施設の管理者は、所管施設の緊急点検、応急的な復旧等の対策のための体制を整備するとともに、必要な資機材の備蓄を行うとしている。

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
—	—	—	関係部局で必要に応じ、業務の中で実施

iii 水防活動体制の整備

消防部等は、平常時から水防活動の体制を整備するとともに、必要な資機材の備蓄を行うとしている。

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
消防局	—	—	業務の中で実施

iv ダム等の適切な操作体制の整備

河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等は、ダム、水門、ポンプ場などの施設を適切に操作するマニュアルを作成するとともに、人材の要請を行うとしている。

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
農政部	管理者の確認及び操作方法の確認を実施	—	全て実施

v 建築物、宅地の応急危険度判定体制等の確保

建設部は、災害時の危険度判定作業が円滑に行えるよう調査票、ステッカー等を計画的に備蓄するとしている。

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
建設部	—	—	業務の中で実施

vi 砂防ボランティアの受入れ体制整備

建設部は、砂防ボランティア・斜面判定士の派遣要請、受入れ、実施体制を整備するとしている。

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
建設部	特になし	—	必要に応じ対応

vii 危険物等による被害の防止

消防法の定める危険物、火薬、高圧ガス、毒物、放射性物質などの危険物等を取扱う施設等の管理者については、地震等で危険物による二次災害が発生しないように災害予防計画を策定するとともに、防災訓練を行うものとしている。

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
消防局	施設による防災訓練の立会	—	—

viii 木造住宅密集地域における避難誘導體制の整備等

総務部は、木造住宅密集地域において、地震により大規模な火災が発生する可能性に備えて、地域における初期消火意識の共有等に努めることとしている。

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
総務部	特になし	—	自主防災組織への啓発を実施

⑩ 防災訓練の実施

i 総合防災訓練

総務部は、自衛隊等国の機関と協力し、また学校、民間企業、ボランティア団体等を含めた地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施することとしている。

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
総務部	特になし	—	隔年実施

ii 個別防災訓練

消防部等の関係機関は、次に例示する訓練を適宜実施する。

- ・非常招集訓練
- ・消防訓練
- ・水防訓練
- ・避難訓練
- ・非常通信訓練
- ・応急復旧訓練

地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき訓練を実施するものとしている。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水害等が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、訓練の実施に努めるとしている。

大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるとしている。

道路管理者は大雪時の道路交通を確保するための合同実動訓練を実施するよう努めるとしている。

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
消防局	高崎消防隊総合訓練	788	毎年実施している

iii 広域的な訓練

総務部及び各部等は、県等が主催する広域的な防災訓練に積極的に参加している。

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
消防局	群馬県総合防災訓練	—	毎年実施している

部局	事業	事業費(千円)	摘要
総務部	川越市・越谷市防災訓練参加	10	川越市：隔年実施 越谷市：毎年実施

iv 図上訓練

総務部及び各部等は、図上訓練の実施に努めるとしている。

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
消防局	指揮本部運営訓練	—	毎年実施している
総務部	日本防災士会の協力のもと、職員向けHUG研修実施	36	継続的に実施し、職員の啓発に努める

v 実践的な訓練の実施と事後評価

訓練の実施にあたっては、目的を具体的に設定した上でを行い、参加者自身も判断を求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するとされている。

また、防災訓練の実施後には事後評価を行い、課題等を明らかにし必要に応じて体制等の改善を行うとされている。

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
消防局	3.11 訓練	—	毎年実施している
環境部	高浜CC：H30.10.30 消防訓練実施 吉井CC：H31.3.10 消防訓練実施	—	継続実施

(3) 市民等の防災活動の促進

災害から市民の生命、身体及び財産を守ることは、県及び市町村に課せられた使命であるが、同時に自らの安全は自らが守ることも防災の基本であるとしている。

特に発災時には行政が本格的に対応を行うまでの間にある程度の時間が必要であること、通信、交通等の混乱により、被災地における活動が一時的に中断することも予想される。

したがって、市としては、市民に対して平常時より食料等の備蓄など災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動するといった防災思想の普及、徹底に努める必要があるとしている。

① 防災知識の普及・啓発

i 災害被害を軽減する市民運動の展開

市民を災害から守るためには、公助、自助、共助の取組みが必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う市民運動を展開する必要があるとして、次のような対策を講じることとしている。

- ・防災(減災)活動へのより広い層の参加
- ・正しい知識を魅力的な形で分かりやすく提供
- ・企業や家庭等における安全への投資の促進
- ・より幅広い連携の促進
- ・市民一人ひとり、各界各層における具体的行動の継続的実践の促進

ii 防災思想の普及

ア. 家庭等における防災知識の普及

総務部は、災害時の家族間での取り決めや家族一人ひとりの防災能力の向上に役立てることのできる家庭用防災冊子の作成・配布についての調査・研究を行うとともに消防部等、県及び県警察と連携した防災週間や防災関連行事等での活動を行うなどして以下の事項の周知、徹底を図ることとしている。

- ・家庭内の危険防止
- ・家庭防災会議の開催
- ・非常持出し品の準備
- ・屋内、屋外及び自動車運転中にとるべき措置
- ・正しい情報の入手
- ・電話に関する留意事項

イ. 学校教育を通じた防災知識の普及

総務部及び教育部は、学校教育を通じて防災に対する知識の普及を図るとともに、消防職員などの防災有識者を招いて防災訓練を実施するなど、児童、生徒の防災意識の普及・啓発を図るとしている。

ウ. 小学校等への防災頭巾の配布

教育部は、幼稚園、保育所、小学校、特別支援学校の全園児・児童等に防災頭巾を配布し、在校(園)中の災害発生に備えるとともに防災意識の高揚を図るとしている。

エ. 防災知識の普及啓発資料の作成・配布等

総務部は、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地震時の行動マニュアル等を分かり易く作成し、住民等に配布するとともに防災知識の普及啓発に努めることとされている。

オ. 防災訓練の実施指導

総務部及び消防部等は、学校等において定期的な防災訓練を行うように指導したり、地域住民が主体となった避難所開設・運営に向けてのマニュアルの作成や訓練の実施などの支援をすることとしている。

カ. 要配慮者への配慮

以上の防災知識の普及及び訓練の実施にあたっては、要配慮者に十分配慮し、支援する体制が整備されるように努めるとしている。

キ. 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるとされている。

ク. 緊急地震速報の普及、啓発

総務部及び防災関係機関は、緊急地震速報について普及、啓発に努めるとしている。また、防災訓練の実施にあたっては、シナリオの中に緊急地震速報を取り入れるなど地震発生時の対応行動の習熟を図るように努めるとしている。

ケ. 被災地支援に関する知識の普及

総務部は、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努めることとしている。

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
消防局	高崎市消防隊訓練等イベントにおける消防コーナーの設置 市内大学の学園祭における消防団入団促進活動 市内幼稚園、保育園における防災教室の実施 自主防災組織や事業での訓練指導 における防災思想の普及	—	毎年実施している
総務部	地域の防災訓練へ参加	—	—

② 市民等の防災活動の環境整備

i 消防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化

総務部及び消防部等は、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の基本的な考え方を理解し、消防団の施設・装備の充実、青年層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し育成し、消防団の充実・強化を図るとしている。

また、水防団及び水防協力団体の水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図ることとしている。

総務部は、市内の全町内会に自主防災組織が整備されることを目指し自主防災体制の育成強化を図るとしている。

市民部は、自主防犯組織に対し必要に応じて防災活動に関する協力及び支援を行うこととしている。

ii 災害時救援ボランティア活動の環境整備

総務部は、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進するとともに、専門分野における行政とボランティアや中間支援組織を含めた連携体制を確立するものとしている。

iii 事業所(企業)防災の促進

各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入など事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めることとしている。

iv 住民及び事業者における地区内の防災活動の推進

一定の地区内の住民及び事業者は、共同して防災訓練の実施、物資の備蓄等自発的な防災活動の推進に努めることとしている。この場合、必要に応じて防災活動に関する計画を作成するなど、市と連携して防災活動を行うこととしている。

総務部は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう一定の地区内の住民及び事業者から提案を受け、必要に応じて地域防災計画に地区防災計画を定めるものとするとしている。

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
消防局	各種イベントにおける消防団員募集 継続した訓練の実施 詰所の改築	60,906	育成強化は計画的に実施
総務部	自主防災組織設置補助金 各種防災訓練活動補助金	4,999 20,976	—

(4) 災害時における要配慮者対策

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には高齢者、障害者等の災害対応能力の弱い、いわゆる要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。

このため、総務部及び福祉部等では、災害対策基本法や内閣府作成の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に基づいて、平素より連携して避難行動要支援者の安全を確保するための対策を行うとしている。

<用語の定義>

地域防災計画で使用している「要配慮者」及び「避難行動要支援者」の定義は次のとおり

要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児その他の災害時特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者
避難支援等関係者	避難行動要支援者の避難支援等の実施に携わる関係者

① 避難行動要支援者名簿の作成

i 避難行動要支援者名簿の作成

福祉部は、災害対策基本法第 49 条の 10 に基づき、避難行動要支援者名簿を作成することとしている。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても避難行動要支援者名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとしている。

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
福祉部	避難行動要支援者名簿の作成	648	名簿の作成は完了

ii 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する要配慮者の範囲は次のとおりとしている。

区分	該当する要配慮者	関係課
高齢者	在宅で、次の条件に該当する方 ①在宅の要介護認定者(要介護1～5) ②ひとり暮らし高齢者(介護認定なしの外出困難者)	介護保険課 長寿社会課

区分	該当する要配慮者	関係課
障害者	在宅で、次の条件に該当する方 ①身体障害者手帳所持者（1級、2級） ②療育手帳所持者（A） ③精神障害者保健福祉手帳所持者（1級）	障害福祉課 〃 〃

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
福祉部	—	—	要配慮者の範囲について、個人情報収集時や名簿配布時に、該当する要配慮者について、各課に確認している。

iii 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿作成に必要な個人情報として、氏名を含む 11 項目を定めている。

名簿を作成するにあたっては、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を要介護状態区分別や障害種別、支援区分別に把握し集約するとしている。

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
福祉部	個人情報、各課へ依頼し収集	—	—

iv 名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の状況は、転出・転入などにより絶えず変化するため、福祉部はその把握に努め、名簿を最新の状態に保つものとしている。

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
福祉部	12 月に新たに対象となった方に通知を送付し、その返信された情報を名簿に記載している 区長や民生委員・児童委員の協力を仰いでいる	—	—

v 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者となる者は次の者を基本として定めるが、地域住民による協力を幅広く得ることが不可欠とされている。

- ・高崎市内の自主防災組織又は自主防災組織を結成していない町内会
- ・高崎市の民生委員・児童委員
- ・高崎市等広域消防局（安中市内の消防署は除く）
- ・多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部 吉井消防署
- ・高崎市消防団
- ・群馬県警察 高崎警察署
- ・高崎市社会福祉協議会
- ・上記のほか避難支援に携わる者で市長が避難支援に関し必要と認める者

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
総務部	日常業務において「顔の見える関係」の構築をし、災害時に迅速な対応が可能となるように努めている	—	—

vi 避難支援等関係者への事前の名簿提供

作成した避難行動要支援者名簿に登載された避難行動要支援者に関する情報が地域の支援者等にも適切に提供され、災害時発生時に名簿情報が最大限活用されるために、平常時から避難行動要支援者名簿情報の提供を行うものについて、福祉部は事前に要支援者本人の同意を得るものとされる。

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
総務部	避難行動要支援者名簿活用チラシの印刷	84	1,500部作成 町内会、自主防災会等の支援関係者へ配布

vii 名簿情報の提供における情報漏えいの防止

避難行動要支援者名簿に記載された名簿情報は、要支援者に関する心身の機能の障害や疾病に関する情報等といった極めて秘匿性の高い秘密を含むものであるため、総務部や福祉部は、名簿情報を外部に提供する際には、その相手方に法律上の義務内容等を適切に説明するなど、名簿情報に係る秘密保持が徹底されるよう特段の配慮を講じている。

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
総務部	名簿の配付にあたっては、個人情報の取扱いについて十分な配慮を要請	—	—

② 支援体制の整備

i 情報伝達体制の整備

総務部は、要配慮者への情報伝達については、避難支援等関係者による伝達方法が重要かつ実行力のある伝達手段であるため、地域の実態にあわせ災害緊急連絡網を整備するなど緊急連絡体制の確立を図ることとしている。

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
総務部	災害情報放送業務委託(ラジオ高崎)	8,640	—
	防災情報放送システム整備委託	56,160	
	Jアラート新受信機整備委託	2,268	

ii 避難支援体制の強化

総務部及び福祉部は、避難行動要支援者の避難に関して、地域において避難行動要支援者名簿を活用し、地域の実情に応じた避難支援体制を強化・推進することとしている。

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
総務部	日常業務において「顔の見える関係」の構築をし、災害時に迅速な対応が可能となるように努めている	—	—

iii 避難支援等関係者等の安全確保

避難支援等関係者による避難支援は、本人等の安全を守ることを大前提として可能な範囲で避難支援等を行うものであることから、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを相互に理解しておくものとしている。

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
総務部	避難行動要支援者名簿の活用においては、支援等関係者が危険を伴う行動を求めるものではない旨のチラシを配布	—	—

iv 環境整備

道路管理者及び不特定多数の者が利用する施設の管理者に対しては、歩道の拡幅、段差の解消など環境整備に努めることとしている。

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
建設部	特になし	—	新規の道路改良工事に際しては、緊急車両の通行や避難路としての機能を満たすよう幅員の確保や段差の解消に努めている

v 福祉避難所の運営体制の整備

福祉部は、要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられるよう特別な配慮を行う福祉避難所について運営体制の整備を行うこととしている。

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
福祉部	特になし	—	R1 年度にガイドラインの改定を予定している

vi 人材の確保

福祉部及び総務部は、県及び他市町村と連携し、避難行動要支援者の支援にあたり、平常時からヘルパー、手話通訳者などとの広域的なネットワーク化に努めることとしている。

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
福祉部 総務部	特になし	—	—

vii 要配慮者利用施設管理者との連携

高齢者等が入居している要配慮者利用施設の管理者は、建物や防災設備について定期的に点検を行い、安全性を確保するものとしている。また、施設の防災体制の整備を行うものとしている。

福祉部は、要配慮者利用施設の立地環境による災害危険性を把握し、その情報を施設に提供することとしている。また、施設との緊急連絡体制を整備し、避難勧告等の避難情報を速やかに伝達する体制を整備することとしている。

洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設の施設管理者等は、水防法第 15 条の 3 により、自衛水防組織の設置に努め、必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、その計画に基づいた訓練を実施しなければならないとしている。

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
福祉部	浸水想定区域、土砂災害警戒区域の施設には雨期前に緊急連絡先の確認を行い、連絡体制を整備	—	—
総務部	福祉避難所として、要配慮者利用施設 25 法人 55 施設と協定締結	—	—

viii 消防及び警察の支援

消防及び警察は、避難行動要支援者の避難体制の整備について、総務部及び福祉部と協力して次の支援を行うこととしている。

- ・緊急時における消防・警察と避難行動要支援者との連絡体制の整備
- ・避難誘導、救出等に対する支援体制の整備
- ・避難行動要支援者への防災教育・啓発への協力

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
消防局	避難行動要支援者の名簿を保管	—	—

ix 地域住民及び自主防災組織の支援

地域住民及び自主防災組織は、避難行動要支援者の避難誘導、救出等の体制の整備に協力することとしている。

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
総務部	日頃から「顔の見える関係」の構築をし、災害時に迅速な対応が可能となるよう地域を通じて啓発を実施 また、日本防災士会との協定を締結、講習などを通じての啓発、「自主防災の手引き」による啓発に努めている	—	—

x 防災教育及び啓発

総務部及び福祉部は、避難行動要支援者及びその家族に対して、災害発生時に取るべき行動等、防災に対する理解を深めるよう啓発に努めることとしている。

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
総務部	出前講座や防災訓練などで、自主防災組織や地域住民への啓発を実施	—	—

(5) その他の災害予防対策の推進

① 孤立化対策

倉渕地域、榛名地域、吉井地域の山間集落では、地震や大雨等により道路が被災し、さらに通信が途絶し、孤立化するおそれがあるため、事前に集落の状況を把握し、道路への対策、無線通信手段の確保、孤立時の備え、救援対策等を検討しておく必要があるとしている。

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
総務部	ハザードマップ等により「土砂災害警戒(特別)区域」など把握し、周知を図っている	—	—
建設部	今後の検討課題としている	—	—

② 災害廃棄物対策

環境部は、災害発生時の大量の災害廃棄物の発生に備えて、広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置き場・処分場の確保に努めるものとしている。

また、仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定することとしている。

さらに、県と連携し、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワークや地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等で公開するなど周知に努めることとしている。

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
環境部	特になし	—	台風 19 号被災時は個別取集を実施

③ 罹災証明書の発行体制の整備

財務部は、災害時に罹災証明書の交付を遅滞なく行うため、住家被害の調査の担当者の育成を計画的に進めることとしている。

総務部は、罹災証明書の発行や住家被害の調査を円滑に実施するために、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結や、応援の受入れ体制の構築に努めるものとしている。

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
財務部	被害認定調査研修会の実施	—	研修会参加者 97 名
総務部	県で実施する研修会への参加		

④ 帰宅困難者対策

震災時には、鉄道等の交通網の支障により、帰宅困難者の発生が予想されている。帰宅困難者が発生した場合、困難者自身の安全の問題や、道路渋滞等の問題が予想され、帰宅不能の場合には、交通機関の復旧までの避難場所の確保等が必要となるとしている。

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
総務部	群馬県との間で、帰宅困難者対策として「Gメッセ群馬」を指定緊急避難場所として活用するための協議を実施	—	継続協議中

⑤ 雪害の予防

大雪等に伴い発生する交通障害等の都市機能を阻害する要因を除去し、集落の孤立を解消し、ひとり暮らしの高齢者等に対する除雪支援をするとともに、住民への情報提供を実施することにより安全な市民生活の確保と被害の拡大防止に努めることとしている。

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
建設部	<ul style="list-style-type: none"> 雪崩対策施設の整備については、今後の検討課題 雪に強い道路の整備については、H30 年度に実施した事業はなし 道路の除雪体制の整備については、高崎土木建築業協同組合と協議し除雪体制を整備 	—	—
総務部	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集体制の整備に関しては、災害対応部局と連携、各部局において関係者と連携調整を図る 除雪等援助体制の整備に関しては、緊急応援隊による除雪支援を実施 大雪時の留意事項の市民への周知に関しては、出前講座や防災訓練時に啓発活動を実施 文教対策については、教育委員会との連携を図っている 	—	—
農政部	農業用施設の被害軽減について、農業共済への加入推進、施設の強靱化に対する補助事業の申請を支援	—	既存の施設については強靱化対応が済んでいる状況にある

⑥ 風害の予防

総務部は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、住民や事業者等に対して、ハザードマップや広報高崎等の配布物、ラジオ高崎等のメディアを通じて気象情報の確認や身を守るための知識の普及啓発を図ることとしている。

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 台風・竜巻等の知識の普及啓発活動に関しては、出前講座や防災訓練において啓発活動を実施 ・ 風害への警戒については、特に実施した事業はなし ・ 各機関等における備えとしては、出前講座や防災訓練などにおいて啓発活動を実施 	—	—
消防局	各機関等における備えとしては、火災気象通報発令時の予防広報の実施及び資機材、水利の点検を実施	—	通常業務の中で計画的に実施

⑦ 火山災害の予防

火山災害対策については、県及び関係市町村が共同して検討にあたる事とし、科学的知見を踏まえ、火山災害の要因となる現象とその規模が多様であることを考慮し、現象の影響が及ぶ範囲と程度を想定し、その想定結果に基づき対策を推進することとしている。

なお、高崎市に關係する活火山は、榛名山と浅間山の2活火山となっている。

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
総務部	火山防災協議会への参加として、「群馬県火山防災対策連絡会議」及び「浅間山火山防災協議会」メンバーとして「連絡会議」に参加した	—	—
建設部	避難施設の整備等については、実施した事業はなし	—	—

⑧ 大規模事故の予防

i 鉄道事故対策

鉄道事業者は、次の予防措置を講ずることとしている。

- ・ 鉄道交通の安全のための情報の充実
- ・ 鉄道の安全な運行の確保
- ・ 鉄道車両の安全性の確保
- ・ 通信手段の確保
- ・ 救助・消火体制の整備
- ・ 緊急自動車の整備

- ・事故災害訓練
- ・事故原因の調査研究と安全対策への反映

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
消防局	J R との新幹線救出救助訓練の実施	—	—

ii 道路事故災害予防対策

建設部、高崎土木事務所などの道路管理者等は、次の対策を実施することとしている。

- ・気象・地象・水象の情報の収集・伝達
- ・異常現象の発見及び情報提供
- ・道路施設の整備
- ・消火活動体制の整備
- ・防災訓練
- ・その他

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
建設部	「大雨時行動計画」や「除雪行動計画」に基づき対応	—	—

⑨ 県外の原子力施設事故の予防

環境部及び総務部は、県外に立地する原子力施設の事故に対し、県や防災関係機関からの情報の収集を行い、市民が必要とする情報の提供に努めるとしている。

また、収集した情報について、県や専門家の意見を聞きながら分析整理にあたることとしている。

さらに、環境部では、県外原子力施設事故発生時のみならず、平常時においても放射線のモニタリングを実施するものとしている。

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
農政部	情報の収集・提供の推進に関しては、農業集落排水処理施設の汚泥内放射能測定を実施	64	—
総務部	情報の収集・提供に関して、水戸市と「原子力災害における水戸市	—	—

部局	事業	事業費(千円)	摘要
	民の県外広域避難に関する協定書」に基づく対応を実施		
環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線モニタリングの実施に関して、空間放射線量の定点測定を市内120ヶ所で実施 結果についてHPで公開 ・モニタリング機器の整備、維持に関しては、放射線モニタリング機器の整備維持を実施 ・モニタリング体制の整備、要員の確保・育成については、モニタリング業務を複数部署の多人数で対応することとしている ・関係機関が実施する環境放射線モニタリング情報の収集に関しては、該当する事故の発生はなく、法令に基づき空間放射線量の測定を実施している 	<p>—</p> <p>1,155</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>

⑩ 大規模火災の予防

i 大規模火災予防対策

ア. 火災に強いまちの形成

都市整備部及び消防部等は、次により火災に強い都市構造の形成を図っている。

- ・避難路、避難地、延焼遮断帯、幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設等の整備
- ・老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業の実施
- ・市街地再開発事業等による市街地の面的な整備
- ・建築物や公共施設の耐震・不燃化
- ・水面・緑地帯の計画的確保
- ・防火水槽、河川水、耐震性貯水槽、下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備
- ・防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導

公共施設の管理者等は、高層建築物や医療用建築物についてヘリコプターの屋外緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するように努めることとしている。

イ. 火災に対する建築物の安全化

公共施設の管理者・事業者等は、消防用設備等の整備、維持管理を行うこととしている。また、消防計画の作成や避難訓練の実施などにより、建築物の防火管理体制の充実を図るものとしている。さらに、避難経路の設置などにより火災に強い構造としたり、不燃性材料を使用するなど、建築物の安全対策の充実を図ることとしている。

一般住宅に関しては、住宅用火災警報器設置の推進を図ることとしている。

ウ. 消火活動体制の整備

消防部等は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく防火水槽の整備や河川水の利用など消防水利の多様化を図るとともに、適正な配置に努めることとしている。

また、平常時から消防部等と消防団、自主防災組織等との連携強化を図り、消防体制の整備に努めることとしている。

エ. 防災訓練の実施

消防部は、大規模火災を想定し、より実践的な消火、救急・救助等の訓練を実施し、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行う。

オ. 防火知識の普及

消防部等は、住民等の防火意識の向上を図ることとしている。

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
消防局	毎月 10 日にのぼり旗を掲げて啓発活動実施 イオンモール及び高崎駅で住宅用火災警報器の普及啓発活動実施 群馬県緊急消防援助隊合同訓練 緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練	—	毎年実施している
都市整備部	土地区画整理事業の推進(市街地) 土地区画整理事業の推進(郊外) 都市計画道路の整備 都市公園の整備	692,172 401,623 39,004 190,324	(進捗) 85.1%(事業費ベース) 50.1%(〃) 20.6%(〃) 47.3%(〃)

ii 林野火災予防対策

林野火災の予防対策として次のような事項を実施することとしている。

- ・防火に資する林道の整備
- ・監視パトロール等の強化
- ・林野火災消火体制の整備
- ・防災訓練の実施

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
農政部	県配布物品を関係者や林道などで活用し山火事防止に努めている	—	—

⑪ 複合災害対策

i 複合災害への備え

市としては、同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になるような複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実することとしている。

ii 複合災害時の災害予防体制の整備

市や県その他の防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について望ましい配分ができない可能性があることに留意するものとしている。また、外部からの支援を早期に要請することも考慮することとしている。

iii 複合災害を想定した訓練の実施

市や県その他の防災関係機関は、様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めることとしている。

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
消防局	図上訓練の実施	—	毎年継続して実施

⑫ 被災地支援対策

被災地支援対策として、被災自治体への早期の支援打診など支援業務実施のための準備に努めることとし、商工観光部は、被災地の特産物等の販売促進などに対して支援体制をつくることとしている。

平成 30 年度に各部局が実施した主な事業

部局	事業	事業費(千円)	摘要
総務部	被災地派遣(飯館村、多賀城市ほか) 東日本大震災による被災者支援として、高崎市に居住の避難者へ広報配付	人件費 467 旅 費 3,829 その他 1,050	—

6. 災害応急対策計画の概要

災害対策基本法では第 50 条において、災害の発生時、又は発生するおそれのある時に備えて災害応急対策の実施とその実施責任について規定している。

第 50 条 災害応急対策は、次に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行うものとする。

- 一 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- 二 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- 三 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- 四 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- 五 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- 六 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
- 七 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- 八 緊急輸送の確保に関する事項
- 九 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。

高崎市地域防災計画では、災害応急対策として次のような計画を策定している。

- (1) 地震災害応急対策計画
- (2) 風水害応急対策計画
- (3) 雪害・火山災害・大規模事故等応急対策計画
- (4) 災害復旧・復興対策計画

それぞれの災害応急対策計画における章立てとしては概ね次のような構成となっている。

- (1) 応急活動体制の確立
- (2) 情報収集・連絡及び通信の確保
- (3) 被災者等への的確な情報伝達活動
- (4) 災害の警戒防ぎよ、二次災害の防止活動
- (5) 救急・救助、医療及び消火活動
- (6) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

- (7) 避難受入活動
- (8) 食料・飲料水・燃料・生活必需品等の調達、供給活動
- (9) 保健衛生・防疫・遺体の処置等に関する活動
- (10) 被災家屋等に関する活動
- (11) 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動
- (12) 施設、設備の応急復旧活動
- (13) 自発的支援の受入れ
- (14) その他の災害応急対策

(1) 応急活動体制の確立

① 災害対策本部の設置

震度 5 弱以上の揺れを市内で観測した場合は、地震発生 30 分以内に本庁舎 4 階に災害対策本部を立ち上げ、初動活動を開始することとしている。

また、風水害による災害の場合には、被害状況に対応して、災害対策本部を立ち上げ、初動活動を開始することとしている。

さらに、各支所に、災害対策本部地方部を立ち上げ、地域の情報収集を開始することとしている。

② 職員の非常参集

地震災害の場合は、参集配備は自主登庁を基本とし、震度 4＝初動体制、震度 5 弱＝警戒体制、震度 5 強以上＝非常体制とすることとしている。

風水害の場合には、大雨警報等が発表されたとき＝初動体制、台風等により被害が発生するおそれがあるときなど＝警戒体制、台風などにより被害が発生したときなど＝非常体制とすることとしている。

また、登庁場所は、あらかじめ決められた勤務先とするとし、交通障害が発生している場合は、最寄りの災害対策本部地方部に登庁して初動活動を行うこととしている。

③ 広域応援の要請

地震災害の場合は、地震発生直後、消防部等は、県内消防機関、緊急消防援助隊等の広域応援を要請し、消火・救助活動を実施することとしている。(風水害の場合も同様)

大規模地震、大規模災害の場合は、市単独では対応が困難なため、協定自治体及び関係機関に要員、物資等の応援を要請し、これらと連携して効果的な対策を実施することとしている。

④ 自衛隊への災害派遣要請

地震災害の場合は、地震発生直後から県・自衛隊との通信連絡を保持し、1 時間以内に自衛隊の災害派遣要請を行うこととしている。風水害等の災害の場合においても、県・自衛隊との通信連絡を保持し、円滑に自衛隊の災害派遣要請を行うこととしている。

自衛隊との連携を図るため、本庁舎内に自衛隊連絡室を設置し、市役所又は支所近くに野営地を設置することとしている。

(2) 情報収集・連絡及び通信の確保

① 地震情報、気象情報等の収集・連絡

県・気象台から伝達される市内の震度情報を確認し、被害の集中する地域を推定することにより、被害が判明する前に、また気象情報や河川情報等に注意し、被害が発生する前に、初動活動が取れるよう震度情報や災害情報を的確に把握することとしている。

② 災害情報の収集・連絡

災害対策本部を設置した場合は、市役所第 31 会議室を情報収集の拠点とするとしている。

災害発生直後は、登庁職員による参集途上の情報、庁舎カメラ映像情報、テレビ・ラジオ等の情報、支所情報を収集するとしている。

情報は災害対策本部に集約し、地震の場合は 30 分以内に第 1 報を県、国に報告するとし、それ以外も適宜、県、国に報告するものとしている。

③ 通信手段の確保

災害発生時は一般電話が途絶する可能性があるため、緊急時は衛星携帯電話、防災行政無線、災害時優先電話により本部、支所、現場との連絡手段とするとしている。

(3) 被災者等への的確な情報伝達活動

① 広報活動

地震発生直後や風水害の警戒段階から安心ほっとメール、ラジオ高崎、twitter、facebook、広報車や災害緊急連絡網、災害専用電話等により正確な情報を伝え不安の解消を図るとされている。

災害緊急連絡網等の地域における情報伝達体制は、地域の実情により差異があり様々な形態が考えられるため、その実情に応じた体制整備を行うとする。

通信の輻そう等により緊急情報の提供が困難な場合に備え、多様な手段で緊急情報の提供を行うため twitter や facebook を活用することとしている。

市民が市の提供する緊急情報を必要な時に容易に入手できるように、市は覚えやすい電話番号を確保し、電話により緊急情報を提供する災害専用電話を実施している。

外国人への支援として市役所に災害多言語支援センターの設置に努め、通訳ボランティアによる相談等の支援を行うこととしている。

(4) 二次災害の防止活動

地震発生後3時間以内に道路パトロールとともに土砂災害危険箇所、河川、排水路の状況を点検し、危険がある場合は応急措置等を行うとしている。

地震等による建物の二次被害を防止するため、3日目までに被災住宅の危険度判定を開始し、10日までに完了する。また、造成地等の宅地の危険度判定も同様に実施するとしている。

危険物による二次災害を防止するため、地震発生12時間までに危険物を扱う事業所の被災状況を把握し、必要な措置をとることとしている。

風水害に対しては、降水量の増加に伴い、ハザードマップ等を参考に市内の道路パトロールを行うとしている。

被災した宅地の二次災害を防止するため、状況に応じ造成地等の宅地の危険度判定を実施するとしている。

(5) 救急・救助、医療及び消火活動

① 救急・救助活動

被災者の救出、搬送などは、地域住民や自主防災組織による自主的な初動対応を原則としている。

地震災害における救急活動は72時間以内を目標として行い、多数の要救助者、延焼火災の発生が予想される場合は、広域消防応援、緊急消防援助隊の派遣を求め活動にあたるとしている。

地域防災計画では、救急・救助活動について、住民、自主防災組織及び事業所による活動、消防部等による活動などをそれぞれ記載している。必要に応じて他の消防機関への応援要請を求めことや、警察、自衛隊等の関係機関との連携についても予定されている。

さらに、応急対応に当たる現場職員等への惨事ストレス対策についても配慮されている。

② 医療活動

地震災害においては、高崎地域及び各支所地域に基幹救護所を地震発生から5時間以内に必要に応じて設置し、傷病者の受け入れ、トリアージ等を行うこととしている。重傷傷病者は、災害拠点病院等に搬送することとしている。

地震災害以外の災害においても時間的制約を設けないだけで、同様に基幹救護所を設置することとしている。

救出現場から救護所までの搬送は、住民、自主防災組織によって行い、救護所から緊急搬送病院までは救急車、ヘリコプターにて行うことを原則としている。

③ 消火活動

地震災害等により発生した火災については、通報、ヘリコプター、避難場所からの情報等により、可能な限り早く火災情報を収集し、消火隊を編成して消火に当たることとしている。

火災情報により市の消防力では対応することが困難な場合は、広域消防応援、緊急消防援助隊の派遣を求め活動にあたることとしている。

同時多発的に火災が発生し対応ができなくなった場合は、最重要防ぎょ地域等の優先順位を定め、迅速な消火に努めるものとしている。

(6) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

① 交通の確保

地震の場合には、地震発生後 3 時間以内に所管道路のパトロールを開始し、24 時間以内には、県・国管理の道路を含めて市内の道路・橋梁が通行可能かどうか把握することとしている。風水害の場合についても、時間的な制約をつけずに通行可能かどうかの把握をすることとしている。

また、緊急輸送道路の開放及び孤立集落の解消を目指して、障害物の除去及び応急復旧工事を行うこととしている。(地震災害の場合は 48 時間以内としている)

さらに、ヘリコプターによる輸送に対応するため、候補地を点検し使用可能な状態に整備することとしている(地震の場合は 3 時間以内としている)

② 緊急輸送

発災直後の傷病者の搬送、緊急物資の輸送は、ヘリコプターを中心とした輸送によるものとし、道路の復旧とともにトラック等による輸送を輸送業者に要請することとしている。

また、市役所駐車場の確保、緊急通行車両届出・申請、給油所の確認を行い、車両輸送に備えることとしている(地震の場合は 3 時間以内としている)。

(7) 避難受入活動

① 避難誘導

地震発生後の避難誘導は、地域の自主防災組織、町内会が中心となって誘導することとしている。特に、避難行動要支援者の支援を優先的に行うこととしている。

地震による延焼火災、危険物の漏出、土砂災害の発生等、二次災害の危険がある場合は、避難勧告・指示（緊急）の発令、警戒区域の設定を行い、住民の安全を確保することとしている。

また、風水害等の災害の危険がある場合には、住民の安全を確保するため、待機・準備の呼びかけ、避難の勧告・指示（緊急）の発令、警戒区域の設定のほか、自宅の上階部分など一定の安全が確保された屋内等での退避行動を促すとしている。

② 避難所の開設・運営

地震災害の場合、地震発生後 30 分以内に点検を行い、施設管理者、避難所開設担当職員、自主防災組織等の地域住民が避難所を開設することとしている。

避難所の運営は、自主防災組織等が運営組織を立ち上げ、自主運営を行うことを原則とするとし、市職員や施設管理者はその支援を行うとしている。

避難所運営では、要配慮者の専用スペースの設置、介護ボランティア等の支援を行うとしている。また、公共施設等に福祉避難所を開設するなど、要配慮者の生活に配慮した対策を行うこととしている。

③ 応急仮設住宅等の供給

被災者の生活安定を図るため、災害救助法に基づき地震等の災害発生から 20 日以内に、仮設住宅の建設に着手し、住家を失った被災者に供給することとしている。

また、仮設住宅だけでなく、地震等の災害発生から 3 日後には、公営住宅の空室情報を提供するなどの支援を行うこととしている。

④ 広域一時滞在

広域かつ大規模な災害が発生し、被災地域外への広域的な避難、受入れが必要と判断される場合には、協定締結自治体や県に対し、速やかに広域的避難を要請することとしている。

⑤ 高崎市以外の被災した他地域からの避難者の受入れ

高崎市以外の地域で広域的、大規模な災害が発生した場合には、被災した高崎市以外の地域からの避難者の受入れに迅速に対応できるよう受入体制を整備することとしている。

市役所本庁舎や各支所、公民館、体育館等の市有施設のスペースを可能な限り開放し、体制の整備に努めることとしている。

被災自治体から災害救助法等に基づく応援要請があった場合は、要請内容に基づき、速やかに広域避難者の受入れを実施することとしている。

(8) 食料・飲料水・燃料・生活必需品等の調達、供給活動

① 飲料水の供給

地震災害の場合、地震発生後 2 時間以内に断水状況等の情報収集を行い、6 時間以内に避難所、学校、病院等の給水拠点で給水を開始することとしている。

風水害等の場合は、速やかに断水状況等の情報収集を行い、避難所、学校、病院等の給水拠点で給水を開始することとしている。

また、3 日までには 1 人 1 日 3 リットルの給水ができるようにするものとしている。

② 食料の供給

食料は、地震災害の場合は、地震発生から 12 時間以内を目途に供給を開始し、3 日目以降は 3 食の供給に努めることとしている。その間は、家庭内備蓄による対応としている。風水害等の災害の場合は、被災後速やかに供給を開始し、3 日目以降は 3 食の供給に努めることとし、その間は家庭内備蓄での対応としている。

8 日目からは炊き出しを自衛隊、赤十字奉仕団、町内会に要請して実施し、協定業者からのパン・弁当などと併用して供給することとしている。

③ 燃料の調達

市内の救急告示病院や緊急車両の燃料の状況を把握し、石油等の燃料供給事業者と連携を図り必要な燃料を確保することとしている。

④ 生活必需品等の供給

地震発生後 12 時間を目途に、風水害の場合は速やかに、避難所生活等に必要な生活用品、消耗品等の供給を開始することとしている。

全国からの救援物資を受け入れるために、浜川運動公園に集配拠点を設置し、原則として自治体、企業、団体からの物資のみを受け入れることとしている。

(9) 保健衛生・防疫・遺体の処置等に関する活動

① 保健衛生活動

避難所を巡回し医療依存度の高い被災者の状況を把握することとしている。その後、医師会、歯科医師会等と連携して、避難所等の巡回医療を行うこととしている。

インフルエンザ、エコノミークラス症候群等の予防措置等のため、巡回健康相談を行うこととしている。

被災後速やかに備蓄のトイレを設置し、県内市町村、下水道管路施設管理業協同組合やレンタル会社などから組み立てトイレ、仮設トイレを確保し、避難所に設置することとしている。

ごみの処理は2日以内に収集計画を立案し実施することとしている。災害時においても通常の分別を保持して処理することとしている。

② 防疫活動

感染症や食中毒の発生を予防するため、避難所での保健指導、仮設トイレの消毒など、県と連携し、必要な防疫活動を実施することとしている。

③ 行方不明者の捜索及び遺体の処置

災害発生後、速やかに遺体安置所を設置し必要な資機材を準備することとしている。

警察等と連携して、遺体安置所で検視、検案、安置、引き渡しまでの一連の処置を行うこととしている。

(10) 被災家屋等に関する活動

① 家屋の解体・廃棄物の処理

被災家屋の解体・撤去・搬出は個人対応となるが、県が被災者生活再建支援法に基づき、経済支援を被災者に対して行うので、市は同法の申請受付、解体施工業者等の紹介を行うものとしている。災害発生後1週間を目途に環境部が受付窓口を設置することとしている。

廃棄物の処理は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき分別処理を行うこととしている。

② 被災住宅の応急修理等

住宅の応急修理及び障害物の除去は、災害救助法の基準に基づき実施することとしている。

③ 環境保全

廃棄物の不法投棄や解体に伴うアスベスト飛散等による環境汚染を防止するため、県等と連携して住民や解体業者等に広報活動をするとともに、環境監視体制を確立することとしている。

(1 1) 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

① 社会秩序の維持

災害発生直後から被災地や避難所における安全を確保するため、県警察、市、自主防災組織などが連携して、被災地のパトロール、避難所での不審者の通報などの防犯活動を行うこととしている。

② 物価の安定及び消費者の保護

災害発生直後から、県と連携して物価の監視や食料・物資等の安定供給を要請することとしている。

(1 2) 施設、設備の応急復旧活動

① 施設、設備の応急復旧

発災後直ちに、専門技術を持つ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備は緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活保護を最優先に、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとしている。

② 公共施設の応急復旧

地震の場合、地震発生後6時間以内に救護所、避難所を優先に施設の判定を行い、3日以内に危険度判定を完了させ、災害拠点となる重要な施設から復旧させるとしている。

風水害等の災害の場合も、重要施設を優先に点検に行い、災害拠点となる重要な施設から復旧させるとしている。

③ 電力施設の応急復旧

電気事業者及び県に対して、被災した発電所、変電所又は送電設備について、速やかに応急復旧を行うよう要請することとしている。

また、医療機関などの重要施設を優先させるとしている。

④ ガス施設の応急復旧

都市ガス事業者に対して、被災した都市ガスの貯蔵施設、導管等の施設について、速やかに応急復旧を行うように要請することとしている。

また、医療機関などの重要施設を優先させるとしている。

⑤ 上下水道施設の応急復旧

上水道施設は、施設の被害状況を調査し、断水した避難所、病院に緊急給水することとしている。次いで7日以内に復旧計画を策定し応急復旧工事を実施することとしている。

下水道施設は、施設の緊急調査及び緊急措置を行い、下水道に起因する道路の機能障害を改善し、緊急輸送路等を確保することとしている。次いで7日以内に復旧計画を策定し応急復旧工事を実施することとしている。

⑥ 電気通信設備の応急復旧

電気通信事業者に対して、被災した電気通信設備の速やかな応急復旧の実施を要請することとしている。

(13) 自発的支援の受入れ

① ボランティアの受入れ

災害発生後、速やかに社会福祉協議会を運営母体とした災害救援ボランティアセンターを立ち上げることとしている。市は必要な資機材等の支援を行うこととしている。

② 義援物資・義援金の受入れ

災害発生後、速やかに義援金専用口座を開設し、全国からの義援金を受け入れることとしている。義援金は「募集・配分委員会」を設置して被災者に適切に配分することとしている。

(14) その他の災害応急対策

① 要配慮者への災害応急対策

福祉部は、避難行動要支援者について、地域の自主防災組織や民生委員児童委員の協力のもとに、安否の確認を開始することとしている。

避難後は、避難所の専用スペースや、福祉避難所を設置し受入れするなど、要配慮者のニーズと生活環境に配慮することとしている。

社会福祉施設入所者の安全確保は、施設管理者の責任となるが、福祉部は、可能な限り避難や介護支援等を行うこととしている。

② 農林業の応急対策

農作物関係としては、県又は農政部が、改植用苗の確保、病虫害の防除、転換作物の導入指導といった対策を講ずることとしている。

家畜関係としては、県又は農政部が、家畜の避難の呼びかけ、家畜の防疫及び診療に関する事項、環境汚染の防止に関する指導、資料の確保といった対策を講ずることとしている。

水産関係としては、県が被災養殖業者に対して飼育又は防疫対策等の指導を行うこととしている。

林産関係としては、県が河川への木材の流出を防ぐために、木材の所有者や管理者に対して流出防止等の措置を講ずるように指導することとしている。

③ 学校等の防災対策

在校（園）中に災害が発生した場合には保護者に連絡し引き渡しを行うとしている（地震の場合は24時間以内）。登下校中の場合は、安否を確認するとしている（地震の場合は4時間以内）。夜間休日の場合は、速やかに全員の所在を確認するとしている（地震の場合は8時間以内）。

災害発生後は、速やかに（地震の場合は発生後2日目には）施設の被害状況等を把握し、1週間を目途に授業が再開できるように、施設の復旧、避難スペースの調整を行うとしている。

④ 文化財施設の災害応急対策

地震発生直後は、負傷者の対処をし、観覧者等を安全な避難所に誘導することとしている。その後、文化財の被害状況を調査し、重要文化財等の一時避難等の応急措置を行うこととしている。

風水害等の災害のおそれのあるときは、観覧者等を安全な避難所に誘導することとしている。また、重要文化財等の一時避難等の応急措置を行うとしている。

⑤ 金融事業及び郵政事業の災害応急対策

応急金融対策として日本銀行（前橋支店）は、被災地における通貨の安定供給のため、次の措置を講ずるものとしている。

- ・通貨の確保
- ・輸送・通信手段の確保
- ・金融機関の業務運営の確保

また、関東財務局及び日本銀行（前橋支店）は、被災者の便宜を図るため、関係機関と協議の上、金融機関及び保険会社に対して非常金融措置をとるよう要請等を行うこととしている。

災害救助法の適用が決定された場合には、日本郵便は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するとしている。

⑥ 災害救助法の適用

災害救助法に基づく救助の実施に関しては、知事が、当該災害が災害救助法の適用を受ける災害であると認めたときに、同法に基づく救助を実施することとなっている。

救助の実施機関としては、災害救助は知事が実施し、市長はこれを補助することとされている。ただし、必要と認められるときは、救助の一部を市長が行うことができることとされている。

⑦ 動物愛護

災害時のペットの扱いは、飼い主の責任とし、原則として避難所における生活場所へのペットの持ち込みは禁止としている。

動物救護本部を設置した場合は、その情報等を収集し被災者に提供することとしている。

⑧ 帰宅困難者対策

帰宅困難者には、帰宅に必要な各種情報を提供することとしている。また、高崎駅での帰宅困難者には、最寄りの公共施設に誘導するよう鉄道事業者と連携した対応を行うこととしている。

⑨ 孤立対策

建設部は、道路の被災状況等から孤立地区を抽出するとしている。

総務部は、孤立地区の状況が不明、あるいは支援が必要な場合は、県を通じて自衛隊、県防災ヘリコプター等の出動を要請することとしている。

救助活動としては、まず情報を収集し、要救助者がいる場合にはヘリコプターを活用して救助作業を実施するとしている。

食料・生活必需品等の供給については、災害発生当初は地区内での融通等により生活してもらうことを原則とし、道路が応急復旧するまでの間、生活維持のためにヘリコプター等による物資の輸送を実施することとしている。

7. 災害復旧・復興対策計画の概要

(1) 生活の再建支援等

① 被災者等の生活再建の支援

被災者等の生活再建の支援として、次のような手続きを実施することとしている。

・罹災証明書の交付

財務部は、家屋の被害状況を迅速かつ的確に把握し罹災証明書を交付するために申請のあった全家屋を対象に被害認定調査を行うこととしている。

被害認定調査の結果は、被災者台帳に記録され、罹災証明書を交付することとしている。

・被災者台帳の作成

災害対策本部は、被害状況等を一元管理するために被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護を効率的に実施するよう努めることとされている。

・災害弔慰金の支給等

福祉部は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付け、被災者生活再建支援金の支給等により、被災者の自立的な生活再建の支援を行うとされている。

・税の徴収猶予及び減免等

財務部は、被災者の納付すべき市税について、法令又は条例に基づき、期限の延長、徴収の猶予又は減免等の措置を講ずるとしている。

・その他

このほか、雇用の確保、住宅再建支援、復興過程における仮設住宅の提供といった被災者支援を行うとされている。

② 中小企業者・農林事業者の再建支援

商工観光部は、中小企業者の災害復旧を支援するため、経営サポート資金、中小企業高度化資金（災害復旧貸付）、政府系金融機関による貸付条件の優遇といった貸付制度の実施や、支援制度の周知を行うとされている。

農政部は、県と連携して農林事業者の災害復旧を支援するための助成、貸付け及び利子補給を行うほか、支援に関する制度の周知を行うとされている。

③ 復旧事業の推進

ア. 被災施設の復旧等

市及び関係機関は、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い又は支援することとしている。

被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本としつつも、再度災害の防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行うこととしている。

イ. 災害廃棄物の処理

復旧事業を実施する各部は、災害廃棄物の処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより災害廃棄物の円滑かつ適切な処理を行うとしている。

損壊建物の解体等にあたっては、可能な限りリサイクルを図るよう努めるとしている。

また、損壊建物の解体、撤去等にあたっては環境汚染の未然防止や、住民及び作業員の健康管理に配慮するとしている。

ウ. 公共施設の復旧

公共施設の管理者は、速やかに災害復旧事業計画を作成するとしている。

また、施設の復旧にあたっては、各種法律等に基づく財政援助を積極的に活用するとしている。

エ. 激甚災害の早期指定の確保

総務部は、市長の指示により「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき内閣総理大臣が行う激甚災害の指定が早期になされるよう、知事に対し、査定事業費等を速やかに報告するとしている。

(2) 災害復興推進体制

① 災害復興体制

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、市長を本部長とする「災害復興対策本部」を設置し、災害復旧・復興活動の一元化を図るとしている。

総務部は、被災の状況、地域の特性等を勘案しつつ、復旧・復興の基本方向を決定するとされている。

また、必要に応じて、国、県、他の地方公共団体等に対し職員の派遣等の協力を求めるとしている。

② 災害復興計画の策定

大規模な災害により甚大な障害が生じた場合には、市は、自らが決定した復興の基本方向に基づき、具体的な復興計画を作成することとしている。

復興計画においては、市街地の復興、産業の復興及び生活の復興に関する計画を定めるとともに、その事業手法、財源確保、推進体制に関する事項も定めるとしている。

また、復興計画の作成にあたっては、各方面の多様な意見を反映するように努めるとしている。

③ 災害復興事業の推進

防災まちづくりの実施という観点から、都市整備部、建設部等は、必要に応じて再度災害の防止とより快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するとしている。

復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整理事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の整備を図ることとしている。

第3 監査の結果及び意見

1. 災害予防計画について

(1) 伝達方法の効率化について【意見】

市は災害時の市民への伝達手段の多重化、多様化を図っているが、現状、情報媒体について市民がどの程度利用しているのかの把握を行っていないため、投入資源（市役所職員の配置を含む稼働状況、ハザードマップなどの紙面媒体、ラジオやインターネットなどへの情報掲載料など）が一部非効率となっている可能性がある。

よって、アンケートなどを通じて市民に対して災害時の情報媒体の利用率などの把握を行い、当該アンケート結果を踏まえて災害時の情報伝達方法の効率化を図ることが望ましい。

(現状及び問題点)

市は台風などによる水害対策として、河川の氾濫により想定される浸水地域や避難所の位置、緊急連絡先や情報連絡経路などを市民に対して周知徹底することとなっており具体的には、平時においては市広報誌やハザードマップの普及（配布）などを通じて市民へ伝達、また、実際の水害時には防災スピーカーや市の広報車、安心ほっとメール、市ホームページ、SNS、FMラジオ等を活用している。

さらに、災害時の避難誘導・受入活動体制の整備の一環としては、様々な環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう伝達体制の整備において、Lアラート（災害情報共有システム）の活用や放送事業者等の協力を得つつ、防災行政無線（固定系）、サイレン、広報車、安心ほっとメール、災害専用電話、テレビ・ラジオ放送、twitter、facebook等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図り、その中で災害時に最も考慮すべき高齢者については携帯電話の保有割合増加に伴い安心ほっとメールが有効と考えている。

しかしながら、現状これらの情報媒体について市民がどの程度利用しているのかの把握を行っていないため、投入資源（市役所職員の配置を含む稼働状況、ハザードマップなどの紙面媒体、ラジオやインターネットなどへの情報掲載料など）が一部非効率となっている可能性がある。

(改善策)

アンケートなどを通じて市民に対して災害時の情報媒体の利用率などの把握を行い、当該アンケート結果を踏まえて災害時の情報伝達方法の効率化を図ることが望ましい。

(2) 用水路を明記した水害対策について【意見】

高崎市の地域防災計画における水害対策は、烏川などの河川が対象となっているが、用水路は対象とされていない。市内の用水路には柵が設けられていないケースもあるが、流量増加の場合には危険箇所となり、氾濫の可能性もあることから、用水路に対しても水害対策の対象として防災計画の中に明記することが望ましい。

(現状及び問題点)

高崎市では、水害対策として、水害防止事業の推進、水防体制の充実、洪水浸水想定区域における避難確保措置及び避難確保計画の作成指導等を行っている。

その中では、烏川などの氾濫が想定される河川を意識した対策が定められているが、市内の用水路に関する対策は定められていない。

市内の用水路の中には、柵が設けられていないケースもあり、平時でも転落等の危険があると考えられるものも存在しているが、そのような用水路は、水害発生の危険が生じた際にはよりいっそう危険になるものと考えられる。

(改善策)

市内の用水路に関する水害対策についても、高崎市地域防災計画の中に明記することが望ましい。

(3) 避難路の整備について【指摘】

市では避難路の安全性向上を目的に掲げ、道路改良工事に際して緊急車両の通行や避難路としての機能を満たすような幅員の確保に努めてはいるものの、現状では、避難路の把握ができておらず、整備状況の把握までには至っていない。

市全体としてエリアごとに避難路の確保（市民にとって可視化できる資料の作成）を行うべく、災害想定エリアの調査を実施すべきである。

(現状及び問題点)

市は地震に強いまちづくりの推進の一環で避難路等の整備を掲げている。具体的には市作成の地域防災計画の災害予防計画にて以下の記載がある。

2. 避難路の整備

県及び市（建設部、農政部）は、避難に要する時間の短縮、避難路の有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等を目的として、避難路となる都市計画道路、農道、林道その他の道路の整備に努めるものとする。

上記のように市では避難路の安全性向上を目的に掲げているが、現状では、道路改良工事に際して緊急車両の通行や避難路としての機能を満たすような幅員の確保に努めてはいるものの、避難路の把握ができておらず、整備状況の把握までには至っていない。

(改善策)

地震を含め災害はいつ発生するのか予測不能であり、地震時において市全体として避難路の把握は重要な項目であると考え。よって、市全体としてエリアごとに避難路の確保（市民にとって可視化できる資料の作成）を行うべく、災害想定エリアの調査を実施すべきである。

(4) 防災再開発促進地区の指定について【意見】

市は地震に強いまちづくりの推進の一環で密集市街地の整備等を掲げているが、現状、防災再開発促進地区の指定実績はない状況である。

防災再開発促進地区の指定制度の趣旨を鑑みると、高崎市においても駅近郊を含め密集市街地が存在する以上、今後、防災再開発促進地区を指定する場合は、防災街区整備方針の策定について群馬県と協議し、密集市街地の整備を促進することが望まれる。

(現状及び問題点)

市は地震に強いまちづくりの推進の一環で密集市街地の整備等を掲げている。具体的には市作成の地域防災計画の災害予防計画にて以下の記載がある。

3. 密集市街地の整備等

都市整備部は、防災再開発促進地区を指定して市街地の再開発を促進する場合、防災街区整備地区計画その他の都市計画の決定、市街地の再開発に関する事業の実施その他の必要な措置を講ずるように努める。

防災再開発促進地区とは、地震時に大きな被害が想定される危険な密集市街地について、特に大火の可能性が高い危険な市街地を対象に、重点整備の方針を明確化するための制度であり、阪神・淡路大震災の経験に鑑み、大規模地震時に市街地大火を引き起こすなど防災上危険な状況にある密集市街地の整備を総合的に推進するため、平成9年から法律として施行されたものである。

しかしながら、市では現状、防災再開発促進地区の指定実績はない状況である。

(改善策)

防災再開発促進地区の指定制度の趣旨を鑑みると、高崎市においても駅近郊を含め密集市街地が存在する以上、今後、防災再開発促進地区を指定する場合は、防災街区整備方針の策定について群馬県と協議し、密集市街地の整備を促進することが望まれる。

(5) 地震防災マップの作成・更新について【意見】

耐震化の促進を図るための種々の支援策に加え、市民への周知・啓発活動の1つとして地震防災マップの作成配布が掲げられており、地震防災マップそのものは作成・配布されている（現在は市のホームページ上で掲載）。しかし、作成後10年余りが経過しており、その間、見直し等も行われていないため、有用性について市民へ誤解を与えかねない状況が考えられる。

地震防災マップについては、震災時における有用性が重要であるため、市民からの信頼を担保するためにも定期的に見直しを行い、必要に応じて最新版へ更新することが望ましい。

(現状及び問題点)

市では建築物の安全化を図る目的の1つとして、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づいて策定した、高崎市耐震改修促進計画（平成28年3月修正）により、建築物の耐震診断・改修の促進施策を充実し計画的な耐震化を促進するとしている。

そして、耐震化の促進を図るための種々の支援策に加え、市民への周知・啓発活動の1つとして地震防災マップの作成配布が掲げられている。

当該地震防災マップは平成19年度（平成20年3月）に「高崎、倉渕、箕郷、群馬、新町、榛名地域版」を作成、次いで平成21年度（平成22年2月）に「吉井地域版」が作成されている。

このように地震防災マップそのものは作成・配布されているが（現在は市のホームページ上で掲載）、作成後10年余りが経過しているため、有用性について確認したところ、高崎市で起こりうる最大の地震として「関東平野北西縁断層帯」でマグニチュード8.0の地震を想定して作成しており、内容的には直近の大きな地震（平成23年3月の東日本大震災における高崎市での震度5強）を上回っているということであった。

しかしながら、作成後10年が経過し、その間、見直しが行われていない現状からみると、有用性について市民へ誤解を与えかねない状況であると思われる。

(改善策)

地震防災マップについては、震災時における有用性が重要であるため、市民からの信頼を担保するためにも定期的に見直しを行い、必要に応じて最新版へ更新することが望ましい。

(6) 建築物の耐震化の現状と目標【指摘】

災害時の減災にとって重要な要素である住宅等の耐震化率が目標としているレベルに達していない状況にある。高崎市も認識しているように、耐震化の促進は急務であり、目標達成のためにより具体的な施策を講じる必要がある。

(現状及び問題点)

国の基本方針及び県においては、住宅の耐震化率を令和2年度までに95%、多数の者が利用する建築物(特定建築物)の耐震化率を95%とすることを目標にしている。

高崎市においては、住宅の耐震化率は79.3% (平成31年1月1日現在)、特定建築物の耐震化率は89.1% (平成31年4月1日現在) となっている。

高崎市では、耐震化に向けて「第2期高崎市耐震改修促進計画」を策定しているが、そこでは住宅の耐震化率の目標を平成32年度(令和2年度)で90%、特定建築物の耐震化率の目標を95%としている。

高崎市としては、耐震化を促進するための施策として次のような取組みを行っている。

- ・インターネットを活用した耐震化に関する情報提供
- ・パンフレット等を活用した耐震化に関する情報提供
- ・地震防災マップの作成・配布
- ・多くの人が集まるイベント会場における周知・啓発活動
- ・自治会と連携した周知・啓発活動

当該計画の中には「大地震の発生による被害を軽減することは可能です。死傷者の発生、延焼火災の発生、消火・救援・避難活動の遅れなどは、住宅・建築物が壊れることにより被害が大きくなることがわかっています。つまり、耐震性が不十分な建築物を、耐震改修等により耐震性がある建築物とする「耐震化」が、多くの生命や財産を守るために有効かつ効果的であるといえます」との記載もある。

しかしながら、目標年度を来年に控えている状況にもかかわらず、住宅及び特定建築物の耐震化率の実績値は目標値に届いていない。

(改善策)

高崎市の策定した計画にもあるように、耐震化の促進は急務であり、減災のために重要な要素であると考えられる。計画における目標が単なる目標とならないように、耐震化が進まない原因を具体的に特定することや、それを改善していくための具体的な対応を進めていくなど、万全な対策を図っていくことが必要である。

(7) 緊急耐震対策補助金交付要綱について【意見】

市内の住宅等の耐震化を進めるために補助金制度を設けているが、要綱で決められている申請の要件と、実際に提出を求めている添付書類で齟齬があるので、申請要件を充足する資料の提出を求めるように修正することが望まれる。

(現状及び問題点)

高崎市では、地震による住宅の倒壊が居住者への被害にとどまらず、避難、救命及び消火活動の大きな妨げとなることに鑑み、耐震化に資する事業を実施する者に対し、補助金を交付し安全で安心な市民生活を早期に実現することとしている。

当該補助事業は次の7つの制度からなっており、平成30年度の利用件数と補助実績は次のとおりである。

制度	利用件数 (件)	補助金額 (円)
① 耐震診断	9	450,000
② 補強設計	6	600,000
③ 耐震改修工事	9	12,600,000
④ 屋根改修工事	56	53,022,000
⑤ 塀除却・改修工事	65	14,221,000
⑥ 広告塔改修工事	0	0
⑦ 擁壁改修工事	0	0
合計	145	80,893,000

補助金の申請にあたっては、高崎市緊急耐震対策補助金交付要綱の第5条に次のように定められている。

第5条 この要綱による補助金の申請ができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特別に認めた場合は、この限りではない。

- (1) 市税を滞納していない者であること。
- (2) 補助事業の対象となる建築物又は工作物の所有者であること。ただし、当該建築物又は工作物の所有者以外である場合は、当該所有者から同意を得ている者であること。

また、同要綱の第6条には上記制度①～⑦それぞれに関して、補助金交付申請の添付書類が定められている。

①～④については建築物の所有者を確認できるもの、建築物の所有者以外の者にあつては当該所有者から工事等を実施することに対する同意書を添付することが定められているが、⑤～⑦については、所有者を確認できるものを添付することを要請していない。

結果的に、⑤～⑦については、第5条で設定している申請できる者の要件を満たしているかどうか確認していない状況にあると思われる。

(改善策)

⑤～⑦の工事等に関しては、対象物の所有権を公的に証明する書類がないため形式的に所有者であることの確認をとることが難しいことは確かだが、塀、広告塔等の建築物がある土地の所有者を確認できる書類とその者の同意書を入手する、申請者が所有者であることについての確認書といったものを入手するといった代替的手続きを要件に入れて第5条で要求している事項を満たすようにすることが望まれる。

(8) 液状化対策の具体的検討【意見】

市では地震による液状化被害を防止するため、地盤改良、施設の構造強化等の対策を必要に応じて実施するとしている。しかし、既存建物の場合は、液状化対策を実施することが困難であることを理由に建替計画時点での対策の検討となっており、市民全体に液状化対策としての知識の普及としては不十分な状況にあるといえる。

地震発生時における既存建物に対する液状化リスクの程度や現状での液状化リスク対策（地盤強化策や建物基礎の改良など）の提案などを広めていくことが望ましい。

(現状及び問題点)

市では地震による液状化被害を防止するため、地盤改良、施設の構造強化等の対策を必要に応じて実施するとしている。その一策として建設部において、住宅・宅地の液状化対策として市民への液状化対策の知識の普及を図るとしているが、実際には新築のケースにおいて建築確認申請に必要な構造計算中の地質調査結果において液状化対策が必要であった場合にのみ、その対策の実施結果を確認するにとどまっている。

すなわち、既存建物の場合は、液状化対策を実施することが困難であることを理

由に建替計画時点での対策の検討となっており、市民全体に液状化対策としての知識の普及としては不十分な状況（具体的な対応はできていない）にあるといえる。

(改善策)

市民に対して知識の普及を図る目的がある以上、地震発生時における既存建物に対する液状化リスクの程度や現状での液状化リスク対策（地盤強化策や建物基礎の改良など）の提案などを広めていくことが望ましい。

(9) 防災訓練後の結果及び課題の評価について【意見】

防災訓練後の課題を含めた事後評価等については現状、資料等は存在しておらず、結果として改善点なども含めフィードバックできているかが不明瞭な状態となっている。

訓練の評価結果や課題等について、市として実施可能な範囲でフィードバックを行い、文書で残しておくことが望ましい。

(現状及び問題点)

市では危険物施設等の安全確保の一環として防災訓練の実施を規定しており、地域防災計画の防災予防計画において以下のように記載している。

3. 防災訓練の実施

事業者、消防部等、県警察、その他の防災関係機関は、次の訓練を実施する。

・・・・・・(略)・・・・

(2) 実践的な訓練の実施と事後評価

ア・・・・(略)・・・・

イ 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

上記(2)イで記載があるものの、訓練後の課題を含めた事後評価等については現状、その場で講評等を行っているが、資料等は存在しておらず、結果として改善点なども含めフィードバックできているかが不明瞭な状態となっている。

(改善策)

当該訓練の評価結果や課題等について、市として実施可能な範囲でフィードバックを行い、文書で残しておくことが望ましい。

(10) 大規模災害時の Web 発信について【意見】

大規模災害時の Web 発信につき、災害時用ページに切り替える基準を設けることが望ましい。また、災害時のサーバ負荷低減を図る手段を検討されたい。

(現状及び問題点)

スマートフォンが普及し、情報はスマートフォン経由でインターネットから入手するという時代になっている。広報広聴課においては、災害時に備え、通常時のインターネット上のホームページ（通常時モード）に比して画像等を抑えた災害時用のページ（災害時モード）を既に作成しているところであり、それも、第一段階のものと、完全に緊急災害時用のものとで、二段階にわたって用意している。しかしながら、今般の令和元年台風 19 号に際しては、災害時モードに切り替わることはなく、通常時モードのままの状態にあった。

今回、台風 19 号襲来直前の 10 月 11 日のページビュー数は 61,407 件であったところ、その翌日の 10 月 12 日、台風 19 号襲来時にはこれが 441,588 件と、7 倍を超えるアクセスがあった。そのため、高崎市の Web サイトのサーバへの負荷が増し、閲覧しにくい状況が現に発生した。災害時モードに切り替えていれば、Web サイト全体の容量が軽くなることから、閲覧性の改善に資した可能性がある。

通常時モードから災害時モードへ切り替えるに際し、現状、例えば時間あたりアクセス数が一定値に達したら切り替えるといった基準値があるわけではなく、担当者の判断にゆだねられている状況にある。

また、サーバへの負荷そのものを低減させる取組みという点では、ホームページを災害時モードにする以外の方策が考えられる。例えば、ハザードマップの閲覧者数が台風 19 号襲来当日になって急増したが、ハザードマップは災害進行時に随時更新されるものではないことから、そのサーバの予備を持っておくということが考えられる。具体的には、ハザードマップのサイトを、セキュリティ水準が十分に確保されている相互協定関係の自治体や企業にてミラーサーバとして提供してもらおうといった工夫ができるか、検討しても良いと思われる。

(改善策)

大規模災害時の Web 発信につき、災害時用ページに切り替える基準を設けるといった運用が望まれる。また、サーバの予備を持っておくといった、災害時のサーバ負荷低減を図る手段を検討されたい。

(11) 臨時ヘリポートの住民への周知について【意見】

臨時ヘリポートは、消防・警察・自衛隊等航空機を運航する救助機関の円滑な救助活動のために選定しているものであるため市民への周知は行っていないとのことであるが、災害時には市民個人が自分で身を守ることも場合によっては必要と考えられることから、市民への周知活動は必要と考える。

地域防災計画そのものの市民への周知を含め臨時ヘリポートの場所についても周知活動を見直すことが望ましい。

(現状及び問題点)

市では災害時（特に地震時）の緊急輸送活動体制の整備の一環としてヘリポートの確保を行っており、地域防災計画の災害予防計画で以下の記載がある。

2. ヘリポートの確保

地震による災害時には陸路の寸断が予想され、この場合はヘリコプターによる患者の搬送、救援物資の輸送等が効果的である。

このため、総務部及び消防部等は、臨時ヘリポートとして利用可能な施設を把握するとともに、災害時におけるこれらの施設の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておく。

また、常設ヘリポート及び臨時ヘリポートが災害時に有効に利用できるよう、これらの所在地を関係機関及び住民等に周知する。

臨時ヘリポートは、消防・警察・自衛隊等航空機を運航する救助機関の円滑な救助活動のために選定しているものであるため市民への周知は行っていないとのことであるが（ただし地域防災計画資料編で閲覧は可能）、災害時には市民個人が自分で身を守ることも場合によっては必要と考えられることから、市民への周知活動は必要と考える。

(改善策)

資料編を含む地域防災計画そのものの市民への周知を含め臨時ヘリポートの場所についても周知活動を見直すことが望ましい。

(12) 福祉避難所の開設について【意見】

市は災害時の避難誘導・受入活動体制の整備の一環として、指定避難所に加え、福祉避難所の指定も行っている。しかしながら、直近の令和元年 10 月の台風 19 号の際に福祉避難所の開設は行っておらず、代替手段として市役所本庁の和室や保健室等、バリアフリーの中学校の開放に留めている状態であった。

福祉避難所を指定するのみではなく、実際に開設するための基準等を設け市民への周知も図ることが望ましい。

(現状及び問題点)

市は災害時の避難誘導・受入活動体制の整備の一環として、指定避難所（指定緊急避難所を含む）に加え、福祉避難所の指定も行っている。

一般の避難所に加え、福祉避難所を指定する趣旨は、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等で一般の指定避難所における生活で何らかの特別な配慮を必要とする者で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要援護者が必要な生活支援や相談等を受けられるようにするためである。

しかしながら、直近の令和元年 10 月の台風 19 号の際に福祉避難所の開設は行っておらず、代替手段として市役所本庁の和室や保健室等、バリアフリーの中学校の開設に留めている状態であった。

福祉避難所を指定する趣旨に鑑みると、近年まれにみる被害を受けた台風 19 号の際には福祉避難所も開設すべきであったと考える。

台風 19 号の際、市民からは開設した指定避難所のみならず他の避難所も開設して欲しいとの要望があったことから、これを課題とすべきと考える。

(改善策)

福祉避難所を指定するのみではなく、実際に開設するための基準等を設け市民への周知も図ることが望ましい。

(13) 市民の食料などの備蓄状況や防災思想の普及状況の把握について【意見】

市では災害時には各家庭において最低3日分の非常用の飲料水、食料等を備蓄するよう啓発をしているが、どの程度周知されているか把握していない。

また、家庭等における防災知識の普及の際に周知、徹底を図る事項が地域防災計画の災害予防計画にくまなく記載されているが、普及状況を把握していない。

アンケート等で非常用の飲料水、食料等の備蓄状況や防災知識の普及状況（周知状況）の把握を行うとともに、自助・共助・公助の考え方（民6、官4）や各家庭での3日分の食料等の備蓄の重要性、地域防災計画そのものの存在などを広く市民へ周知することが必要と考える。

(現状及び問題点)

市では災害時には各家庭において最低3日分の非常用の飲料水、食料等を備蓄するよう啓発をしており、具体的には自主防災組織を通じての啓発、出前講座、地域の防災訓練へ参加した際に住民への説明のほかラジオや広報でも働きかけを行っている。しかしながら、どの程度の市民が家庭で3日分（1人7食分を想定）の備蓄をすべきということを認識しているかの把握は行っていない。

また、市民の非常食等の備蓄としては防災の基本原則である自助・共助・公助の観点から民6（自助・共助）、官4（公助（県・市各2））を目標としており、市民の備蓄割合は60%を目標（7食×60%=4食分あるいは5食分）としている。こちらについても目標値はあるものの市民の備蓄状況についての調査は行っていない。

市の備蓄状況については平成29年4月1日時点で目標値（全体の20%）に対して充足率は72%、包括外部監査期間中である令和元年10月29日時点で食品充足率は69%であった。目標を明確に掲げている市でさえ100%の充足率ではないことを鑑みると市民の充足率は目標値に届いているのか不明である。

また、市民等の防災活動の促進のため、家庭等における防災知識の普及の際に周知、徹底を図る事項が地域防災計画の災害予防計画にくまなく記載されているが、普及状況の把握方法としては自主防災組織の結成、届出避難所の申請、訓練補助金の申請などで間接的に把握しているのみであり、防災知識として市民へのどの程度浸透しているかも不明である。

高崎市防災計画全体にも言えることであるが、情報の収集・作成は行っているが、情報そのものが市民へ広く伝達されていないと、結果として貴重な資源（情報収集や作成に関する労力）を有効活用できておらず、意味をなしているとは言えないと考える。

(改善策)

アンケート等で非常用の飲料水、食料等の備蓄状況や防災知識の普及状況（周知

状況)の把握を行うとともに、自助・共助・公助の考え方(民6、官4)や各家庭での3日分の食料等の備蓄の重要性、地域防災計画そのものの存在などを広く市民へ周知することが必要と考える。

(14) 備蓄倉庫の備品の保管状況及び非常用トイレの実施訓練について【指摘】

市の備蓄倉庫の一部について包括外部監査の過程で市の担当者とともに視察を行ったが、以下の事項が問題として考えられる。

- ・相当程度古いトランシーバーが散見されたが実際には使用不可であった
- ・災害用トイレ(簡易トイレ)については防災訓練等ではほとんど使用していないこと

年1回の備蓄品の棚卸の際に使用可否等を含め検証を行い定期的に物品の入れ替えを行うべきであるとともに、防災訓練等でも災害用トイレの使用頻度を上げるべきである。

(現状及び問題点)

市の備蓄倉庫の一部について包括外部監査の過程で市の担当者とともに視察を行ったが、以下の事項が問題として考えられる。

- ① 相当程度古いトランシーバーが散見されたが実際には使用不可であった
- ② 災害用トイレ(簡易トイレ)については防災訓練等ではほとんど使用していないこと

(改善策)

上記①については年1回の備蓄品の棚卸の際に使用可否等を含め検証を行い定期的に物品の入れ替えを行うべきである。また、②については実際の災害時に災害用トイレ(簡易トイレ)を使用することを想定し防災訓練等でも使用頻度を上げるべきである。

(15) 危険箇所総点検情報の更新について【意見】

市では災害未然防止活動体制、二次災害予防体制の整備の一環で、危険と思われる箇所について点検を実施するとしており、実際に令和元年5月から7月にかけて総点検を実施している。継続して市民へ情報開示することで災害未然防止活動の強化へと繋がると考えられる。

台風19号による新たな被災情報や総点検そのものが新たに必要となった箇所が増えていないことも含め、広報誌等で周知することが望まれる。

(現状及び問題点)

市では災害未然防止活動体制、二次災害予防体制の整備の一環で、土砂崩れ、河川氾濫、樹木の倒木、水門等の危険と思われる箇所について点検を実施するとしており、実際に令和元年5月から7月にかけて総点検を実施している。

当該総点検の結果については市発行広報誌で令和元年8月に公表している。

令和元年10月の台風19号により、農業用水利施設が被災し、また、林道では法面崩落等が発生しているが、それ以外で新たな整備が必要となった箇所はないとのことである。

総点検を行うことはもちろんのこと、継続して市民へ情報開示することで災害未然防止活動の強化へと繋がると考えられる。

(改善策)

台風19号による新たな被災情報や総点検そのものが新たに必要となった箇所が増えていないことも含め、広報誌等で周知することが望まれる。

(16) 災害緊急連絡網の作成状況の把握について【意見】

市としては、市から各区長あての緊急連絡網は全地区作成済みであるが、町内会連絡網については作成状況を含め把握できていない状態である。

町内会連絡網の作成まで市が実施する必要はないと思われるが、作成状況の把握(町内会の全て世帯に行き届いているか等)は行う必要があると考える。

(現状及び問題点)

市では災害時の支援体制の整備の一環として、情報伝達体制の整備を行っており、具体的な対策の1つとして、災害緊急連絡網(町内会連絡網)を整備するよう努めている。

市としては、市から各区長あての緊急連絡網は全地区作成済みであるが、町内会

連絡網については作成状況を含め把握できていない状態である。

(改善策)

町内会連絡網の作成まで市が実施する必要はないと思われるが、作成状況の把握(町内会の全て世帯に行き届いているか等)は行う必要があると考える。

(17) 避難行動要支援者が参加する防災訓練について【意見】

市としては避難行動要支援者が参加している防災訓練の実施状況の把握はできていない。

防災訓練の実施状況は回数等を含め把握できている以上、その中で要配慮者の把握は容易であると考えられる。よって要配慮者の参加状況(要配慮者全体に対する参加率など)を把握することが望ましい。

(現状及び問題点)

市では災害時の支援体制の整備の一環として、避難支援体制の強化を行っており、その具体策の1つとして、避難行動要支援者が参加する防災訓練の実施を行うよう努めている。

ここで、避難行動要支援者とは、地域防災計画で以下のように定義されている。

本計画で使用している「要配慮者」及び「避難行動要支援者」の定義は次のとおりとする。

要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児その他の災害時特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者
避難支援等関係者	避難行動要支援者の避難支援等の実施に携わる関係者

避難行動要支援者が参加する防災訓練を実施するよう努めている趣旨は、市や他の市民が災害時に避難誘導が適切に行われるようにするためである。

しかしながら、現状では市として避難行動要支援者が参加している防災訓練の実施状況の把握はできていない。

(改善策)

防災訓練の実施状況は回数等を含め把握できている以上、その中で要配慮者の把握は容易であると考えられる。よって要配慮者の参加状況(要配慮者全体に対する参加率など)を把握することが望ましい。

(18) 避難行動要支援者名簿の提供先となる避難支援等関係者について【意見】

高崎市防災計画では避難支援等関係者として、消防局や県警、町内会などが明示列挙されているが、分譲マンションなどにおける、いわゆる管理組合は含まれていない。総務省課長通知などに管理組合を自主防災組織として位置付けることが有効とされていることから、避難支援等関係者として管理組合を含めることが望ましいと考える。

(現状及び問題点)

高崎市地域防災計画では、「災害時における要配慮者対策」として、避難行動要支援者の避難支援等の実施に携わる関係者を「避難支援等関係者」と定義し、「避難支援等関係者」となる者を明示している。「避難支援等関係者」には、高崎市等広域消防局や群馬県警察などの行政機関の他、自主防災組織や町内会が明示的に列挙して記載されている。

しかしながら、分譲マンションなどにおける、「建物並びにその敷地及び附属施設の管理を行うための団体」(建物の区分所有等に関する法律第3条)、いわゆる「管理組合」は明示列挙されていない。

分譲マンションは東京を中心に増加してきているが、高崎市内においても、高崎駅周辺を中心に、増加している。

総務省自治行政局住民制度課長「都市部をはじめとしたコミュニティの発展に向けて取り組むべき事項について(通知)」(平成27年5月12日総行住第49号)にも「多くの区分所有者が居住者として住むマンションにおいて自発的な防災活動を行う管理組合等も自主防災組織として位置づけることが有効である」と記載されているところであり、高崎市地域防災計画の中でも、明確に位置づけることが重要であると考えられる。

(改善策)

明示列挙している「避難支援等関係者」の中に、「マンション管理組合」を追加することが望ましいと考える。

(19) 孤立化するおそれのある集落の把握について【意見】

孤立化する集落として想定しているのは、倉渕地域、榛名地域、吉井地域の山間集落としているが、現状では具体的な把握（どのエリアが孤立化するなどを把握するマッピングなど）までは行っていない。

早急にエリアを具体化（マッピング）し、広く公表することが望ましい。

(現状及び問題点)

市では災害予防対策の一環として、孤立化対策を検討しており、地域防災計画の災害予防計画において以下の記載がある。

1 孤立化のおそれのある集落の把握

総務部は、地震や風水害によって、道路や通信手段が途絶し、孤立化が予測される集落について、事前の把握に努める。なお、孤立化のおそれのある集落は、次の事項を参考に想定する。

- ① 集落につながる道路等において迂回路がない
- ② 集落につながる道路において落石、土砂崩れ及び雪崩の発生が予測される道路危険箇所が多数存在し、交通の途絶の可能性が高い
- ③ 集落につながる道路においてトンネルや橋梁の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い
- ④ 土砂災害危険箇所や雪崩危険箇所が道路に隣接し、通行途絶要因となる可能性が高い
- ⑤ 架空線の断絶等によって、有線通信が途絶する可能性が高い
- ⑥ 一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない

孤立化する集落として想定しているのは、倉渕地域、榛名地域、吉井地域の山間集落としているが、現状では具体的な把握（どのエリアが孤立化するなどを把握するマッピングなど）までは行っていない。

具体的な想定エリア特定されていないと実際の災害時には孤立化すると想定される地域住民やその他の高崎市民を含め混乱が予想される。

(改善策)

孤立化すると想定される要因が参考として列挙されており、具体化することは困難な状況ではない以上、早急にエリアを具体化（マッピング）し、広く公表することが望ましい。

(20) 雪害に関するハザードマップの作成について【意見】

大雪時にもハザードマップを活用するとあるものの現状ではハザードマップに大雪に特化した記載はない。

水害のみならず雪害についてもハザードマップの作成を検討されたい。

(現状及び問題点)

市では雪害の予防の一環として、大雪時の留意事項の市民への周知と題し、地域防災計画の災害予防計画で以下の記載を行っている。

総務部は、高崎市ハザードマップや出前講座等の機会を通じて、第3節 第12「防災思想の普及」に加え、以下の留意事項の周知を行う。

(1) 大雪時には、次のことに留意し、落ち着いて行動する。

- ①ラジオやテレビ等で気象情報、防災上の注意事項をよく聞く
- ②不要不急の外出は見合わせる
- ③自家用車の使用は極力避ける
- ④エンジンをかけたままの駐車における一酸化炭素中毒に注意する
- ⑤カーポート等車庫の倒壊に注意し、屋根下に近づかないようにする
- ⑥屋根の雪下ろしは、安全確保のため、命綱や滑り止めの着用をするとともに、複数で作業を行うようにする
- ⑦屋根雪の落下に注意し、極力、屋根下に近づかないようにする
- ⑧消防車や救急車等の緊急車両が通行できるよう、生活道路の除雪等に協力する
- ⑨協力しあって生活道路、歩道等を除排雪する
- ⑩雪崩に注意し、がけ、川べりには近づかない

このように大雪時にもハザードマップを活用するとあるものの、現状ではハザードマップに大雪に関する情報の記載はない。

高崎市は台風による水害に加え、大規模災害には至らないものの、雪害も想定されることから、上記にあるような注意喚起事項や、日陰になり凍結の可能性が高いと見込まれる場所などを記載した、雪害に特化したハザードマップを作成することは、市民にとっても需要は高いと考えられる。

(改善策)

水害のみならず雪害についてもハザードマップの作成を検討されたい。

(21) 災害廃棄物処理計画の作成について【指摘】

災害発生時には大量の災害廃棄物が発生することが予想され、国は東日本大震災などの教訓を踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を改正し、災害廃棄物対策を強化している。市町村に対しては災害廃棄物処理計画を策定し適宜見直しを行うこととされているが、高崎市では災害廃棄物処理計画がまだ策定されていない。

災害時に発生する災害廃棄物に対して迅速に対応できるように、速やかに災害廃棄物対策指針に準拠した災害廃棄物処理計画を策定すべきである。

(現状及び問題点)

災害発生時には、大量の災害廃棄物が発生することが予想される。国は、東日本大震災など、近年発生した災害の教訓や知見を踏まえ、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、平成27年7月、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（通称：廃棄物処理法）を改正し、災害廃棄物処理対策を強化した。

そして、同法の改正を受け、平成28年1月には、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」が変更され、市町村において、非常災害時に備えた災害廃棄物処理計画を策定し、適宜見直しを行うものとされており、環境省による「災害廃棄物対策指針（改定版）」においてもこのことは明記されている。

しかしながら、現時点において、高崎市では災害廃棄物処理計画が策定されていなかった。

(改善策)

災害時に発生する災害廃棄物に対して迅速に対応できるように、速やかに災害廃棄物対策指針に準拠した災害廃棄物処理計画を策定すべきである。

(22) 災害廃棄物処理に関する協定について【意見】

大規模災害の発生時には、大量の災害廃棄物の発生が予想される。高崎市では災害時における相互応援等に関して多数の他の自治体と協定を結んでいるが、災害廃棄物処理に関する協定は結んでいない。

災害廃棄物の処理に対する法整備はなされていないが、災害廃棄物の発生に備えて災害廃棄物の処理に関しても他の自治体と協定の締結を進めることが望まれる。

(現状及び問題点)

高崎市は、他の自治体との間で、災害時における相互応援などに関する協定を多

数締結している。しかし、現時点において締結されている協定は、応急物資や職員の派遣等に関するものがほとんどであり、災害廃棄物処理に関する協定はいずれの自治体とも締結していない。

東日本大震災の際には、岩手県では通常の約9年分、宮城県では通常の約14年分もの災害廃棄物が発生した。高崎市においても、ひとたび大規模な災害が発生したとすれば、通常1年間で処理する廃棄物の数倍もの災害廃棄物が生ずることが予想される。そのような大量の災害廃棄物を、自治体が単独で処理することは極めて困難であるものと考えられる。

しかし、現在、このような問題に対応するための法整備はされていないところ、現段階における災害に対する備えとしては、各自治体が、他の自治体との間で、任意に、災害廃棄物の処理に関する協定を締結するしかない。

(改善策)

被災時に発生が見込まれる災害廃棄物の処理に備えて、他の自治体との間で、災害廃棄物処理に関する協定の締結を進めることが望まれる。

2. 災害応急対策計画について

(1) 災害時に被災が予想される地域に存在する支所について【意見】

災害発生時に災害対策本部地方部にすると予定している支部の中に、ハザードマップ上、被災リスクの高い箇所が存在している支部がある。

十分な被災リスク対策が行われるまでは、被災リスクの少ない場所にある施設を代替施設とするなどといった対策の検討が望まれる。

(現状及び問題点)

各支所は、災害発生時に災害対策本部地方部が設置される予定となっているが、高崎市のハザードマップを見ると、倉渕支所は土石流警戒地域に存在しており、また新町支所は洪水浸水想定地域に存在していることが分かった。

この状況に関して、倉渕支所における土石流対策工事が行われているかどうかを確認したところ、現時点において対策工事は行われておらず、国または県により検討が行われることになるといったことであった。

また、両支所における浸水対策について、非常用電源については特段の対策はなかったが、防災行政無線の放送卓は2階に設置するなど対策を講じているといった状況であった。

やむを得ず災害時に被災する可能性が比較的高いとされる地域にある施設を災害対策本部地方部としている状況に対して、その影響を軽減する対応が十分に行われているとは言い難い。

(改善策)

倉渕支所に関しては、土石流対策が取られるまでは被災リスクの少ない施設を代替的な施設として確保するとか、新町支所についても代替的な施設の確保もしくは、浸水対策を十分に施すといった対応の検討が望まれる。

(2) 群馬県減災対策協議会の課題への取組について【意見】

群馬県減災対策協議会の中で高崎地域における課題として、完了していない取組があるとのことである。近年、台風等による風水害リスクが高まっている状況を鑑みると、これらの課題については速やかに解決されたい。

(現状及び問題点)

河川氾濫に関する群馬県減災対策協議会は、県及び県内 35 市町村により構成さ

れており、前橋、北群馬渋川、佐波伊勢崎、高崎、多野藤岡、甘楽富岡、安中、利根沼田、吾妻、太田、桐生みどり、邑楽館林の12の地域部会が存在している。アドバイザーは国土交通省関東地方整備局、気象庁前橋地方气象台、独立行政法人水資源機構である。

群馬県管理の洪水予報河川・水位周知河川で発生し得る大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」や「社会経済被害の最小化」を目標とし、平成33年度（令和3年度）までに目標達成に向けて、

- ・円滑かつ迅速な避難行動のための取組
- ・洪水氾濫による被害の軽減のための水防活動
- ・氾濫後の生活再建及び社会経済活動の早期回復を可能とする排水活動に関する連携
- ・堤防等河川管理施設の整備推進

を基本的な事項として、防災関係機関の具体的な取組を定めている。

高崎地域における上記課題への取組状況を質問したところ、以下の課題への取組が完了していないことが確認された。

◆実施する取組3

洪水浸水想定区域図及び重要水防箇所等の水害リスク情報を踏まえて、下記の点について、土木事務所水防マニュアル、市町村地域防災計画等の点検、見直し検討を行う。

③ 県、市町村は、管理道路について、避難の際に危険な箇所を把握する。

④ 市町村は、上記区域内について避難経路の点検を行う。

県は、点検に際し、洪水に関する情報提供や県道等の危険箇所の情報を提供し、協力する。

◆実施する取組7

実効的な水防活動体制を強化するとともに、水防団員の確保を進める。

① 市町村は、水防団の機動的な対応を計画に位置づけ、連絡体制の確認と対応事項の点検を行う。県は、洪水特性に関する情報提供を行い、計画策定に協力する。

◆実施する取組8

想定される危険箇所への配備を念頭においた、水防資機材の点検を行い、不足する資機材を確保する。

① 県、市町村、水防団は、水防資機材の点検を行い、不足する資機材を確保する。

取組の目標は平成33年度（令和3年度）とされている。

近年、台風による大河川の氾濫も発生しており、高崎地域においても台風第19号により井野川、鐮川、烏川、利根川流域に河川氾濫避難勧告が出されるなど、大災害はいつ起きてもおかしくない状況であるため、把握できている対策については、可能な限り急ぐ必要がある。

(改善策)

県と連携し、まだ実施されていない課題への取組は速やかに解決されたい。

(3) 災害発生時の職員等の参集体制について【意見】

水害発生時における職員等の参集体制について、高崎市では「災害時職員初動マニュアル」に基づき対応するとしている。

内閣府から提供されている「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」等を見ると、市のものよりも考慮すべきリスクが検討されていることから、これを参考に見直しを図られたい。

(現状及び問題点)

水害発生時における参集体制に時系列別の集合率や職員が被災し集合できない可能性を考慮しているかについて質問したところ、「災害時職員初動マニュアル」に基づき、規模に応じた参集(部局・人員)を決めている。被災等により職員が参集できない可能性も考慮しているが、参集割合等は出していないとの回答であった。

内閣府の「市町村のための水害対応の手引き」では水害時の対応として、

○水害を踏まえた職員の参集体制の確保

水害を踏まえた職員の参集想定を実施するとともに、河川毎に配備基準を定めておくなど地域特性に応じた参集体制を検討しておく

とあり、

内閣府の「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」では、

確保状況の確認

○参集予測を行い、非常時優先業務の実施に必要な要員が発災時にどの程度集まるか時点ごとに把握

○全庁的な確保状況だけでなく、部署別に必要な人数が確保可能か確認。

○災害の種類(例えば地震と水害)や発災時刻(勤務時間内(平日昼間)と勤務時間外(休日・夜間))により、参集の条件が異なることに留意

○平日夜間と休日で居住する場所が異なる(例:単身赴任)職員が多い場合は、その割合も考慮

○勤務時間外の発災時には、各部署長等が部下の安否を自身で確認できる方法や、安否確認の結果伝達の適切な仕組みが整備されているか確認

○職員が安心して業務を遂行できるよう、勤務時間中の発災時における家族との安否確認方法が周知されているか確認

- 各部署に適切な指揮命令権者がいるか、また業務の遂行に当たり特別な資格（医師、応急危険度判定士等）、技能、経験が必要とされる部署においては、有資格者等が参集できるかについても併せて確認
- 疲労の蓄積を避けるため、参集職員の交替体制や職員の休憩・宿泊場所を確認
- 受援計画の策定等により円滑な応援の受け入れ体制が整備されているか確認

といったことが示されている。

内閣府が提示している手引きのほうも、高崎市の防災計画に記載されている内容よりも細かくリスクが検討されている。

(改善策)

内閣府が作成している手引きを参考に、災害時の参集体制について見直しすることが望まれる。

(4) 屋外拡声システムの点検について【意見】

屋外拡声システムは定期的に音量等の確認を行っているが、運用する職員にチェックが任されているため、非常時に十分な音量等が得られているか判然としない状況にある。非常用屋外拡声システム調査研究委員会が設けている基準といった何らかの判断基準に基づいて判断するようにされたい。

(現状及び問題点)

屋外拡声システム（防災スピーカー、広報車）の音声の音量、明瞭性についてどのように検証を行っているか質問を行ったところ、防災スピーカーの音量や音声のチェックについては、国により年4回実施されるJアラート全国一斉情報伝達訓練などの訓練の際に行っており、広報車の音量や音質については、運用する職員により適宜確認を行っているとの回答であった。

屋外拡声システムについては日本音響学会の非常用屋外拡声システム調査研究委員会が、「災害等非常時屋外拡声システム性能確保のためのASJ技術規準（第1.1版）」を公開している。

当該規準が策定された出発点は、東日本大震災後の社会調査で、防災行政無線の屋外拡声音をよく聞き取れなかった市民が20%いたことが示されており、その理由として、屋外拡声システムにおいて音の伝達の観点からの規準が存在しないことが一因であると考えられたことによる。

この問題に対応すべく、日本音響学会の災害等非常時屋外拡声システムのあり方に関する技術調査研究委員会（非常用屋外拡声システム調査研究員会の前組織）に

において、防災行政無線の屋外拡声装置に代表される重要な情報の伝達用屋外拡声システムの設計と性能確認に用いるべき学会規準として当該規準が策定され、公表されている。

また、非常用屋外拡声システム調査研究委員会によれば、災害等非常時屋外拡声システムの性能確保のための規準の自治体の活用案として、システムの新規導入／更新／定期検査にかかる業務を発注する際、準拠すべき基準の1つとして「ASJ屋外拡声規準」を要求仕様書に記載することが挙げられている。

以上のような事項を考慮した場合、平時の訓練における職員による確認では、災害時における音量、質的に必要な水準を満たしているかはわからないため、災害時に住民に正確に伝わるのかについての懸念が存在する。

(改善策)

屋外拡声システムが十分な能力を保持しているかの目安として、非常用屋外拡声システム調査委員会が設けている基準を満たしているかどうかといった具体的な基準を設けて判断するようにされたい。

(5) 民間団体との協定について【指摘】

被災時に必要な業務に関して民間企業等と協定を締結しているケースがあるが、会社分割等で、本来協定を結ぶべき先が変更となっても、定期的な確認を行っていなかったために協定先が間違っている事例があった。

協定の内容については、定期的に確認すべきである。

(現状及び問題点)

災害発生時における状況把握のため、ドローンを利用した現場確認を実施することが予定されており、ドローンの業務を民間の会社に委託している。

協定の内容を確認したところ、協定先がA社となっていたが、当該会社は過年度において会社分割をしており、現時点においては別の会社がサービス提供していることになっていた。

協定について、定期的に内容確認していないため、協定の相手先が変更になっても放置されている状況は問題である。

(改善策)

協定の内容について年に一度程度、定期的に相手先と協議するなど内容の確認を行う必要がある。

(6) 情報収集・連絡及び通信の確保における支援を要請する関係機関の選定について
【意見】

通信手段の確保にあたって、関係機関として(株)NTTドコモのみを選定しているが、契約シェアを考慮するとソフトバンク等についても関係機関に含めるほうが適切と考えられる。

(現状及び問題点)

現在の社会において、携帯電話やスマートフォンは通信手段として欠かせないものとなっている。災害時の関係機関として、現状では(株)NTTドコモが対象となっているが、ソフトバンク等のドコモ以外のキャリアは対象となっていない。キャリア別の契約シェアを見てみると、次のようなデータがある。

事業者別契約件数(携帯電話) 2019年3月現在

キャリア	契約件数	契約割合
NTTドコモ	78,452,800件	44.74%
a u	55,225,400件	31.49%
ソフトバンク	41,685,600件	23.77%
計	175,363,800件	100.00%

(出典) 一般社団法人 電気通信事業者協会「事業者別契約数」

これを見ると、NTTドコモのシェアは50%未満であり、被災時の支援体制としては十分ではないのではないかと懸念がある。

(改善策)

a u やソフトバンクといったNTTドコモ以外のキャリアに対しても協力を依頼する関係機関に含めるほうが適切であると考えられる。

(7) 高崎市広域消防局及び中央消防署の浸水対策について【意見】

消防本部である高崎市等広域消防局、中央消防署等は高崎市ハザードマップによると洪水浸水想定地域とされ、水害時に浸水リスクが懸念される場所にある。

災害対応にあたって、消防局はほとんどのフェーズで関与することとなっている重要な部署であることから、浸水対策とともに、浸水した場合における拠点の移動も含めた対応計画を策定することが望まれる。

(現状及び問題点)

消防本部である高崎市等広域消防局、共同指令センター及び中央消防署は、高崎市ハザードマップをみると、洪水浸水想定地域とされていたことから、洪水浸水被害を受けた場合における指揮体制、救助支援体制、人員や車両等の運用体制といった点について確認したところ、

- ・緊急通報（119番通報）の受信回線は浸水対策実施済み
- ・局舎の浸水対策については今後実施する予定
- ・車両等については、浸水が予想される場合には速やかに移動させるとともに、必要に応じて拠点を移動するなどの対応をとる

といった回答であった。

消防局は、災害発生時における災害情報の把握、水防活動、救急・救助活動、医療活動、避難誘導、避難情報の伝達、行方不明者の捜索、孤立対策等のほとんどのフェーズで関与することとなっており、洪水による浸水によって機能が喪失した場合、災害対応に著しい支障が生じる懸念がある。

(改善策)

局舎への浸水対策とともに、浸水した場合における拠点の移動も含めた対応計画を策定することが望まれる。

(8) 被災者等への的確な情報伝達活動における広報媒体について【意見】

被災時の広報媒体としてラジオやSNSツールを予定しているが、より幅広く方法手段の利用を検討されることが望まれる。

(現状及び問題点)

災害の発生直後から様々な手段で災害に関する正確な情報を市民に伝達し、市民の不安等の解消を図ることとしており、その伝達手段としてテレビやラジオは有力な手段となるが、現状で関係機関としている事業者は(株)ラジオ高崎のみであり、市内で利用可能な状況にあるFM群馬や群馬テレビといったメディアが対象となっていない。

また、最近利用者が拡大しているSNSに関してはtwitterとfacebookを予定しているが、次のデータを見ると、それ以外のツールについても利用していることがわかる。

ソーシャルメディアの利用状況

(単位：%)

	自ら情報発信や発言を積極的に行っている	自ら情報発信や発言することよりも他人の書き込みや発言等を閲覧することの方が多い	ほとんど情報発信や発言せず、他人の書き込みや発言等の閲覧しか行わない	ほとんど利用していない	全く利用していない
Facebook	5.3	8.4	17.3	10.2	58.9
Twitter	7.7	8.8	16.7	7.2	59.7
Instagram	3.9	6.9	12.0	5.3	71.8
LINE	17.0	15.4	16.3	9.4	41.8
その他のSNS	2.1	3.8	4.3	8.0	81.9
その他のオンラインチャット	2.1	2.7	2.0	7.7	85.6
ブログ	4.6	5.4	17.8	6.6	65.6
情報レビュー共有サイト	2.0	6.6	29.8	8.6	53.0
掲示板	0.9	4.2	14.9	8.4	71.6
メーリングリスト	0.8	2.3	3.9	4.5	88.4
オンラインゲームなど	2.8	3.6	5.5	6.2	82.0

(出典)総務省 ICTによるインクルージョンの実現に関する調査研究 (2018)

(改善策)

被災時の情報伝達手段として、より幅広い手段を活用する方向で検討されることが望まれる。

(9) 市の備蓄方針に関する啓発活動について【意見】

発災時における食料等の供給体制に関する市の方針について、市民や事業者に対して様々な方法でアピールするなど、啓発活動を盛んにされたい。

(現状及び問題点)

高崎市地域防災計画においては、発災時における被災者への食料等の供給は、発生から12時間以内に開始することを目途としており、それまでは市民の備蓄によることを予定している。

被災時は、市による全面的な被災者支援ができないという前提に立って自助、共助、公助による応急対策を計画することはもっともであるが、果たして市民がそのように認識しているかは疑問である。

(改善策)

被災時に避難所へ受け入れられたとしても 12 時間程度は食料等の供給がない可能性があること、それまでは市民、事業者が自ら備蓄した食料等で助け合うことを予定しているといった事柄を、例えばハザードマップに記載したり、その他さまざまな機会で市民等の目に触れるようにし、自助・共助の意識づけのための啓発活動を盛んにされたい。

(10) 災害・避難カードの作成について【意見】

住民避難に関しては、発災時に避難勧告を発令することにより対処することとしているが、実際に発災したときに具体的にどのように対応したら良いか明確でないことが考えられる。速やかな避難行動につなげるためにも、内閣府で提示しているガイドラインにある「災害・避難カード」の作成を推進していくことが望まれる。

(現状及び問題点)

高崎市のハザードマップにおける洪水災害及び土砂災害警戒区域の住民に対する対応について質問をしたところ、速やかに洪水に関する避難勧告を発令することにより、速やかな警戒避難を促すとの回答であった。

速やかな避難行動を促すことを検討したものとして、内閣府による「避難勧告等に関するガイドライン」によると、市民や施設管理者等が避難行動をあらかじめ認識するための取り組みとして次のような提言がなされている。

3.1.1 居住者・施設管理者等が避難行動をあらかじめ認識するための取り組み

これまで、自治体は災害種別毎にハザードマップを作成し、居住者・施設管理者等への配布や広報に努めているが、様々な災害が想定されること、災害発生時に使われる形で保管されていない等から、実際の避難行動に十分役立っていない可能性がある。

避難勧告等が発令された場合、居住者等が短時間のうちに適切な避難行動をとるためには、自分の身は自分で守るという意識の下、居住者等が、あらかじめ想定される災害毎にどのような避難行動をとれば良いか、立退き避難をする場合にどこに行けば良いか、避難に際してどのような情報に着目すれば良いか等をあらかじめ認識し、居住者等が主体的に具体的な避難に関する計画を検討しておく必要がある。

施設管理者等においては、利用者の避難誘導等を適切に実施する必要があることから、災害毎に利用者がとるべき避難行動、避難先、避難に際して着目すべき情報等をあらかじめ認識し、平時から具体的な災害計画を策定し、訓練を実施しておく必要がある。

そのためには、居住者・施設管理者等が、想定される災害毎に、それぞれ避難すべき施設や避難に際して確認すべき防災情報など、避難に当たりあらかじめ把握してお

くべき情報を記載する「災害・避難カード」を作成することが望ましい。

「災害・避難カード」の作成及び活用の方法は、内閣府のホームページにある「災害・避難カード事例集」を参照されたい。

避難勧告を発令することで避難を促すことは必要なことであるが、市民が具体的にどのように避難したら良いか分からないケースも十分考えられることから、そういった状況に対応することも行政の対応として必要ではないだろうか。

(改善策)

市民が災害時に状況に応じて迅速かつ適切に避難できるように、事前準備として内閣府のガイドラインに示されているような「災害・避難カード」の作成を推進していくことが望まれる。

(1 1) 雪害の拡大防止活動における融雪剤の管理について【意見】

高崎市が、除雪（凍結防止含む）作業を実際に委託している市内各業者に支給している融雪剤は、高崎市が所有しているものであり、高崎市が管理する必要があることから、支給後の在庫についても確認することが望まれる。

(現状及び問題点)

高崎市と高崎土木建築業協同組合は、「冬季における降雪による災害発生時等の除雪作業に関する覚書」を締結し、降雪による災害の恐れがある場合の除雪作業を各業者に委託している。

ここで、交通の障害になると思われる場合、グレーダーを標準仕様として除雪作業を行うほか、夜間及び早朝の気温が路面の凍結を招くと思われる場合は、塩化カルシウム等の薬剤を散布するものとされている。その際に使用される薬剤は業者が提出する『融雪剤(塩化カルシウム)配付願い』に基づき高崎市が受け払い簿を作成し配付している。

業者に渡した後の薬剤の管理に関しては、渡し切りになっており、実際の使用状況や、業者の手元に残った残量といったことに関しては、高崎市としては把握していない。

除雪という観点からは、融雪剤を渡して、それを使用することによって除雪が完了すれば事業目的は達成されるものの、実際にどの程度融雪剤が必要だったかといった情報は、その後の降雪時に活用できる情報であり、また、業者に渡した融雪剤は高崎市の財産であるという観点から、業者保管となった分について捕捉しておく必要があると考えられる。

(改善策)

委託業者から、積雪の状況、それに対する融雪剤の使用状況、業務終了時点における在庫の状況といった報告を求めることが望まれる。また、それらのデータを蓄積することで、その後の除雪事業に活用されたい。

(12) 火山災害対策について【意見】

火山災害対策の一つとして、問題となることが予想される降灰の処理について、地域防災計画上、具体的な基本方針を盛り込むことが望まれる。

(現状及び問題点)

群馬県及び近隣にある活火山で噴火警戒レベルが運用されている火山のうち、高崎市において最も影響を受けると想定されるのは浅間山である。浅間山の噴火対策として、すでにハザードマップが作成されているところであり、高崎市は浅間山火山防災協議会へオブザーバーの立場で参加している。

しかしながら、それ以外に高崎市として浅間山噴火への対策をしていることは特にないということである。

浅間山が噴火した場合、高崎市に大きな被害をもたらすものは降灰で、その処理をどうするかが大きな問題となると考えられるが、高崎市の地域防災計画の中では取り上げていない。これに対して、埼玉県熊谷市では、地域防災計画上に降灰の処理についての基本方針を掲げており、高崎市のものより踏み込んだ計画を作成していると言える。

(改善策)

火山噴火時の具体的な問題として降灰の処理は対応が必要な事項であり、高崎市においても、この問題について地域防災計画に盛り込むことが望まれる。

(13) 大規模火災対策の記載内容について【意見】

地域防災計画上、大規模火災対策について、節を設けてはいるが記載内容が簡潔なものとなっている。実際には踏み込んだ検討が行われていることから、それらを踏まえて記載内容を充実させることが望まれる。

(現状及び問題点)

地域防災計画上、大規模火災対策については節が設けられているが、内容は 第1 火災情報の伝達、第2 消火活動 とあるのみで、文量としても1 ページに満たないほどである。

他市では、消防法第22条に基づく火災警報について、最小湿度や実効湿度、風速といった基準を設けて地域防災計画上に盛り込んでいる例や、高層建築物等火災の防御対策といったケース別の対策をしている例がある。

また、平成28年12月に新潟県糸魚川市で大規模な火災が発生したことは記憶に新しいが、高崎市ではそれを受けての対策がなされているか、地域防災計画上はよくわからない。

この点、担当部署である消防局警防課にヒアリングしたところ、高崎市においても火災警報発令の基準を定めており、消防局の対応として予防広報の実施、防火指導の徹底等を図っているとのことであった。

また、糸魚川市の火災を受けて消防庁から通知がなされたことに対応し、大規模な火災につながる危険の高い地域を確認・指定し、当該地域の警防計画を平成30年度中に策定しているところである。

このように、実際には消防局において大規模火災に対して相応の対応がとられていることから、地域防災計画においても記載内容を充実させるべきである。

(改善策)

現状の地域防災計画では簡潔な記載となっているが、大規模火災に対する踏み込んだ検討が行われていることから、それらを踏まえて地域防災計画の記載を充実させることが望まれる。

(14) 避難行動要支援者への安否確認について【意見】

令和元年に発令された避難勧告時の避難行動要支援者の避難状況について把握していなかった。内閣府による取組指針等を参考にするなど、避難勧告時に避難行動要支援者の避難状況を適切に把握できるような体制を構築されたい。

(現状及び問題点)

令和元年に発令された避難勧告において、避難対象地域における避難行動要支援者の避難実施状況について質問を行ったところ、把握していなかった。

避難行動要支援者名簿については、毎年度、町内会（自主防災会）、民生委員、児童委員、地元消防団、消防局、警察署、社会福祉協議会などへの提供を行っており、町内会や自主防災会、民生委員などの地域の方々を中心に、あらかじめ避難行動要支援者について、「誰が支援して」「どこの避難所等に避難させるか」などの「個別支援プラン」を作成しておくことを推進している。

出前講座や地域の防災訓練、広報たかさきなどを通じて、平時から避難支援等関係者の連携を密にし、地域全体で支援していく仕組みづくりの啓発に努めているとの回答であった。

内閣府による「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」では、以下のような事項が示されている。

3 避難行動要支援者の安否確認の実施

- 安否確認を行う際に、避難行動要支援者名簿を有効に活用すること。
- 自宅に被害がなく、避難行動要支援者が無事であっても、介護者や保護者が外出先で被災し、行方不明となり、支援者がいなくなることで、また、介護者自身も負傷や高齢、障害により発災時は支援が必要となることも想定される。そういった状況やライフラインの供給が止まるなどした場合、せっかく助かった避難行動要支援者であっても、その後の自力生存が困難となり、その命までも失われかねない。そのため、安否未確認の避難行動要支援者がいる場合には、市町村は、避難行動要支援者名簿を活用し、在宅避難者等の安否確認を進めること。また、安否確認を行ったが、応答がない場合には、現地に最寄りの避難所から人を派遣するなどにより状況を把握するなどして、避難所への移動等の必要な支援を行い、救える命が失われないように必要な対応をすること。
- 安否確認を外部に委託する場合には、避難行動要支援者名簿が悪用されないよう適切な情報管理を図るために必要な措置を講じるよう努めることが求められる（法49条の12）。そのため、適切に安否確認がなされると考える福祉事業者、障害者団体、民間の企業や団体等と災害発生前に協定を結んでおくことが適切である。

また、近年の災害においては、ケアマネージャー等の福祉サービス提供者が中心

となって献身的に担当利用者の安否、居住環境等を確認し、ケアプランの変更、緊急入所等の対応を行うなど重要な役割を担っているところもみられる。市町村の防災関係部局、福祉関係部局及び保健関係部局は、福祉サービス提供者との連絡を密に取り、積極的に連携していくことも有効な方策の一つである

高崎市の災害応急対策計画では、避難行動要支援者の安否確認に努めるとされているが、上記の取組指針では、市町村が安否確認を行うほかに、外部に委託する、ケアマネージャー等の福祉サービス提供者と連携するといった方法も示されている。

(改善策)

平時より避難支援等関係者の連携を密にし、地域全体で支援していく仕組みづくりの啓発に努めているとの回答があることから、災害発生時においても避難支援等関係者と連携し、安否確認が確実になされるような体制を構築されたい。

(15) 被災時における停電に対する電力会社との連携について【意見】

被災時における電力会社との連携に関しては、一定レベルの対策が計画されているが、令和元年における台風被害を踏まえた提言が経済産業省から出ていることなどを加味して、より具体的な対策が講じられる体制づくりに取り組まれることを期待する。

(現状及び問題点)

災害による停電発生時における東京電力とのコミュニケーション体制について、電力トリアージの体制について、停電の要因となった倒木の伐採に関する体制について質問をしたところ、停電時には、「災害時応援協定」に基づき、発生箇所、影響範囲、復旧見込み等について、電力会社から市(防災安全課)に対し連絡が入る。これに基づき、市民生活への影響を考慮したうえで、市から市民に対し情報提供を行う。大規模停電時には、「災害時応援協定」に基づき、必要に応じてリエゾンの派遣を要請し、電力会社において重要施設の電力復旧(電力トリアージ)を進めることになる。倒木の伐採に関する電力会社との協定はないが、倒木を発見しだい連絡を取り合い、管理区分に応じて伐採等の対応をしているとの回答であった。

経済産業省による「令和元年に発生した災害の概要と対応」によると、台風15号、19号を踏まえた電力レジリエンスWG・中間取りまとめの対策パッケージでは次のようにリエゾンの役割の明確化、倒木等の撤去の円滑化の仕組み、協定案が提

示されている。

国や地方自治体との連携

- 電力会社と地方自治体との連携は進んできたが、地方自治体への派遣要員（リエゾン）の役割の明確化が必要
- 復旧の妨げとなる倒木の除去等の円滑化のため、地方自治体及び自衛隊との連携強化や事前伐採の更なる推進が必要

④自治体との情報連携の強化

【概要】災害時、情報のハブとなる地方自治体に対し、迅速かつ正確に情報を伝達できる関係を築くため、災害時の連絡窓口や被災自治体へのリエゾン派遣ルールの構築・確認等、電力会社と自治体の連絡体制を強化する。

⑤自治体との災害時の情報連絡体制の構築

【概要】自治体との連携によって停電復旧作業の障害を速やかに取り除けるように、災害時の連絡窓口やリエゾン派遣ルールの構築・確認等を行う。

各電力会社の取組

- エリア内の全都道府県、全市町村との連絡体制を整備するとともに、定期的な意見交換や情報連絡訓練等を実施し、継続して災害時の連絡体制を維持できる仕組みを整備。
 - 大規模災害時、都道府県に対しては、原則プッシュ型でリエゾン派遣を打診する方針を確認。市町村に対しては、災害の規模や要望に応じて派遣を検討する。
- #### ⑥復旧の妨げとなる倒木等の撤去の円滑化に資する仕組み等の構築
- 【概要】平成30年度夏以降の度重なる台風被害に伴う停電において、一部エリアでは倒木、飛来物、倒壊家屋等の撤去に長時間を要し、停電が数週間に渡って長期化したケースがあった。原因の一つとして、撤去すべき倒木・飛来物等の所有者への確認・協議や、道路管理者との調整に時間を要した事が挙げられる。関係法令を整理した上で、電力会社がより迅速に設備の復旧を実施できるよう、復旧の妨げとなる倒木等の撤去の円滑化に資する仕組み等の構築を検討していく。

経済産業省の取組

- 復旧作業の障壁となる障害物の除去を実施できる仕組み。
電力会社と地方自治体との協定の記載例案を作成。
- <電力会社による好事例>
- ・従来の樹木や土砂等の障害物除去の考え方や、今後の地方自治体と電力会社の役割を整理し、より柔軟な災害復旧が可能となるよう、電力会社と地方自治体が協定を締結。
 - ・地方自治体のライフライン保全対策事業の一環として、配電線付近の樹木の計画

的な事前伐採を実施。

また、経済産業省「災害時連携の改善に向けた検討」においては、以下のように、電力トリアージに関して、電源車に関する優先的に派遣すべき重要施設のリスト化が求められている。

① 一般送配電事業者間の共同災害対応に関する事項

- また電源車の派遣においては、優先的に派遣すべき重要施設をあらかじめリスト化することが、地域の事情に精通して総合的に判断できる立場である地方公共団体に期待されるが、一般送配電事業者としても優先的に電源車を派遣すべき所のリスト作成状況を地方公共団体に確認し、要請があった場合には整理に協力するといった協力の在り方について整理してはどうか。

(改善策)

令和元年に発生した台風 15 号、19 号の経験を踏まえた提言が経済産業省から出ていることから、現状の計画の内容からさらに踏み込んで、リエゾンの明確化、倒木等の撤去の円滑化の仕組みなど、より具体的な対策が講じられる体制づくりに取り組まれることを期待する。

3. 災害復旧・復興対策計画について

(1) 生活の再建支援等における高崎市行政調査員の活用について【意見】

高崎市には行政調査員という制度があるが、災害時における行政調査員の役割を明確にし、地域防災計画に盛り込むことが望まれる。

(現状及び問題点)

高崎市においては、高崎市行政調査員設置規程を定め、行政調査員を置いている。これは、市の小学校通学区域に準じて区分した地区を単位に世帯数に応じて、住民実態調査、災害状況調査その他市政に必要な事項の調査を行うもので、3,000人弱いる市職員の中から、800人余りが任命されているものである。

ところで、高崎市災害対策本部運営規程第10条によれば、「本部長は、必要と認める場合は、調査班を設け、被災地又は災害が予想される地域に派遣する」とされている。そして、その班長及び班員は、本部長がその都度指名した職員をもって充てる、とされている。事実上、ここに定める調査班は、行政調査員がその任にあたるものと思われる。今般の令和元年台風19号にあたっては、この行政調査員が第一次的な被害状況の調査を行っており、罹災証明書の発行へと繋げている。

このように、市役所職員の相当な割合が担当している行政調査員は、災害状況調査においては活躍が期待されているところであるが、地域防災計画には特に記載がない。行政調査員と災害時の調査班との役割を整理し、実効性の高い対応ができるように計画しておくことが望まれる。

(改善策)

発災時に活用が期待されている行政調査員について、地域防災計画においても、その活用方法を記載することが適切と考える。

(2) 生活の再建支援等における法令の適時の改正について【指摘】

高崎市災害救助及び災害見舞金等支給条例で参照している群馬県規則が変更されているが、条例がその変更に対応のままであったので、速やかに条例の改正をすべきである。

(現状及び問題点)

高崎市では、高崎市災害救助及び災害見舞金等支給条例を制定している。これは、災害救助法が適用されない災害に対しても、広く被災者を支援するものとして、特

に法律によらずに、高崎市が独自で定めているものである。

ここで、同条例第5条に「救助の程度、方法及び期間は、群馬県災害救助法施行細則(昭和35年群馬県規則第26号)別表第2に定める例により行うものとする。」とあるが、群馬県規則が改正されており、当該群馬県規則上、別表第2ではなく、別表第1が正しい参照条文である。

同条例は、昭和57年9月24日に制定されて以来一度も改正されずにきており、群馬県規則がいつしか変更されたが、条例自体を見直す機会がなかったために、参照条文に誤りが生じている。

(改善策)

条例の趣旨上参照条文が変更されていることは容易に判明するため、実質的な影響はなく、法技術上のテクニカルな問題といえるが、速やかに条例の改正をすべきである。

(3) 法令の例規集システムへの反映について【指摘】

高崎市の規則が改正されているのに例規集システムに反映されていなかった事例があったので、今後はそのようなことがないように十分なチェックをすべきである。

(現状及び問題点)

災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)を受け、高崎市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年条例第39号)が制定され、これを受けて高崎市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和50年規則第25号)が制定されている。

平成31年1月になって、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金制度について、月賦償還による償還方法を追加するとともに、連帯保証人の必置義務を撤廃し、延滞利率を5%に引き下げる制度改正を行い、災害援護資金の貸付けに係る運用を改善し、被災者支援の充実強化を図るべく、政令が改正され、平成31年4月1日より施行された。

これを受けて、高崎市災害弔慰金の支給等に関する条例も平成31年3月29日に改正され、平成31年4月1日より施行された。

しかしながら、その下位規則である、高崎市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則について、Web上で確認できる高崎市例規集においては、平成17年が最終改正となっており、改正されていない状況となっていた。

この点、所管部署である福祉部に確認したところ、規則の改正自体は行っている

が、例規集システムに改正が反映されていないということであった。確かに、平成31年3月29日付で公布され、法令手続上は改正されており、また、改正内容に則って様式が変更されていることが確認できた。

しかしながら、通常例規集システムには、法規改正から1～4か月で反映される場所、この改正については例規集システムへの変更処理がされていなかったことが、今回のヒアリングにより判明した。

(改善策)

改正された条例等について、例規集システムに遺漏なく速やかに反映されているか十分にチェックすべきである。

(4) 被災届出証明書について【意見】

被災届出証明書の発行については、根拠を明確にするためにも要綱等を作成することが望まれる。

(現状及び問題点)

高崎市は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、その他の異常な自然現象等の原因により、建物被害や建物付属物（塀やテラスなど）、家財等の被害に対し、被災届出証明書を交付している。

これは、災害対策基本法に定める罹災証明書の交付要件に満たない場合であっても、保険会社や共済から被害があった旨の公的証明を求められる場合があるという住民ニーズに応えるべく、福祉部内での部内決裁を経て発行するに至ったものであるが、要綱等は作成されていなかった。

この「被災届出証明書」は単に住民が市に対して被災した旨を届け出たことを証明するものであり、交付申請にあたっては、被災の状況を確認できる写真を求めているものの、被害内容は基本的には市民の自己申告によるものである。この点、災害対策基本法に定める罹災証明書は基本的には市役所職員による認定が必要であり、それとは性質を異にしている。

「被災届出証明書」は特に法律をはじめ条例によってもその法的根拠はなく、あくまでも市民サービスの一環として対応しているということである。

しかしながら、被災届出証明書は高崎市長印を押印した、市役所で発行した証明書になることから、発行の根拠を明確にすることが適切な運用につながるものと考えられる。

(改善策)

被災届出証明書の発行については、根拠を明確にするためにも要綱等を作成することが望まれる。

(5) 被災者台帳の有効活用について【指摘】

災害時における被災者台帳の活用が不十分である。平時において活用方法に関して訓練等を実施することで被災者台帳を有効活用できる体制を作るべきである。

(現状及び問題点)

平成 25 年 6 月の災害対策基本法改正により「市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳…「被災者台帳」…を作成することができる。」との規定が設けられた。

被災者台帳とは、被災者支援について支援漏れや手続の重複をなくし、中長期間にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約するものである。法律上、被災者台帳を作成することが「できる」と規定されているように、必須事項ではないが、内閣府では「被災者台帳の作成等に関する実務指針」を作成し、また、被災者台帳の基礎ファイルも提供しており、積極的な利用を勧奨している。

地域防災計画においても「災害対策本部は、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。」と記載されているところである。

しかしながら、実際の被災者台帳の利用状況についてヒアリングしたところ、内閣府の提供する被災者台帳の基礎ファイルが防災安全課の手元にあったが、そもそも平成 30 年度まで被災者台帳を作成するような規模の災害がなく、一度も利用されることはなかったとのことであった。

令和元年の台風 19 号では、高崎市で罹災証明書を 130 通程度発行しており、相応の規模の災害であったため、被災者の情報の一元管理が求められる状況にあったものの、被災者台帳を使用することはなく、市役所内部での情報共有は、各部署からアクセスできる共有フォルダによって実施したとのことである。当該共有フォルダは、各部署にて台風 19 号関連の被災者に関するデータを保存するためのものであり、被災者台帳による被災者情報の一元管理といったものではなかった。

発災時における被災者情報を効率的に把握、管理するための被災者台帳が適切に活用されていないことは問題である。

(改善策)

被災者台帳が適切に活用されない原因として、活用の機会が少ないため、具体的な活用方法が周知されていないといったことが考えられる。定期的な操作訓練といった準備を実施するなどして、被災者台帳を有効活用できる体制を作るべきである。

(6) 大規模災害発生時の検証について【意見】

平成 26 年豪雪時に、高崎市では、その対応や状況に関する報告書が議会向けには作成されたが、一般向けの報告書は作成されなかった。しかしながら、様々な角度から災害を検証するという観点からは、大規模な災害が発生した後は、その対応の検証や反省点をまとめ、公表されることが望ましい。

(現状及び問題点)

平成 26 年豪雪によって、高崎市においても全壊家屋 2 棟及び人的被害も発生した。また、交通障害が広範囲に発生するなど近年稀にみる気象災害となった。そこで、この大雪に対しての検証がなされているかを確認したところ、「平成 26 年 2 月 14 日からの大雪に伴う被害状況について」と題する市議会議員向けの文書はあるとのことであったが、高崎市として一般向けの報告書はないということであった。なお、この文書は、主に時系列に沿って防災安全課での事象を記録したものである。

この点、他の自治体の事例として書面による報告書が出されており、さらに Web 上で一般公開されているケースがあった。また、その中には全部署へのアンケートを実施し、どのような課題があったかを集約していることがうかがわれるケースもあった。

このように、大規模災害があった際にはその検証が事後の備えとして重要であり、高崎市においても検証・報告を行うことが望ましい。

なお、今般の令和元年台風 19 号に関しては、避難所開設に従事した職員などからの意見や要望を収集し、これまでの市民からの要望、意見などとともに今後の災害対応に生かすべく、報告書的なものとして残せるよう作成にかかる予定となっているとのことである。

(改善策)

大規模災害時において検証・報告を行う基準を設け、その報告書が公表されることが望ましい。

4. その他

(1) 地区防災計画の作成について【意見】

高崎市においては「地域防災計画」は作成されているが、「地区防災計画」は作成されていない。「地区防災計画」は東日本大震災の教訓を踏まえ災害対策基本法に取り入れられた制度であり、法的に作成義務はないが、平時における大規模災害への備えとして、作成には積極的に取り組まれることが望まれる。

(現状及び問題点)

高崎市では「高崎市地域防災計画」は作成されているが、市内の一定の地区の居住者や事業者が共同して行う自発的な防災活動に関する計画である「地区防災計画」(災害対策基本法第42条第3項)は作成されていない。

地区防災計画制度は、自助・共助・公助が連携することで大規模広域災害後の災害対策がうまく働くことが強く意識された東日本大震災の教訓を踏まえ、災害対策基本法に取り入れられた制度である。

法律上、作成すべき義務はないが、災害の多い我が国においては、平時から災害対策に取り組むべきであり、地区ごとの防災計画を作成しておくことは、大規模広域災害に対する備えとして有用であると考えられる。

また、地区ごとの防災計画の作成は、当該地域住民の防災意識を高める効果も期待できる。

(改善策)

高崎市においても「地区防災計画」の作成に積極的に取り組まれることが望まれる。

(2) 安否情報照会マニュアルの作成について【意見】

東日本大震災における教訓を踏まえ、災害対策基本法で、被災者の安否に関する情報について照会があったときは、回答することができるとされている。その場合の条件などについて規則や通知などに定めがあるが、災害発生時にこれらを確認しながら対応することは難しいと思われることから、平時において「安否情報照会マニュアル」を整備しておくことが望まれる。

(現状及び問題点)

東日本大震災における教訓を踏まえ、都道府県知事または市町村長が、当該都道

府県または市町村の地域にかかる災害が発生した場合において、当該災害の被災者の安否に関する情報について照会があったときは、回答することができる旨法律に明記された（災害対策基本法第 86 条の 15）。

そして、同法施行規則第 8 条の 3 には、法の規定に基づいて安否情報を照会しようとする者が明らかにしなければならない事項などが定められており、また、内閣府による通知「災害対策基本法等（安否情報の提供及び被災者台帳関連事項）の運用について」（平成 26 年 1 月 24 日府政防第 60 号、消防災第 21 号）には、同規則の内容などが具体的に解説されている。

しかし、大規模災害が発生した場合には、その直後から安否の照会が多数なされることが予測されるところ、発生した災害への様々な対応を行わなければならない自治体職員が、災害発生後に法律や規則、通知の内容を参照して対応を行うことは非常に困難であるものと考えられる。

（改善策）

大規模災害発生時の混乱に対応するため、平時において、法律や規則、通知の内容を踏まえた「安否情報照会マニュアル」を整備しておくことが望ましい。

（3）災害法制に関する研修について【意見】

高崎市では、全職員を対象とした災害法制の実務研修といったものが実施されていないが、大規模災害時には全庁的に災害対応に追われ担当者が必ずしも指揮を執れるとは限らず、また数年おきの異動といったことを考慮すると、担当職員が研修等に参加するといったことだけではなく、定期的に全職員を対象に災害法制に関する研修を実施するといったことが望ましい。

（現状及び問題点）

高崎市においては、防災に関する担当職員が国や県の主催する研修等へ参加することはあるが、高崎市として行う研修は避難所開設担当者向けの HUG 研修などに限られ、全職員を対象とした災害法制の実務研修などは実施されていない。

しかし、ひとたび大規模災害が発生すれば、すべての部署が災害への対応を行わなければならない。また、大規模災害が発生した場合には、平時における担当者が必ずしも指揮を執ることができるとは限らない。

さらに、自治体の部署により、知っておかなければならない災害法制は若干異なるものと考えられるところ、自治体職員が数年おきに各部署を異動することを踏まえれば、数年ごとに全職員を対象とした災害法制に関する実務研修を実施しなければ大規模災害に対する対応としては不十分である。

(改善策)

全職員を対象とした災害法制に関する実務研修を、定期的に、少なくとも数年おきには実施することが望ましい。

(4) 高崎市防災会議の委員について【意見】

防災会議は災害対策基本法に基づき設置され、行政職員のみならず様々な学識経験者により構成されているが、法律の専門家は含まれていない。

法律に基づき設置される会議であることなどを踏まえ、法令の変更等に適切に対応できるように法律の専門家も加えることが望ましい。

(現状及び問題点)

災害対策基本法第 16 条に基づき置かれている「高崎市防災会議」は、地域防災計画の作成及びその実施の推進、市長の諮問に応じて地域に係る防災に関する重要事項を審議することなどをその任務としている。

同会議の委員には、国や県、市の行政職員のほか、ライフライン運営事業者、医師、農協関係者、商工会関係者、労働団体の代表者など、様々な学識経験者が任命されているが、法律に関する専門家は任命されていない。

高崎市防災会議は災害対策基本法に基づき設置されているもので、同法の規定の趣旨や目的等を踏まえた地域防災計画の作成等を行うことなどをその任務としているところ、昨今の我が国における災害を踏まえて頻繁に改正される法律・規則等の趣旨・目的を正確に反映させた地域防災計画を策定するためには、法律専門家の協力も必要であるものと考えられる。

(改善策)

法律に基づき設置されている会議であることなどを踏まえ、法令等の改正に適切に対応できるように、高崎市防災会議の委員に、法律専門家も加えることが望ましい。

(5) 士業との連携強化について【意見】

高崎市では、平成 28 年度に行政書士会、弁護士会、不動産鑑定士会との間で協定を結んでいるが、それ以外の士業とは協定を結んでいない。災害時には様々な問題が発生すると考えられるため、再建支援の協力を各方面から得られるようにするために、各専門家と協定を締結していくことが望まれる。

(現状及び問題点)

高崎市は、群馬県行政書士会高崎支部、群馬弁護士会、群馬県不動産鑑定士協会との間で平成 28 年度に協定を締結しているが、それ以降、士業との間で協定の締結はなされていない。

災害時には、様々な問題が発生すると考えられるところ、災害からの復旧・復興のためには、多角的な観点からの支援が必要である。災害に対する備えとしては、事前に関係する士業との間で、協定を締結しておくことが対策として大切である。

特に、高崎市地域防災計画には、被災者等の生活再建及び中小企業者・農林事業者の再建支援に関する計画が定められているところ、このような再建支援に協力してもらうことのできる専門家との協定締結は重要である。

(改善策)

弁護士、行政書士、不動産鑑定士以外の士業、例えば、税理士、公認会計士、司法書士、社会保険労務士、社会福祉士、土地家屋調査士、建築士の団体などとの協定を締結していくことが望まれる。

以 上